

令和 6 年度

みどりと公園

緑政事業概要

目 次

1	機構と沿革	
1.	建設緑政局（緑政部門）の沿革	1
2.	機構図	2
3.	建設緑政局事務分掌（緑政部門）	3
4.	建設緑政局緑政部関係部署の所在地等	4
2	予算	
1.	令和5年度建設緑政局（緑政部門）予算構成	5
2.	緑政部門の予算費目内訳	6
3	川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	
1.	条例制定の経過	7
2.	川崎市環境審議会	8
4	川崎市緑の基本計画	
1.	川崎市緑の基本計画について	10
2.	川崎市緑の実施計画について	13
3.	パークマネジメント推進方針について	15
5	緑の保全事業	
1.	緑地保全制度の概要	16
2.	特別緑地保全地区、緑の保全地域	16
3.	風致地区	25
4.	緑地及び樹木等の協定による保全状況	25
5.	まちの樹50選	26
6.	ふれあいの森	27
7.	遊歩道	27
6	緑化の推進事業	
1.	緑化の普及・啓発	29
2.	緑のボランティアの育成	30
3.	花と緑のパートナーシップ事業	31
4.	緑化推進重点地区	33
5.	かわさき臨海のもりづくりの推進	34
6.	地域緑化制度の普及促進（地域緑化推進地区制度）	34
7.	緑地協定	34
8.	街路樹の維持管理	35
9.	緑道・緑地	35
10.	開発行為等に伴う提供公園や敷地内緑化の協議	36
11.	みどりの事業所	36
12.	緑化基金	37
13.	全国都市緑化かわさきフェア	38

7	公園緑地事業	
1.	公園緑地の整備	39
2.	公園緑地の設置状況等	40
3.	公園緑地等の維持管理	44
8	主な公園緑地	
1.	富士見公園	47
2.	大師公園	47
3.	御幸公園	48
4.	川崎市中原平和公園	48
5.	等々力緑地	49
6.	生田緑地	51
7.	王禅寺ふるさと公園	55
8.	菅生緑地	56
9.	多摩川緑地	57
10.	夢見ヶ崎公園	58
11.	川崎市緑化センター	61
12.	魅力向上に向けた取組	62
9	多摩川施策推進事業	
1.	「川崎市新多摩川プラン」の推進	63
2.	多摩川の維持・管理	64
3.	多摩川における協働の推進	64
10	霊園事業	
1.	緑ヶ丘霊園	67
2.	早野聖地公園	67
11	公益財団法人 川崎市公園緑地協会	
1.	設立の趣意	68
2.	設立の背景	68
3.	主な事業	68
4.	予算	71
5.	組織	71
資 料	・緑関係略年表	73
	・建設緑政局緑政関連の条例、要綱等	89
	・川崎市の緑地保全制度	90
	・広報用冊子・パンフレット類	91
	・有償配布物	93
	・市民の花・市民の木	93
	・区の花・区の木	93
	・大都市公園緑地関係部局	94
	・公園の種別	95

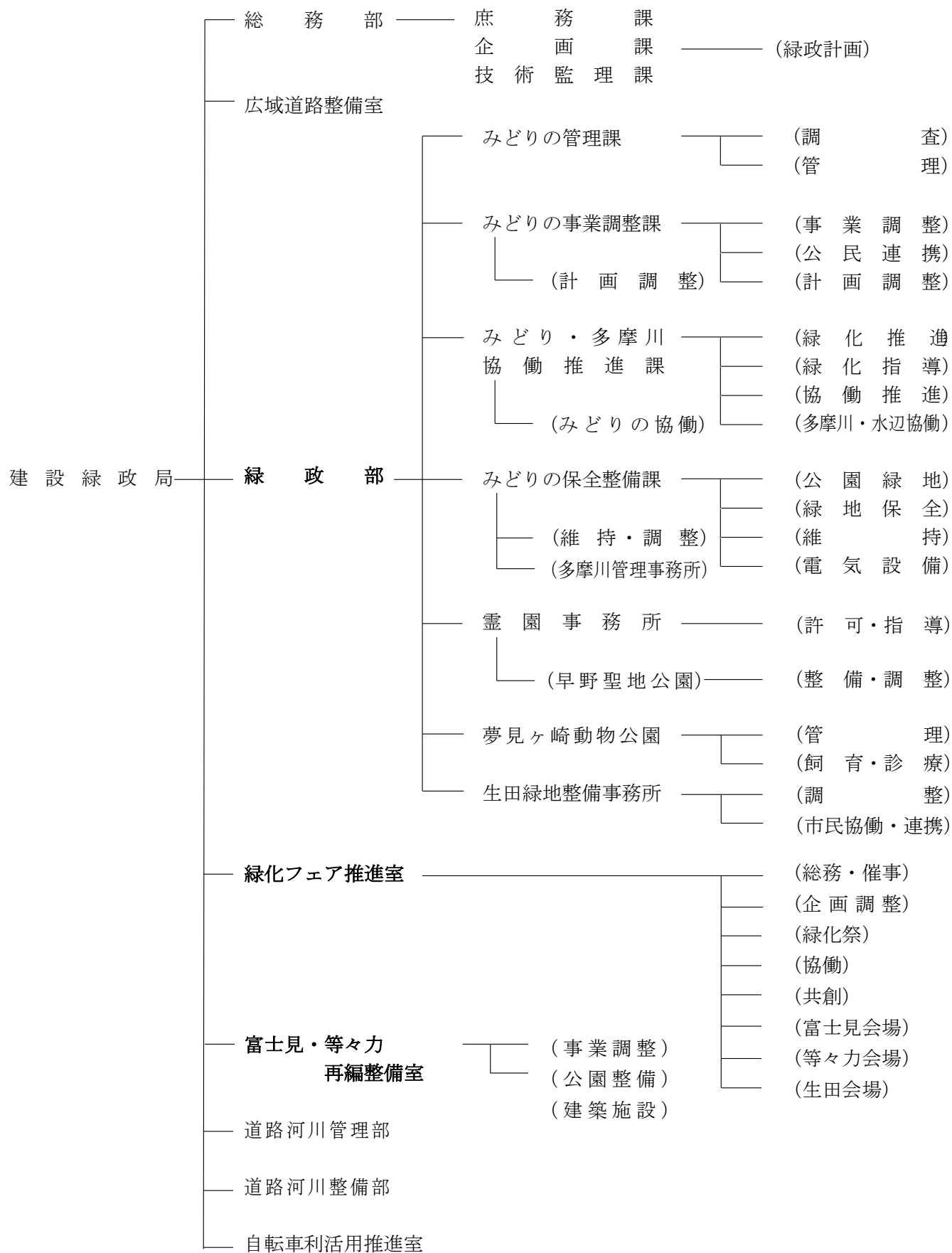
1 機構と沿革

1. 建設緑政局（緑政部門）の沿革

大正13年	7月	市制施行
昭和15年	7月	都市計画課に公園係新設
昭和21年	8月	復興部土木課公園係に名称変更
昭和31年	10月	建設部計画課公園係に名称変更
昭和33年	2月	墓地管理事務所新設
昭和34年	8月	建設局土木部計画課公園係に名称変更
昭和36年	5月	生田緑地管理事務所及び川崎地区公園事務所設置
昭和36年	12月	計画局に公園課新設（管理係、施設係）
昭和38年	8月	計画局から建設局土木部に編入、公園課に整備係新設
昭和39年	4月	大師地区公園事務所及び御幸地区公園事務所設置
昭和40年	4月	中原地区公園事務所設置
昭和42年	7月	生田緑地管理事務所を生田公園事務所に名称変更
昭和44年	10月	墓地管理事務所及び中原地区公園事務所に業務係と工務係を新設
昭和45年	5月	大師地区公園事務所と川崎地区公園事務所を統合し南部公園事務所を新設 御幸地区公園事務所と中原地区公園事務所を統合し中部公園事務所を新設
昭和46年	10月	管理課、緑地課、南部、中部、北部公園事務所及び霊園事務所により土木局緑地部に昇格
昭和48年	4月	緑地課を緑政課（名称変更）と公園課（新設）に分離、夢見ヶ崎動物公園及び樹苗事務所を新設
昭和49年	4月	環境保全局に昇格（新設自然環境課を含む4課6事務所）
昭和54年	4月	公園管理課新設（5課6事務所）
昭和54年	12月	早野聖地公園新設（5課7事務所）
昭和55年	4月	西部公園事務所（3係）を新設（5課8事務所）
昭和61年	4月	公害局、企画調整局環境管理部を統合し、新たに環境保全局として発足（3部10課10事業所）
昭和62年	5月	緑政課と自然環境課を統合し、自然環境課とする
平成元年	4月	管理部（庶務課、企画調査課）を新設し、緑政部、公害部、環境管理部と合せて4部制とする
平成元年	5月	生田ゴルフ場準備室を新設
平成 3年	3月	樹苗事務所を廃止
平成 4年	1月	生田ゴルフ場準備室を廃止
平成 4年	4月	環境政策室を新設
平成 9年	4月	環境保全局と生活環境局を統合し、環境局として発足（6部18課21事業所） 環境政策室と企画調査課を廃止し、環境企画室を新設
平成13年	4月	環境企画室を廃止し、緑政課に緑政企画担当を設置、総合企画局から緑政部に市民健康の森担当を移管
平成17年	4月	市民健康の森担当を廃止し、緑政部に緑政企画担当及び多摩川施策推進担当を設置
平成19年	4月	多摩川施策推進担当を廃止し、多摩川施策推進課及び多摩川管理事務所を設置
平成20年	4月	経済局から環境局に緑化センターを移管
平成22年	4月	環境局緑政部と建設局を統合し、建設緑政局として発足（5部1室15課6事業所） 各公園事務所と各区建設センターを統合し、各区道路公園センターとする 緑政部緑政企画担当を廃止し、企画部企画課に緑政企画担当を設置
平成24年	4月	総合企画局公園緑地まちづくり調整室等々力緑地地域調整担当を廃止し、 建設緑政局に等々力緑地再編整備室を設置
平成25年	4月	総合企画局公園緑地まちづくり調整室生田緑地地域調整担当を廃止し、 建設緑政局に生田緑地整備事務所を設置
平成26年	4月	緑政課、公園管理課、公園緑地課、企画部企画課緑政企画担当を廃止し、緑政部にみどりの企画管理課、 みどりの協働推進課、みどりの保全整備課を設置
平成29年	4月	総務部企画課に水辺活用担当を設置
平成30年	4月	総務部企画課水辺活用担当、緑政部みどりの企画管理課パークマネジメント・事業調整担当を廃止し、 総務部企画課に水辺・みどり活用担当を設置
平成31年	4月	総務部企画課水辺・みどり活用担当を廃止し、総務部企画課にみどり活用担当、緑政部多摩川施策推進課に 水辺活用担当を設置
令和2年	4月	みどりの協働推進課に緑化フェア担当を設置
令和3年	4月	みどりの協働推進課緑化フェア担当を廃止し、緑政部緑化フェア推進担当を設置 緑政部みどりの企画管理課を廃止し、みどりの管理課、総務部企画課に緑政計画担当を設置
令和4年	4月	総務部企画課みどり活用担当、緑政部みどりの協働推進課、みどりの保全整備課事業調整担当を廃止し、 緑政部みどりの事業調整課、みどり・多摩川協働推進課を設置 多摩川施策推進課を廃止し、みどり・多摩川協働推進課に多摩川・水辺協働担当を設置 緑政部緑化フェア推進担当を廃止し、緑政部緑化フェア推進室を設置
令和5年	4月	緑政部緑化フェア推進室に会場計画担当を設置 等々力緑地再編整備室を廃止し、富士見・等々力再編整備室を設置
令和5年	10月	緑化フェア推進室 緑化祭担当を設置
令和6年	4月	緑化フェア推進室 協働・共創担当、会場準備担当、会場計画担当を廃止し、 協働担当、共創担当、富士見会場担当、等々力会場担当、生田会場担当を設置

2. 機構図

(令和6年4月1日現在)



3. 建設緑政局事務分掌（緑政部門）

（「川崎市事務分掌条例」、「川崎市事務分掌規則」及び「川崎市事業所事務分掌規則」から抜粋）

建設緑政局		(1) 緑の保全、緑化、公園及び緑地に関すること。 (2) 道路、河川その他土木に関すること。 (3) 用地に関すること。
総務部		
	企画課 緑政計画	(9) 公園、緑地等に係る施策の企画、調整及び計画に関すること。
緑政部		
	みどりの管理課	(1) 公園、緑地等に係る管理及び調整に関すること。 (2) 都市公園台帳に関すること。 (3) 公園、緑地等の財産管理の総括に関すること。 (4) 公園施設の設置及び管理許可に関すること。 (区役所道路公園センターの所管に属する業務を除く。) (5) 霊園事務所、夢見ヶ崎動物公園及び生田緑地整備事務所との連絡調整に関すること。 (6) 緑化センターに関すること。 (7) 公益財団法人川崎市公園緑地協会に関すること。
	みどりの事業調整課	(1) 公園、緑地等に係る事業の総合調整及び統括に関すること。 (2) 公園、緑地等への民間活力の導入に係る調整に関すること。 (3) 公募対象公園施設設置等予定者選定委員会に関すること。 (4) 公園緑地等整備計画推進委員会に関すること。 (5) 多摩川プラン推進会議に関すること。
	みどり・多摩川 協働推進課	(1) 民有地等の緑化及び樹木等の保全に関すること。 (2) 緑についての普及啓発に関すること。 (3) 公園、緑地等の協働型事業の推進に係る企画及び調整に関すること。 (4) 公園、緑地等の利用活性化に関すること。 (5) 多摩川の市民利用の推進及び広域連携に関すること。 (6) 都市計画法に基づく開発行為、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業等に伴う公園及び緑地に係る協議及び指導に関すること。 (7) 都市計画施設としての公園、緑地等における建築等の規制及び建築許可に関すること。 (8) 王禅寺四ツ田緑地に関すること。
	みどりの保全整備課	(1) 公園、緑地等の整備計画に関すること。 (富士見・等々力緑地再編整備室の所管に属するものを除く。) (2) 緑の保全に係る地区の指定等に関すること。 (3) 工事設計等の調整及び総括に関すること。 (4) 工事の設計及び監督に関すること。 (富士見・等々力緑地再編整備室の所管に属するものを除く。) (5) 公園、緑地等の維持管理についての調整に関すること。 (6) 多摩川管理事務所及び関係機関との連絡調整に関すること。
	霊園事務所	(1) 所の維持管理に関すること。 (2) 墓地の利用許可及び使用料の徴収に関すること。 (3) 緑ヶ丘霊園及び霊堂並びに早野聖地公園の管理運営に関すること。 (4) 工事の設計及び監督に関すること。
	夢見ヶ崎動物公園	(1) 園の維持管理に関すること。 (2) 園の占用許可及び使用許可並びに占用料及び使用料の徴収に関すること。 (3) 動物の収集、飼育及び展示に関すること。 (4) 動物に係る調査研究に関すること。
	生田緑地整備事務所	(1) 所の維持管理に関すること。 (2) 生田緑地の管理運営に関すること。
	緑化フェア推進室	(1) 全国都市緑化かわさきフェアの開催に係る企画及び総合調整に関すること。

	富士見・等々力再編整備室	(1) 富士見公園及び等々力緑地に係る整備計画及び調整に関すること。 (2) 富士見公園及び等々力緑地の整備に関すること。 (3) 富士見公園及び等々力緑地の管理運営の調整に関すること。 (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
--	--------------	--

4. 建設緑政局緑政部関係部署の所在地等

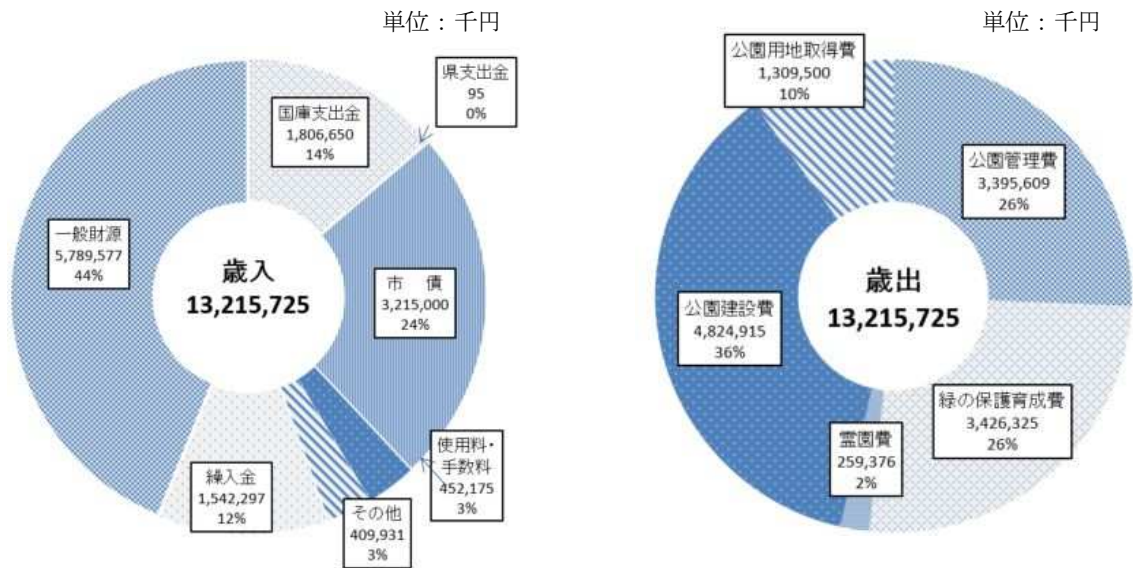
名 称	電 話	郵便番号	所 在 地	最寄りの交通機関	F A X
企画課	200-2758	210-8577	川崎区宮本町1番地 本庁舎17階	南武線「川崎駅」 京浜急行「京急川崎駅」	200-3973
みどりの管理課	200-2394				
みどりの事業調整課	200-1200				
みどり・多摩川協働推進課	200-2380				
みどりの保全整備課	200-2390				
緑化フェア推進室	200-1736				
富士見・等々力再編整備室	200-2408				
多摩川管理事務所	544-6922	212-0051	幸区東古市場1	市バス「東古市場」	544-6923
霊園事務所（緑ヶ丘霊園）	813-1182	213-0033	高津区下作延1241	南武線「津田山駅」	811-6251
早野聖地公園	987-6120	215-0016	麻生区早野732	小田急・東急バス「虹が丘小学校」	986-0813
夢見ヶ崎動物公園	588-4030	212-0055	幸区南加瀬1-2-1	市バス「夢見ヶ崎動物公園前」	588-4043
生田緑地整備事務所	934-8577	214-0032	多摩区枅形6-26-1	小田急バス「専修大学前」	934-8578
川崎区役所 道路公園センター	244-3206	210-0834	川崎区大島1-25-10	P44参照 市バス「大島四丁目」	246-4909
幸区役所 道路公園センター	544-5500	212-0053	幸区下平間357-3	P44参照 市バス「小向西町」 東急バス「武道館前」	556-1650
中原区役所 道路公園センター	788-2311	211-0041	中原区下小田中2-9-1	P44参照 南武線「武蔵中原駅」	788-1106
高津区役所 道路公園センター	833-1221	213-0001	高津区溝口5-15-7	P44参照 南武線「武蔵溝ノ口駅」 東急電鉄「高津駅」	833-2498
宮前区役所 道路公園センター	877-1661	216-0003	宮前区有馬2-6-4	P44参照 東急電鉄「宮前平駅」 東急バス「小台」「宮前」	877-9429
多摩区役所 道路公園センター	946-0044	214-0008	多摩区菅北浦4-11-20	P44参照 南武線「稲田堤駅」 小田急バス「馬場3丁目」	946-0105
麻生区役所 道路公園センター	954-0505	215-0026	麻生区古沢120	P44参照 小田急線「新百合ヶ丘駅」	954-6283
緑化センター	911-2177	214-0021	多摩区宿河原6-14-1	南武線「宿河原駅」	922-5599
公益財団法人 川崎市公園緑地協会	711-3257	211-0052	中原区等々力3-12	市バス・東急バス 「市民ミュージアム前」	722-8410

2 予 算

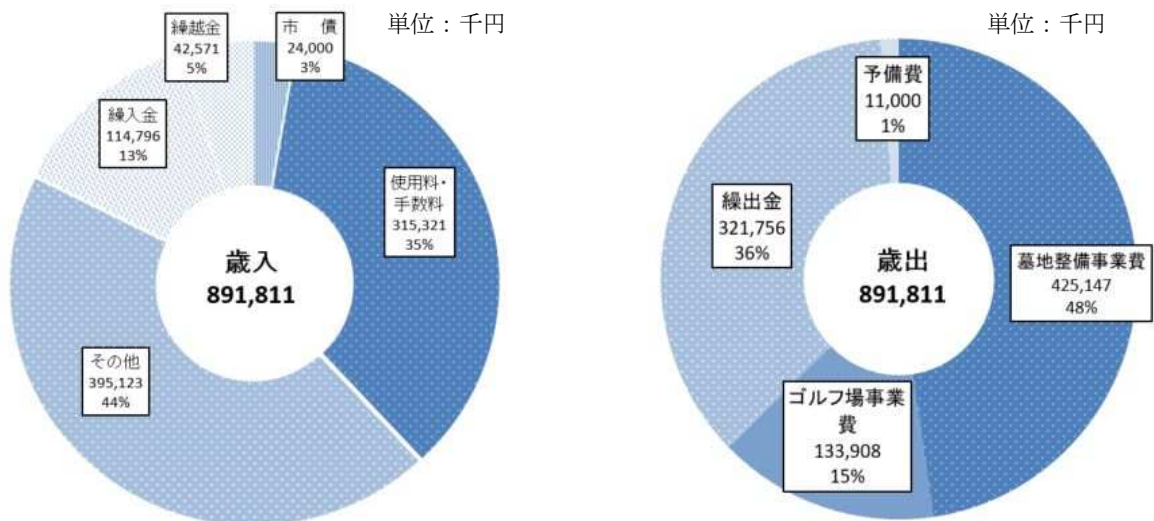
1. 令和6年度建設緑政局（緑政部門）予算構成

川崎市一般会計予算 871, 233, 696千円
建設緑政局 一般会計予算（緑政部門） 13, 215, 725千円（一般会計予算の1. 5%）

＜一般会計・建設緑政費、区役所費＞ 13,215,725 千円



＜特別会計・建設緑政局＞ 891,811 千円



2. 緑政部門の予算費目内訳

令和6年度予算総括表（一般会計（建設緑政費、区役所費）及び特別会計）

（単位 千円）

	令和6年度 当初 予算額	財 源 内 訳								令和5年度 当初 予算額	対前年比 倍 率
		国庫 支出金	県支出金	市 債	使用料・ 手数料	その他	繰入金	繰越金	一般財源		
建 設 緑 政 費	10,083,539	1,606,650	95	2,676,000	287,090	379,791	1,336,127	0	3,797,786	4,722,898	2.14
緑 化 費	2,693,030	236,000	0	21,000	0	236,955	1,177,681	0	1,021,394	642,676	4.19
緑 化 推 進 費	2,693,030	236,000	0	21,000	0	236,955	1,177,681	0	1,021,394	642,676	4.19
自 然 保 護 対 策 費	733,295	186,800	95	369,000	0	2,226	0	0	175,174	841,015	0.87
自然保護対策費	733,295	186,800	95	369,000	0	2,226	0	0	175,174	841,015	0.87
公 園 費	6,657,214	1,183,850	0	2,286,000	287,090	140,610	158,446	0	2,601,218	3,239,207	2.06
公園緑地施設費	6,134,415	1,183,850	0	2,237,000	77,055	121,633	158,446	0	2,356,431	2,732,429	2.25
霊 園 費	259,376	0	0	0	205,673	165	0	0	53,538	268,353	0.97
多摩川施策推進費	263,423	0	0	49,000	4,362	18,812	0	0	191,249	238,425	1.10
区 役 所 費	3,132,186	200,000	0	539,000	165,085	30,140	206,170	0	1,991,791	2,531,766	1.24
区政振興費	3,132,186	200,000	0	539,000	165,085	30,140	206,170	0	1,991,791	2,531,766	1.24
区政総務費	2,342,267	200,000	0	539,000	161,697	20,140	59,112	0	1,362,318	1,786,848	1.31
川崎区区づくり推進費	187,083	0	0	0	518	10,000	0	0	176,565	186,324	1.00
幸区区づくり推進費	59,530	0	0	0	0	0	0	0	59,530	59,530	1.00
中原区区づくり推進費	71,575	0	0	0	620	0	0	0	70,955	72,699	0.98
高津区区づくり推進費	47,945	0	0	0	2,250	0	0	0	45,695	45,417	1.06
宮前区区づくり推進費	71,983	0	0	0	0	0	0	0	71,983	70,617	1.02
多摩区区づくり推進費	242,189	0	0	0	0	0	147,058	0	95,131	200,717	1.21
麻生区区づくり推進費	109,614	0	0	0	0	0	0	0	109,614	109,614	1.00
特 別 会 計	891,811	0	0	24,000	315,321	395,123	114,796	42,571	0	869,737	1.03
墓 地 整 備 事 業	435,147	0	0	0	315,321	5,029	114,796	1	0	432,302	1.01
生田緑地ゴルフ場事業	456,664	0	0	24,000	0	390,094	0	42,570	0	437,435	1.04
合 計	14,107,536	1,806,650	95	3,239,000	767,496	805,054	1,657,093	42,571	5,789,577	8,124,401	1.74

3 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例

1. 条例制定の経過

本市は、多摩川の南岸約30kmに沿った細長い地域で、北西部の多摩丘陵地、南東部の沖積低地、臨海部の埋立地からなっており、北西部では、丘陵台地上の畑、果樹園、クヌギ・コナラ等の二次林、浸食谷面の斜面林等の緑が豊富で、南東部の沖積低地は、江戸時代に完成した農業用の二ヶ領用水を基にして水田地帯が形成され、これらが本市の緑の原風景となっていました。

しかし、明治時代後半から始まった工場の立地、大正期の埋立事業により、工業都市への道を歩み始め、京浜工業地帯の中核として戦後の高度経済成長の中核的地位を占めてきましたが、その代償として自然環境の改変、大気汚染等、都市型の環境問題に直面するとともに、とりわけ、北西部地域における活発な宅地開発の進行は緑地資源の大幅な減少をもたらすところとなり、昭和30年代後半から市内の緑が衰退の一途をたどり始めました。

川崎市の土地利用の推移

年 度 別	山林原野	田 畑	計	指 数	宅 地	指 数
	ha	ha	ha		ha	
昭 和 30 年	2、114	4、056	6、170	100.0	2、582	100.0
昭 和 40 年	1、835	3、086	4、921	79.8	4、252	164.7
昭 和 50 年	1、284	1、742	3、026	49.0	5、897	228.4
昭 和 60 年	802	1、237	2、039	33.0	6、346	245.8
平 成 2 年	706	1、058	1、764	28.6	7、568	293.1
平 成 7 年	655	884	1、539	24.9	7、675	297.3
平 成 14 年	571	739	1、310	21.1	7、995	309.6
平 成 15 年	562	722	1、284	20.8	8、047	311.7
平 成 16 年	554	711	1、265	20.5	8、073	312.7
平 成 17 年	543	696	1、239	20.1	8、108	314.0
平 成 18 年	495	675	1、170	19.0	8、143	315.4
平 成 19 年	475	657	1、132	18.3	8、170	316.4
平 成 20 年	470	647	1、117	18.1	8、184	317.0
平 成 21 年	473	640	1、113	18.0	8、208	317.9
平 成 22 年	467	629	1、096	17.8	8、232	318.8
平 成 23 年	461	623	1、084	17.6	8、256	319.8
平 成 24 年	450	613	1、063	17.2	8、296	321.3
平 成 25 年	446	601	1、047	17.0	8、320	322.2
平 成 26 年	447	588	1、035	16.8	8、365	324.0
平 成 27 年	444	581	1、025	16.6	8、389	325.0
平 成 28 年	440	568	1、008	16.3	8、410	325.7
平 成 29 年	436	558	994	16.1	8、425	326.2
平 成 30 年	432	546	978	15.9	8、450	327.2
令 和 元 年	430	538	968	15.7	8、483	328.5
令 和 2 年	431	530	961	15.6	8、496	329.0
令 和 3 年	429	526	955	15.5	8、518	329.9
令 和 4 年	428	519	947	15.4	8、533	330.5
令 和 5 年	426	509	935	15.2	8、547	331.0

固定資産概要調査データを基に作成（翌年1月1日時点の状況）

その様な社会状況の中、昭和46年に北西部地域の自然破壊を抑止しようとする住民運動が起き、現存する自然の保護と回復育成を希求する広範な市民の運動が盛りあがりました。それは、12万市民の署名

となり“みどりの条例”制定への直接請求に発展し、様々な曲折を経て、昭和48年10月「川崎市における自然環境の保全及び回復育成に関する条例」（以下「旧条例」とする）が全国に先駆けて制定されました。

しかし、首都東京に隣接していることから、市域における土地需要は旺盛で、開発圧力は依然根強いものでありました。また、地価の高騰は土地所有者に相続税等の負担増を招き、土地を緑地のまま長期間保持することは困難となり、その結果、旧条例の施行以来20余年の間にも開発が進み、緑地の面積は減少を続けました。

こうした状況から、残された貴重な緑の保全を求める市民の声はますます高まり、その要求も多様化し、緑の保全だけでなく、生態系や地球環境の保全にまで及ぶようになりました。そこで、これらの要求に応えるため、市では平成9年9月に学識者等で構成する「川崎市環境行政制度検討委員会」を設置し、「川崎市環境行政制度の基本的なあり方について」諮問しました。

この委員会では、制定後4半世紀が経過した一連の環境関連条例（緑、公害、環境影響評価等）の改正を目的に審議が重ねられ、平成11年7月に答申が市長に提出されました。市は、この答申を踏まえて環境関連条例の改正を行いました。

緑の分野では、昭和48年に制定した条例を全面的に改正し、平成11年12月に「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」を制定しました。この条例では、緑の概念を広げて、従来の樹林地等の緑の保全・育成に加えて、そこに生息する動植物やその生育基盤となる土や水、緑等の自然の要素を総合的に捉えるほか、都市緑地保全法（現：都市緑地法）の活用や、市・市民・事業者とのパートナーシップにより、緑の保全及び緑化の推進に関する施策を展開していくこととしています。

○条例制定に関する経過等

昭和46年頃	北西部地域において住民の自然保護運動が活発化
昭和47年 7月	川崎の環境保全市民会議（45自治会18団体で組織）結成
昭和47年 8月	地方自治法第74条第1項に基づいて条例制定直接請求（有効署名者数101、876人）条例の名称「川崎市を樹木の緑で覆い、環境をよみがえらせる都市づくりをすすめるための条例」
昭和47年11月	同条例直接請求否決（29対33）
昭和48年 9月	「川崎市における自然環境の保全及び回復育成に関する条例」を市議会へ提案
昭和48年 9月	同条例可決（全会一致）
昭和48年10月	同条例制定
昭和49年 4月	同条例施行
平成 9年 7月	川崎市の環境行政制度のあり方について諮問（川崎市環境行政制度検討委員会）
平成11年 7月	川崎市の環境行政制度のあり方について答申
平成11年12月	旧条例を全面的に改正し、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」制定
平成12年 3月	川崎市環境保全審議会の設置
平成12年12月	川崎市緑の保全及び緑化の推進条例施行規則の制定及び同条例施行
平成16年11月	川崎市環境基本条例の改正等により環境保全審議会を廃止し、環境審議会を設置

2. 川崎市環境審議会

環境の保全に関する重要事項を総合的かつ専門的に調査審議するため、平成11年12月に川崎市環境保全審議会条例を制定し、これに基づき平成12年3月に「川崎市環境保全審議会」を設置しました。

また、平成16年11月には、川崎市環境基本条例の改正等により環境保全審議会を廃止し、環境審議会を設置しました。

この審議会は、学識経験者、関係団体、公募市民等で構成し、諮問案件によっては必要に応じて特設部会を設け専門的な調査審議を行います。

緑の保全、緑化の推進、公園緑地の管理運営等に関することについては、自然共生分野の委員で構成する特設部会にて調査審議を行います。

○川崎市環境審議会（旧「環境保全審議会」）及び自然共生分野特設部会（旧緑と公園部会）の主な審議状況等

平成16年11月（審議会）緑の保全地域の指定について（諮問）
平成16年12月（部会）緑の保全地域の指定について審議及び答申
平成17年2月（審議会）緑の保全地域の指定について（答申）
平成17年5月（審議会）緑の保全地域の指定について（諮問）
平成17年7月（部会）緑の保全地域の指定について審議及び答申
平成17年11月（部会）緑の基本計画の改定について（報告）
平成18年4月（審議会）緑の基本計画の改定について（諮問）
平成18年5、6、7、9、10、11月（部会）緑の基本計画の改定について審議
平成18年11月（審議会）緑の保全地域の指定について（諮問）



緑の基本計画の改定に関する部会審議状況について（報告）

平成18年12月（部会）緑の保全地域の指定について審議及び答申
平成19年1、3、4、5、8月（部会）緑の基本計画の改定について審議
平成19年9月（審議会）緑の基本計画の改定について（答申）
平成19年12月、平成20年2月（審議会）緑の保全地域の指定について（諮問）、審議及び答申
平成20年12月、平成21年1月（審議会）緑の保全地域の指定について（諮問）、審議及び答申
平成21年7月（審議会）長期未整備公園・緑地のあり方について（諮問）
平成21年11月（審議会）緑の保全地域の指定について（諮問）
平成22年1月（部会）緑の保全地域の指定について審議及び答申
平成22年2月（審議会）長期未整備公園・緑地のあり方について（答申）
平成22年10月、平成23年2月（審議会）緑の保全地域の指定について（諮問）、審議及び答申
平成23年11月、平成24年2月（審議会）緑の保全地域の指定について（諮問）、審議及び答申
平成24年4月（審議会）川崎市生物多様性地域戦略の策定に向けた基本的な考え方（諮問）
平成24年5、8、11月、25年1月（部会）川崎市生物多様性地域戦略の策定に向けた基本的な考え方審議
平成24年12月（審議会）緑の保全地域の指定について及び川崎市における緑地総合評価の見直しについて（諮問）
平成25年3月（部会）川崎市生物多様性地域戦略の策定に向けた基本的な考え方審議及び緑の保全地域の指定について審議及び答申
平成25年4月（審議会）川崎市生物多様性地域戦略の策定に向けた基本的な考え方（答申）
平成25年7、9、11月（部会）緑地総合評価の見直しについて審議
平成25年7月（審議会）川崎市における市営霊園の今後のあり方について（諮問）
平成25年8、10、11、12、平成26年1月（部会）川崎市における市営霊園の今後のあり方について審議
平成25年11月（審議会）緑の保全地域の指定について（諮問）
平成26年1月（部会）緑の保全地域の指定について審議及び答申
平成26年2月（審議会）緑地総合評価の見直しについて（答申）
平成26年6、8、10月（部会）川崎市における市営霊園の今後のあり方について審議
平成26年11月（審議会）川崎市における市営霊園の今後のあり方について（答申）
緑の保全地域の指定について（諮問）
平成27年1月（部会）緑の保全地域の指定について審議及び答申
平成27年6月（審議会）「川崎市緑の基本計画」の改定について（諮問）
平成27年6、7、9、10、12月（部会）「川崎市緑の基本計画」の改定について審議
平成28年1月（審議会）緑の保全地域の指定について（諮問）
「川崎市緑の基本計画」の改定に関する部会審議状況について（報告）
平成28年2月（部会）緑の保全地域の指定について審議及び答申
平成28年5、6、7、8、11月（部会）「川崎市緑の基本計画」の改定について審議
平成28年11月（審議会）緑の保全地域の指定について（諮問）
平成29年1月（部会）緑の保全地域の指定について審議及び答申
「川崎市緑の基本計画」の改定について審議
平成29年2月（審議会）「川崎市緑の基本計画」の改定について（答申）
「川崎市緑の基本計画」の改定について審議
平成29年10月（部会）「川崎市緑の基本計画」の策定状況について（報告）
令和元年5月（審議会）「生物多様性かわさき戦略」の改定について（諮問）

全国都市緑化かわさきフェアについて（報告）

(3) 基本理念 **【多様な緑が市民をつなぐ 地球環境都市かわさきへ】**

本市の多様な緑のストックは、市民や民間企業等との協働、連携により保全、創出及び育成されています。緑豊かなまちづくりを実現するためには、緑を取り巻く社会情勢や緑に対する市民の多様なニーズを踏まえ、緑の適切な保全や創出を進めるとともに、緑をさまざまな形で活用することにより、緑の質、暮らしの質を高め、誰もがどこでも緑の効用を実感できるようにする必要があります。

そのためには、様々な主体の特性を最大限に発揮できる機会と場を確保し、緑と水のネットワーク、さらには人のネットワークを形成することが重要です。そして、本市の自然的環境資源を世代を超えた共有財産として認識し、緑豊かなまちづくりに向けた将来像を描くことで、市民一人ひとりが地域への愛着や誇りを抱くようになります。このようにして育まれた市民の意思によって、川崎独自の緑の市民文化が醸成され、これこそが本市が目指す地球環境都市の姿です。

地球環境都市とは

- ・市民一人ひとりが地球市民としての自覚と意識をもっている。
- ・多様な緑がさまざまな主体の協働により保全、創出、育成及び活用され、良好な自然的環境や公園、緑化地等の緑のストックが蓄積されている。
- ・その結果、川崎独自の緑の市民文化が生まれ、市民一丸となって、地球温暖化対策、生物多様性の保全及び循環型社会の形成等、地球環境の改善に貢献する緑の取組がなされている。

(4) 将来像

- さまざまな主体が、幅広い世代にわたって緑を守り育むために協働し、持続的な活動を行うことにより、多様な緑が支えられ、地域の底力となっている。
- 川崎を特徴づけるつながりのある緑が生まれ、生物多様性の保全や地球温暖化対策等地球環境に配慮した取組が行われている。
- 地域の核となる永続性のある緑が保全・創出・育成されることにより、多様な効用が発揮され、市民生活を豊かにするまちが形成されている。
- 地域特性に配慮した緑と水のネットワーク形成が充実することにより、身近な生活空間に四季の移ろいが実感でき、安らぎの感じられる緑豊かなまちになっている。
- 緑の空間が、多様な主体により効果的に活用され、地域コミュニティの強化やまちの賑わい創出に寄与する等、緑によりまちの価値が高まっている。

(5) 基本方針

○基本方針1《テーマ:協働》多様な主体の参画による持続可能な協働の仕組みの発展

協働を、「地域における緑の課題を、さまざまな主体が対等な立場で協力しながら取り組むことで解決を図り、多様な緑の特性に応じた質の向上を図る行動」と定義し、地域のさまざまな主体の協働と連携により、持続的に緑を保全、創出及び育成することで、身近な生活空間の質を向上させることや、活気にあふれた地域コミュニティの醸成を目指します。

○基本方針2《テーマ:みどり軸》つながりのあるみどり軸によるふるさと景観の継承と自然環境との共生

多摩丘陵、多摩川崖線、多摩川及び臨海部の海における緑のつながりを「みどり軸」と設定して、次世代に引き継ぐべき財産として保全、創出及び育成することにより、山から川、川から海への資源循環・水循環の健全性を保つとともに、生物多様性の保全や地球温暖化対策等地球環境に配慮した取組を推進します。

○基本方針3《テーマ:みどり拠点》多様な機能を備えたみどり拠点による生き生きとした都市の形成

大規模な公園、まとまりのある緑地や農地等の緑のまとまりを「みどり拠点」と設定し、それぞれの多彩な機能を高めることで、市民一人ひとりの生活にうるおいをもたらす、安全で快適な暮らしを支える緑のまちづくりを推進します。

○基本方針4《テーマ:緑と水のネットワーク》身近な緑の創出と育成による緑と水のネットワークの充実

みどり軸とみどり拠点をつなぐための、街中や河川流域、臨海部の緑の保全、創出及び育成と、水環境の保全及び再生の推進により、身近な生活空間で感じられる緑を充実させるとともに、少子高齢化等の社会構造の変化に対応し、環境に配慮した住みやすいまちづくりに向け、緑の質の向上を図ります。

○基本方針5《テーマ:グリーンコミュニティ》質の高い緑ある暮らしを実現するグリーンコミュニティの形成

新たなまちの活力を生み出すために、多様な主体が緑を活用し、つながりを実感できる「グリーンコミュニティ」を形成し、これまで保全、創出及び育成されてきた緑の空間について、市民協働によりその効用を最大限に発揮させることのできるマネジメントを推進します。

(6) 施策展開の構成

効果的に施策を推進していくため、基本方針を踏まえた3つの基本施策を位置づけ、施策展開のためのプロジェクトを設けます。これらに基づく取組を通じて、市民の「緑ある暮らしの創造」を目指します。

基本 施策	プロジェクト	実施施策
Ⅰ 緑の パート ナー づくり	① 多様な主体と連携する協働プログラム推進プロジェクト	1 緑の活動への多様な主体の参加と持続可能な活動の促進 2 民間企業・教育機関等の参画促進 3 市民や民間企業等の緑化意識の啓発
	② 緑を支える人材の育成・支援プロジェクト	4 緑の人材育成と活用 5 緑の活動に対する支援の充実 6 市民・民間企業の緑の取組に対する表彰等による活動意識の高揚
	③ 緑を大切に作る心を育む「緑育」プロジェクト	7 環境学習における「緑育」の充実
	④ 多様な主体をつなぐ情報発信プロジェクト	8 緑の魅力の発掘及び情報発信の推進 9 人材の交流、連携の推進
Ⅱ 緑の 空間 づくり	⑤ 多摩丘陵軸・多摩川線軸のつながりと身近な緑の保全・回復・育成プロジェクト	10 多様な機能を発揮する樹林地の保全 11 地域に残された身近な緑の継承 12 開発事業等における樹林地の保全、回復及び創出 13 保全された樹林地の適切な管理と持続的な取組 14 緑と調和した都市景観の形成
	⑥ 多摩川の魅力向上と資源の活用プロジェクト	15 多摩川緑地施設の利便性向上 16 多摩川緑地の適切な管理と持続的な取組
	⑦ 防災減災機能を備えた公園づくりプロジェクト	17 公園緑地の防災機能整備推進
	⑧ 公園の整備・管理による多様な機能発揮プロジェクト	18 地域特性に応じた特色のある公園緑地の整備推進 19 身近な公園の整備推進 20 安全安心な公園緑地づくりに向けた管理と機能の充実
	⑨ 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進プロジェクト	21 多面的な機能を有する都市農地の保全・活用 22 持続的な営農に向けた「農」への参加と理解の促進
	⑩ 緑と水をつなげるエコロジカルネットワーク形成プロジェクト	23 地球環境に配慮した緑化活動の推進 24 緑化助成制度の普及と充実 25 生物多様性に配慮した公園緑地の整備 26 街路樹・グリーンベルトの充実と適正な管理 27 河川等の水辺地の保全 28 公共空間の緑化推進 29 事業所による緑化の促進
Ⅲ グリー ンコ ミュ ニ ティ づく り	⑪ 緑による地域コミュニティ形成プロジェクト	30 地域コミュニティ形成の推進 31 緑を通じた防災力の向上 32 緑を通じた子育て環境の向上と健康増進
	⑫ 活力ある緑のまちづくりプロジェクト	33 大規模公園緑地等における緑を核としたまちづくりの推進 34 市街地における緑とオープンスペースの確保と活用 35 公園の柔軟な運営による魅力の向上
	⑬ 広域的な緑の魅力向上プロジェクト	36 緑と一体となった地域資源の保全・活用 37 地域連携による里地・里山の保全と利活用 38 多摩川の利活用による地域活性化
	⑭ 「臨海のもり」づくり推進プロジェクト	39 多様な主体との連携による風の道の形成 40 臨海部において市民が親しみ憩える良質な緑の創出

(7) 緑の目標

さまざまな効用を発揮する緑の空間の量的な維持を図るため、施策展開を行う緑の総量の目標を定めます。また、緑ある暮らしの創造に向けた取組の成果が見える化するため、市民生活と緑の関連性の度合いを成果指標として数値化し、この目標を定めます。

●施策展開を行う緑の総量の目標

令和9年度末で市域面積の30%以上に相当する施策の展開を目指します

保全、創出、育成及び活用する緑の要素		現況の 施策面積 (平成28年度)	目標とする 施策面積 (令和9年度)
緑地	樹林地	241ha	300ha
	農地	368ha	343ha
公園		776ha	830ha
緑化地		957ha	1,082ha
水辺地空間		1,977ha	1,977ha

●施策展開により緑ある暮らしを実現するための目標

指標①：市民の緑の満足度

平成28年時点 48.7% → 目標 50%以上

指標②：市民植樹運動による累計植樹本数

平成28年時点 80万本 → 目標 150万本以上

指標③：緑に関する活動への参加の意向を示す市民の割合

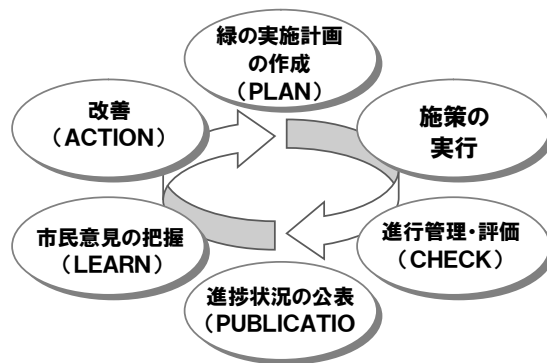
平成28年時点 85% → 目標 90%以上

(8) 区別方針

川崎市緑の基本計画における緑の保全、育成、創出及び活用取組について、区ごとの展開の方針を示します。

(9) 実現性の高い計画とするために

実現性の高い計画とするために、計画(PPLAN)・実行(DO)・評価(CHECK)・改善(ACTION)に加え、公表(PUBLICATION)・市民意見の把握(LEARN)の6つの視点を適切に運用し、進行管理を行っていきます。



6つの視点（PDCPLA）に基づく進行管理のイメージ

2. 川崎市緑の実施計画について

(1) 川崎市緑の実施計画とは

「川崎市緑の実施計画」は、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第9条に規定する本市独自の制度で、川崎市緑の基本計画に示された3つの基本施策と緑の施策目標を着実に実行していくためのアクションプログラムとその推進管理を示すものです。

(2) 計画の対象

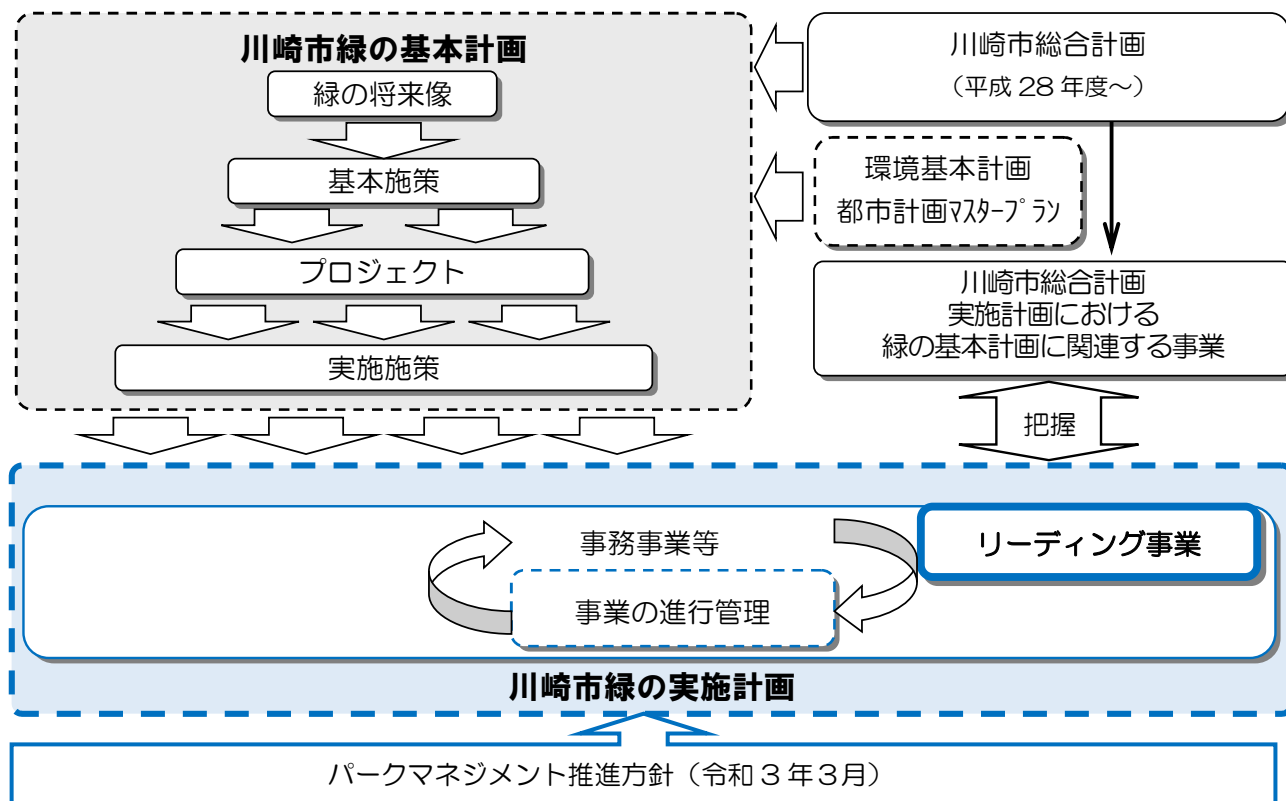
川崎市緑の基本計画に示された3つの基本施策を支える実施施策に対して、それらを推進するための各事業を対象とします。

(3) 計画期間

川崎市緑の基本計画の計画期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間としていますが、川崎市緑の基本計画を着実に推進していくために、第1期川崎市緑の実施計画は、平成30年度から令和3年度までの4年間、第2期川崎市緑の実施計画は、令和4年度から令和7年度までの4年間を計画期間とします。

(4) 計画の推進（リーディング事業）

川崎市緑の実施計画においては、川崎市緑の基本計画における施策全体の牽引役となる取組をリーディング事業と位置づけ、それらを着実に実現させることを目指します。



川崎市緑の基本計画と川崎市緑の実施計画の関係図

(5) 第2期緑の実施計画における基本的な考え方

本市のみどりを取り巻く社会状況やみどりに関する新たな視点を踏まえ、第2期実施計画では、次の3つの前提に基づき基本的な考え方を設定しました。

◆基本的な考え方の設定における前提

- 実施施策の全てにおいて、緑の視点から「SDGsの達成」及び「脱炭素社会の実現」に積極的に寄与します。
- 公園緑地（公的な緑の空間）の維持管理・活用に係る施策・事業については、「パークマネジメント推進方針」での方向性を考慮した上で、推進を図ります。
- 積極的に事業間の連携を行い、分野横断的に「緑の多機能性の発揮（グリーンインフラの整備促進）」の具体的な展開手法の検討を図ります。

第2期緑の実施計画における基本的な考え方

1. まちの価値を高める質の高いみどりの空間づくり

かわさきフェアを契機とした市民や企業、行政が連携したプラットフォームの構築により、公園緑地や駅・駅前広場など公共空間等における質の高いみどりの空間づくりを推進します。

2. 地域みんなで創る身近な公園と里山づくり

これまでの協働の取組を更に発展させるため、リーダー育成の仕組みを創設し、新たな担い手を発掘・育成すると共に、グリーンコミュニティの形成を図り、地域住民が主体となった誰もが利用しやすい公園や手入れが行き届いた里山づくりを推進します。

3. 多様なニーズや社会課題の解決に資する機能を有した公園づくり

社会変容により、屋外のオープンスペースの重要性が再認識される中、地域の多様な利活用ニーズや施設の老朽化への対応、脱炭素・グリーンインフラ・防災・防犯等、社会課題の解決に資する、公園整備を推進します。

4. 持続可能な公園緑地サービスの提供を目指した仕組みづくり

増加する公園緑地や老朽化する施設、植栽などをより効果的・効率的に管理し、持続可能な公園緑地サービスを提供する為、新技術や管理手法の導入検討など民間活力の更なる活用を図り、新たな財源確保に向けた仕組みづくりを推進します。



4つの基本的な考え方を踏まえて、次のとおりリーディング事業の見直しを行いました。

第2期緑の実施計画のリーディング事業テーマ

- 拡張 ①緑に関わる幅広いパートナーの創出
- 拡張 ②樹林地と都市内農地の保全と活用
- 統合 ③多摩川緑地の整備・活用と臨海部のまとまりのある緑の創出
- 拡張 ④多様な機能を備えた特色のある公園づくり
- 拡張 ⑤地域緑化の促進による緑のまちづくり
- 拡張 ⑥緑を核とした地域コミュニティ形成とまちの魅力創出
- 新 ⑦地域課題の解決につながるみどりをツールとした仕組みづくり

3. パークマネジメント推進方針について

本市では、誰もが緑を実感できる生活空間の実現を目指して、市民との協働や民間企業等の多様な主体との連携による、緑の保全や創出、育成、活用に取り組んできました。一方で、維持管理に係る行政負担の増大や日常的な維持管理を支える協働の担い手の高齢化や後継者不足に直面しています。

また、社会状況が大きく変容する中で、公園緑地を含む緑とオープンスペースの、日常生活に溶け込んだ様々な活動の場としての利活用が求められています。このような状況の変化に柔軟に対応し、公園緑地の新たな価値の創出による質の向上とさらなる魅力向上を図るため、令和2年3月に「パークマネジメント推進方針」を策定しました。

(1) 計画の位置づけ

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等、急速な社会状況の変化に対応するため令和3年度に予定していた緑の実施計画（第2期）策定に先行して本方針をとりまとめ、緑の実施計画（第1期）の見直しとあわせて、緑の実施計画（第2期）策定時に統合・再整理を行いました。

(2) パークマネジメントの推進に向けた基本的な考え方

【視点1】柔軟な利活用の促進と利用の多様化

- ・運用基準の緩和等による柔軟かつ多様な目的での利活用のより一層の促進
- ・多様な利活用ニーズに対応した公園緑地等の機能の拡大
- ・地域住民が快適に利用できる公園緑地の日常的な利用の仕組みの構築

- #1 民間事業者等の主体による多様な目的での利活用の拡大
- #2 保全緑地における利活用と保全の好循環の創出
- #3 多様な分野の取組と連携した利活用の促進
- #4 様々な機会を捉えた地域が主体となった利用ルールづくりの促進

【視点2】利用者の視点・経営的な視点に立った維持管理・運営

- ・新たな協働の担い手となる活動主体の確保・育成
- ・多様な管理運営手法の活用・導入による持続可能な管理運営の仕組みの構築
- ・公園緑地における収益性の確保・向上と収益還元による維持管理水準の維持・向上

- #5 市民創発型の取組との連携による協働の裾野の拡大
- #6 包括型管理運営手法等の導入や新技術等の積極的な活用
- #7 運用基準の構築や基準緩和等による公園緑地の利便性の向上
- #8 公園緑地における収益性の確保・向上と維持管理に係る財政負担の軽減

【視点3】柔軟な利活用と効率的な管理運営を見据えた公園づくり

- ・民間事業者等がもつ柔軟な発想や専門的なノウハウを活かした特色のある魅力的な公園づくり
- ・適正な維持管理を考慮した公園づくり

- #9 民間のアイデア、ノウハウの効果的な導入の促進

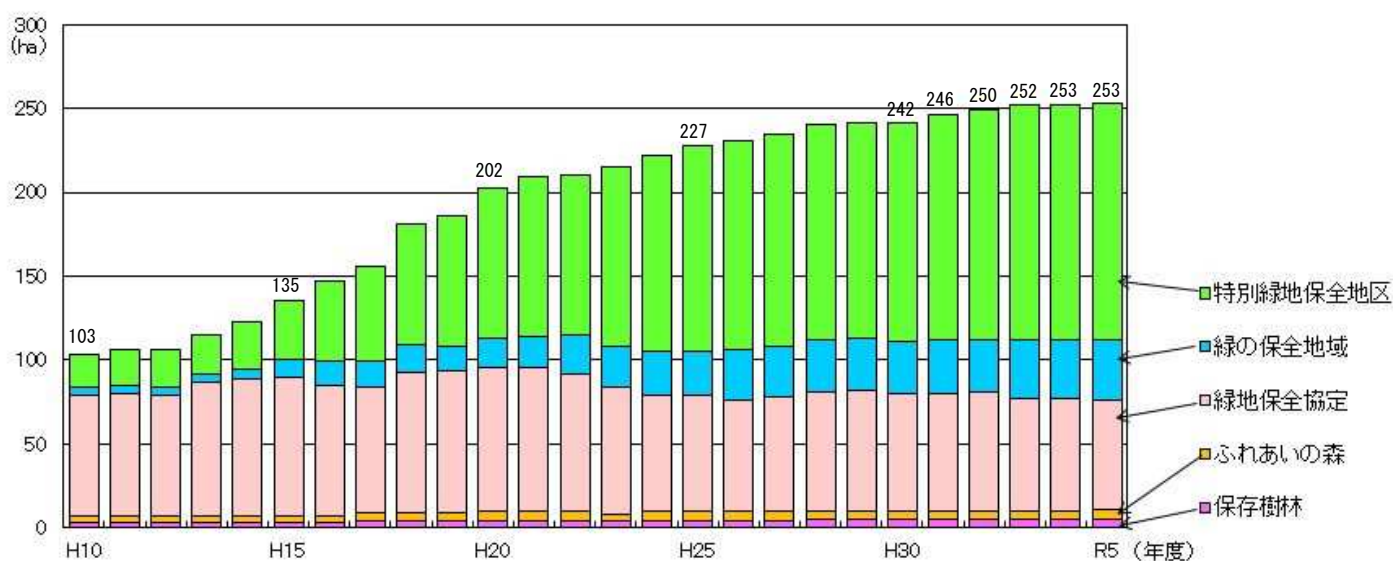
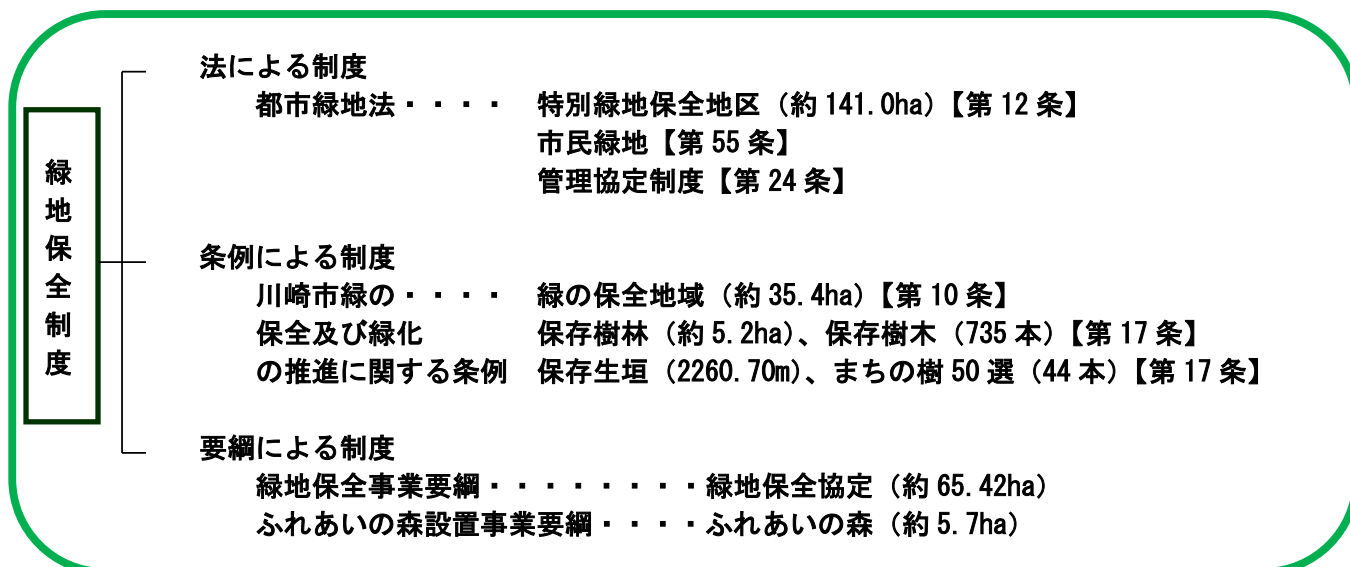
5 緑の保全事業

1. 緑地保全制度の概要

本市では、さまざまな緑地保全施策を活用しながら、多摩丘陵と多摩川崖線の緑を守り育て、次の世代へ継承していくために、残された貴重な樹林地等の保全を進めています。本市の緑地保全制度は、図に示すとおりです。

川崎市の緑地保全施策

(令和6年3月31日現在)



樹林地保全の推移 (令和6年3月31日現在)

2. 特別緑地保全地区、緑の保全地域

(1) 特別緑地保全地区、緑の保全地域の指定

市域の良好な樹林地等を保全することを目的として、風致や景観に優れており、動植物の生息地として保全する必要がある樹林地等を、都市緑地法による「特別緑地保全地区」として都市計画に定めています。令和5年度は新規・拡大あわせて3箇所 約0.6haを指定しました。

また、法による特別緑地保全地区以外の緑地で、市民生活の良好な環境の確保に寄与すると認められる緑地のうち豊かな林相、水辺地等と一体となって良好な緑を形成している土地の区域等は、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例で定める「緑の保全地域」として指定しています。

特別緑地保全地区又は緑の保全地域の指定を受けると、当該地内の行為（木竹の伐採、建物の新築・

改築等）が制限されることから、地権者の理解と協力を得ることが必要です。

また、地権者には、これらの樹林地を良好な状態で保全していただくために奨励金を交付しています。なお、特別緑地保全地区には税の軽減等の優遇措置も用意されています。(P91参照)

特別緑地保全地区の指定状況

(令和6年3月31日現在)

	名 称	現在の面積	当初指定年月	土 地 の 地 番 等
1	久末特別緑地保全地区	約1.1ha	昭和51年10月	高津区久末306ほか
2	小沢城址特別緑地保全地区	約6.8ha	昭和58年11月	多摩区菅仙谷1丁目4ほか (当初 昭和58年11月 6.5ha指定) (変更 平成24年 2月 0.3ha追加)
3	多摩特別緑地保全地区	約6.8ha	昭和63年12月	麻生区多摩美1丁目31-2ほか (当初 昭和63年12月 3.6ha指定) (変更①平成 9年12月 0.7ha追加) (変更②平成14年 8月 1.0ha追加) (変更③平成19年 4月 0.2ha追加) (変更④平成21年 3月 1.2ha追加) (変更⑤平成26年 4月 0.1ha追加)
4	橘特別緑地保全地区	約5.5ha	平成 4年 1月	高津区千年371-1ほか (当初 平成 4年 1月 5.3ha指定) (変更 平成18年 3月 0.2ha追加)
5	久末東特別緑地保全地区	約0.8ha	平成 7年 3月	高津区久末609-1ほか (当初 平成 7年 3月 0.4ha指定) (変更 平成16年12月 0.4ha追加)
6	野川特別緑地保全地区	約0.5ha	平成 7年 3月	宮前区野川2350-1ほか (当初 平成 7年 3月 0.4ha指定) (変更 平成18年 3月 0.1ha追加)
7	井田山特別緑地保全地区	約1.1ha	平成 9年12月	中原区井田2丁目1354ほか (当初 平成 9年12月 0.6ha指定) (変更 平成16年 1月 0.5ha追加)
8	南野川特別緑地保全地区	約1.0ha	平成10年12月	宮前区野川2815 (当初 平成10年12月 0.9ha指定) (変更 平成29年 4月 0.1ha追加)
9	生田寒谷特別緑地保全地区	約1.5ha	平成12年 2月	多摩区生田5丁目1964-1ほか (当初 平成12年 2月 1.5ha指定) (変更 平成23年11月 0.08ha追加)
10	井田伊勢台特別緑地保全地区	約0.9ha	平成13年 3月	中原区井田3丁目1454-1
11	久末イノ木特別緑地保全地区	約0.9ha	平成13年 3月	高津区久末1670-2ほか (当初 平成13年 3月 0.4ha指定) (変更 平成22年 4月 0.5ha追加)
12	久地特別緑地保全地区	約0.8ha	平成13年12月	高津区久地543-9ほか
13	菅馬場谷特別緑地保全地区	約2.0ha	平成14年 3月	多摩区菅馬場2丁目4711ほか (当初 平成14年 3月 1.0ha指定) (変更①平成14年12月 0.3ha追加) (変更②平成16年12月 0.7ha追加)
14	神庭特別緑地保全地区	約2.3ha	平成14年 5月	高津区蟹ヶ谷97-5ほか (当初 平成14年 5月 0.8ha指定) (変更①平成15年12月 0.8ha追加) (変更②平成16年12月 0.3ha追加) (変更③平成27年 4月 0.4ha追加)
15	井田平台特別緑地保全地区	約0.3ha	平成14年12月	中原区井田2丁目1332-5ほか
16	生田榎戸特別緑地保全地区	約1.7ha	平成14年12月	多摩区枋形2丁目1468-2ほか (当初 平成14年12月 1.3ha指定) (変更①平成17年12月 0.2ha追加) (変更②平成19年 4月 0.2ha追加)

17	向原の里特別緑地保全地区	約1.1ha	平成14年12月	麻生区向原2丁目1432-43ほか (当初 平成14年12月 0.4ha指定) (変更 平成16年 3月 0.7ha追加)
18	野川十三坊台特別緑地保全地区	約1.4ha	平成15年 9月	宮前区野川2354 (当初 平成15年 9月 0.6ha指定) (変更 平成18年 5月 0.8ha追加)
19	五力田小台特別緑地保全地区	約0.3ha	平成15年 9月	麻生区白鳥4丁目13-1
20	細山大久保特別緑地保全地区	約0.5ha	平成15年12月	麻生区細山6丁目345-4ほか
21	黒川西谷特別緑地保全地区	約4.7ha	平成16年 1月	麻生区黒川1504-1ほか (当初 平成16年 1月 1.4ha指定) (変更①平成20年 5月 0.6ha追加) (変更②平成26年12月 1.9ha追加) (変更③平成28年 4月 0.8ha追加)
22	岡上梨子ノ木特別緑地保全地区	約3.8ha	平成16年 1月	麻生区岡上1286-1ほか (当初 平成16年 1月 0.8ha指定) (変更①平成16年12月 0.8ha追加) (変更②平成18年 3月 0.2ha追加) (変更③平成24年 2月 0.7ha追加) (変更④令和 3年 4月 1.2ha追加) (変更⑤令和 4年 4月 0.1ha追加)
23	千年特別緑地保全地区	約0.3ha	平成16年 1月	高津区千年463-16ほか
24	黒川海道特別緑地保全地区	約8.6ha	平成16年 3月	麻生区黒川1402ほか (当初 平成16年 3月 0.8ha指定) (変更①平成17年 9月 1.3ha追加) (変更②平成22年 4月 2.9ha追加) (変更③平成23年 9月 3.3ha追加) (変更④平成24年11月 0.3ha追加)
25	久末楸谷特別緑地保全地区	約1.0ha	平成16年 3月	高津区久末691-1ほか (当初 平成16年 3月 0.4ha指定) (変更①平成19年 8月 0.2ha追加) (変更②平成25年 2月 0.4ha追加)
26	早野梅ヶ谷特別緑地保全地区	約11.2ha	平成16年 7月	麻生区早野975ほか (当初 平成16年 7月 1.5ha指定) (変更 平成18年12月 9.4ha追加) (変更 令和6年 3月 0.3ha追加)
27	黒川よこみね特別緑地保全地区	約7.2ha	平成16年10月	麻生区黒川1229ほか (当初 平成16年10月 5.1ha指定) (追加 平成18年 9月 2.1ha追加)
28	早野五郎池特別緑地保全地区	約0.4ha	平成16年10月	麻生区早野967-1ほか
29	東野川特別緑地保全地区	約0.7ha	平成16年10月	宮前区野川528-6ほか
30	黒川広町特別緑地保全地区	約0.8ha	平成17年 3月	麻生区黒川1978-6ほか
31	生田東五反田特別緑地保全地区	約1.0ha	平成17年 3月	多摩区生田8丁目3485ほか
32	岡上小塚特別緑地保全地区	約1.0ha	平成17年 9月	麻生区岡上1369-1ほか
33	岡上自正寺特別緑地保全地区	約0.7ha	平成17年 9月	麻生区岡上613ほか
34	黒川鷹ノ巣特別緑地保全地区	約1.5ha	平成17年 9月	麻生区黒川1632-1ほか (当初 平成17年 9月 1.0ha指定) (変更 平成20年 9月 0.5ha追加)
35	西黒川特別緑地保全地区	約11.0ha	平成17年10月	麻生区黒川1675-1ほか (当初 平成17年10月 3.4ha指定) (変更①平成19年12月 3.2ha追加) (変更②平成20年 5月 1.1ha追加) (変更③平成22年 7月 0.7ha追加) (変更④平成23年 9月 0.9ha追加) (変更⑤平成26年 4月 0.3ha追加) (変更⑥令和 3年 4月 1.1ha追加) (変更⑦令和 4年 4月 0.2ha追加)

36	岡上川井田特別緑地保全地区	約0.3ha	平成17年10月	麻生区岡上567-1ほか
37	早野矢崎前特別緑地保全地区	約0.4ha	平成17年10月	麻生区早野625ほか
38	王禅寺日吉谷特別緑地保全地区	約1.2ha	平成17年12月	麻生区王禅寺860-1 (当初 平成17年12月 0.5ha指定) (変更 平成28年12月 0.7ha追加)
39	久地東特別緑地保全地区	約0.6ha	平成18年 5月	高津区久地1丁目506-1
40	五力田谷戸特別緑地保全地区	約1.2ha	平成18年 5月	麻生区五力田259-1ほか (当初 平成18年5月 0.7ha指定) (変更 令和5年4月 0.5ha追加)
41	黒川沢谷戸特別緑地保全地区	約1.8ha	平成18年 5月	麻生区黒川1901ほか (当初 平成18年 5月 0.5ha指定) (変更 平成24年11月 1.3ha追加)
42	黒川丸山特別緑地保全地区	約0.9ha	平成19年 2月	麻生区黒川1450-2ほか
43	黒川橋場特別緑地保全地区	約0.3ha	平成19年 4月	麻生区黒川1913-1の一部
44	菅生ヶ丘特別緑地保全地区	約0.3ha	平成19年12月	宮前区菅生ヶ丘2109-2ほか
45	王禅寺源左衛門谷特別緑地保全地区	約2.5ha	平成19年12月	麻生区王禅寺1201-1ほか (当初 平成19年12月 1.2ha指定) (変更①平成23年 7月 1.0ha追加) (変更②平成28年12月 0.2ha追加) (変更③令和6年3月 0.1ha追加)
46	黒川腰巻特別緑地保全地区	約1.1ha	平成19年12月	麻生区黒川 1862 ほか (当初 平成19年12月 0.5ha指定) (変更①平成22年 4月 0.3ha追加) (変更②平成30年11月 0.4ha追加)
47	黒川七ツ谷特別緑地保全地区	約0.6ha	平成19年12月	麻生区黒川2068ほか
48	黒川南特別緑地保全地区	約0.8ha	平成20年 5月	麻生区黒川2026-1ほか
49	黒川入り谷戸特別緑地保全地区	約2.0ha	平成20年 9月	麻生区黒川1770-1ほか
50	黒川石神谷戸特別緑地保全地区	約1.1ha	平成20年 9月	麻生区黒川1978-5ほか
51	黒川伏越特別緑地保全地区	約0.6ha	平成21年 3月	麻生区黒川244-3ほか
52	栗木山王山特別緑地保全地区	約2.0ha	平成21年 3月	麻生区栗木286-2ほか (当初 平成21年 3月 1.0ha指定) (変更①平成22年 4月 0.1ha追加) (変更②平成23年 7月 0.9ha追加)
53	五力田寺谷戸特別緑地保全地区	約0.6ha	平成21年3月	麻生区五力田420ほか
54	柿生の里特別緑地保全地区	約1.9ha	平成21年 3月	麻生区上麻生7丁目331-4ほか
55	岡上杉山下特別緑地保全地区	約1.4ha	平成22年 4月	麻生区岡上1355-1ほか (当初 平成22年 4月 0.8ha指定) (変更 平成24年 2月 0.6ha追加)
56	王禅寺東特別緑地保全地区	約0.9ha	平成22年 4月	麻生区王禅寺東3丁目865-1ほか
57	高石特別緑地保全地区	約0.3ha	平成22年 4月	麻生区高石5丁目212-48
58	多摩美特別緑地保全地区	約0.2ha	平成22年 4月	麻生区多摩美1丁目95-192ほか (当初 平成22年 4月 0.1ha指定) (変更①平成23年11月 0.1ha追加) (変更②平成25年 2月 0.03ha追加)
59	王禅寺瓦谷特別緑地保全地区	約0.5ha	平成23年 7月	麻生区王禅寺東1丁目716ほか
60	水沢特別緑地保全地区	約0.9ha	平成23年 9月	宮前区水沢2丁目2692ほか (当初 平成23年 9月 0.6ha指定) (変更①平成25年 2月 0.2ha追加) (変更②平成25年12月 0.1ha追加)
61	王禅寺西特別緑地保全地区	約0.3ha	平成23年11月	麻生区王禅寺西6丁目2202-1ほか (当初 平成23年11月 0.3ha指定) (変更 平成28年12月 0.07ha追加)
62	王禅寺日吉の辻特別緑地保全地区	約0.5ha	平成23年11月	麻生区王禅寺909-1ほか
63	岡上丸山特別緑地保全地区	約1.3ha	平成23年11月	麻生区岡上687-1ほか

64	長尾特別緑地保全地区	約0.4ha	平成24年11月	多摩区長尾6丁目1150-1
65	久末竈場谷特別緑地保全地区	約1.1ha	平成24年11月	高津区久末1412-1ほか (当初 平成24年11月 0.5ha指定) (変更①平成25年12月 0.1ha追加) (変更②平成30年 4月 0.24ha追加) (変更③令和 2年 4月 0.3ha追加)
66	王禅寺四ッ田特別緑地保全地区	約7.1ha	平成25年 2月	麻生区王禅寺1028-2ほか
67	黒川宮添特別緑地保全地区	約1.3ha	平成25年12月	麻生区黒川262-1ほか
68	平特別緑地保全地区	約0.3ha	平成26年 4月	宮前区平3丁目332ほか
69	白山南特別緑地保全地区	約1.5ha	平成26年 4月	麻生区王禅寺西7丁目1866-1ほか (当初 平成26年4月 1.0ha指定) (変更 平成27年12月 0.5ha追加)
70	上麻生仲村東特別緑地保全地区	約0.3ha	平成26年 4月	麻生区上麻生6丁目392-1ほか
71	岡上丸山南特別緑地保全地区	約0.3ha	平成26年 4月	麻生区岡上1075ほか
72	黒川明坪特別緑地保全地区	約0.8ha	平成26年 4月	麻生区黒川2037-1ほか
73	真福寺谷特別緑地保全地区	約0.2ha	平成26年12月	麻生区王禅寺西7丁目1674-166ほか
74	上麻生仲村西特別緑地保全地区	約0.4ha	平成26年12月	麻生区上麻生6丁目413ほか
75	久末小貝谷特別緑地保全地区	約1.1ha	平成27年12月	高津区久末字小貝谷1326-1ほか (当初 平成27年12月 1.0ha指定) (変更 平成29年 4月 0.1ha追加)
76	電車山特別緑地保全地区	約1.4ha	平成30年11月	麻生区栗木台2丁目14-4の一部ほか (当初 平成30年11月 0.7ha指定) (変更 令和 4年 4月 0.7ha追加)
77	上麻生仲村特別緑地保全地区	約0.9ha	平成30年11月	麻生区上麻生7丁目245ほか
78	長尾2丁目特別緑地保全地区	約3.5ha	令和 2年 4月	多摩区長尾2丁目地内
79	神木本町特別緑地保全地区	約0.9ha	令和 3年 4月	宮前区神木本町1丁目地内
80	王禅寺東5丁目特別緑地保全地区 (令和4年4月指定の緑地は、令和3年度実績とする)	約1.2ha	令和 4年 4月	麻生区王禅寺東5丁目地内
81	菅生6丁目特別緑地保全地区 (令和5年4月指定の緑地は、令和4年度実績とする)	約0.4ha	令和 5年 4月	宮前区菅生6丁目地内
82	西生田4丁目特別緑地保全地区	約0.2ha	令和 6年 3月	多摩区西生田4丁目地内
合計		約141.0ha		

*根拠法令：都市緑地法

緑の保全地域の指定状況

(令和6年3月31日現在)

	名 称	現在の面積	当初指定年月	土 地 の 地 番 等
1	東生田緑の保全地域	約4.2ha	昭和52年12月	多摩区枳形4丁目1655-1ほか
2	おっ越し山緑の保全地域	約0.2ha	平成 7年 7月	麻生区上麻生6丁目451-1ほか
3	月読緑の保全地域	約0.4ha	平成 8年 5月	麻生区下麻生1丁目758-1ほか
4	黒川広町緑の保全地域	約0.8ha	平成14年11月	麻生区黒川1905-1ほか
5	岡上東光院緑の保全地域	約1.0ha	平成15年 4月	麻生区岡上217-1ほか
6	授産学園福祉の杜緑の保全地域	約1.2ha	平成15年 4月	麻生区細山1209-1ほか
7	下作延北ノ谷緑の保全地域	約1.2ha	平成16年 3月	高津区下作延1872-1ほか
8	黒川青少年の森緑の保全地域	約1.2ha	平成16年 3月	麻生区黒川313-9ほか
9	麻生山浄慶寺緑の保全地域	約0.4ha	平成17年 3月	麻生区上麻生6丁目388
10	岡上和光山緑の保全地域	約0.3ha	平成17年 3月	麻生区岡上1546
11	白幡八幡大神緑の保全地域	約0.2ha	平成17年 3月	宮前区平4丁目1463-1ほか
12	万福寺緑の保全地域	約0.9ha	平成17年10月	麻生区万福寺地内
13	久末城法谷緑の保全地域	約0.2ha	平成17年10月	高津区久末1778-14ほか
14	下作延西谷緑の保全地域	約0.4ha	平成19年 1月	高津区下作延1332 (当初 平成19年1月 0.1ha指定) (変更 令和 2年4月 0.3ha追加)
15	野川西耕地緑の保全地域	約0.7ha	平成19年 1月	宮前区野川3255-2ほか
16	犬蔵緑の保全地域	約1.0ha	平成20年 3月	宮前区犬蔵1丁目3446-1ほか
17	J-POWER黒川みんなの森 緑の保全地域	約1.0ha	平成20年 3月	麻生区黒川1996-1ほか
18	王禅寺大門緑の保全地域	約3.0ha	平成21年 2月	麻生区王禅寺933-1ほか
19	王禅寺五郎谷緑の保全地域	約0.2ha	平成21年 2月	麻生区王禅寺1103
20	菅小谷緑の保全地域	約0.7ha	平成22年 3月	多摩区菅仙石2丁目5792-1ほか
21	西生田緑の保全地域	約0.2ha	平成22年 3月	麻生区高石3丁目1427-1ほか
22	夏菟山修廣寺緑の保全地域	約2.4ha	平成23年 3月	麻生区片平2丁目142-1ほか
23	片平緑の保全地域	約1.1ha	平成23年 3月	麻生区片平2丁目456-1ほか
24	白山神社緑の保全地域	約1.7ha	平成24年 3月	麻生区白山4丁目1557-1ほか
25	柿生の森緑の保全地域	約0.3ha	平成24年 3月	麻生区片平2丁目386-1ほか
26	片平富士塚緑の保全地域	約0.1ha	平成25年 4月	麻生区片平1829の一部
27	天神社鎮守の森緑の保全地域	約0.7ha	平成25年 4月	多摩区枳形6丁目4042-1ほか
28	汁守神社緑の保全地域	約0.6ha	平成26年 3月	麻生区黒川1-1
29	琴平神社緑の保全地域	約0.5ha	平成26年 3月	麻生区王禅寺399-3の一部ほか
30	柿生の里山緑の保全地域	約0.4ha	平成26年 3月	麻生区王禅寺東5丁目387-1
31	等覚院緑の保全地域	約2.1ha	平成27年 3月	宮前区神木本町1丁目776-1ほか
32	黒川明坪緑の保全地域	約1.2ha	平成27年 3月	麻生区黒川2171-1
33	山王社緑の保全地域	約0.3ha	平成28年 3月	麻生区王禅寺字日吉谷912-1の一部
34	杉山神社緑の保全地域	約0.7ha	平成29年 4月	多摩区西生田3丁目2572-1ほか
35	王禅寺通緑の保全地域	約3.9ha	令和 3年 9月	麻生区王禅寺字通251ほか
合 計		約35.4ha		

*根拠法令：川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例

(2) 保全された緑地の管理と再生

① 保全管理計画の作成

特別緑地保全地区及び緑の保全地域に指定した緑地は、恒久的に緑が保全されている地区です。こうした地区は、将来に向けて生物多様性等を考慮した良好な自然的環境を維持していくために、適切な管理が欠かせないことから、動植物の調査等を踏まえて管理のあり方を定める必要があります。

このため、本市では、地域住民等との協働により、ワークショップ方式で保全管理計画を作成し、保全緑地の適正な維持管理に努めています。また、この保全管理計画に基づいた管理実践を行うために、保全管理計画づくりに参加した方々を中心に活動団体を立上げ、その支援を行っています。

保全管理計画書一覧

	管理計画書名	作成年度 (更新年度)	活動団体名等
1	小沢城址特別緑地保全地区	平成12年度 (令和2年度)	小沢城址里山の会
2	おっ越し山緑の保全地域	平成12年度	まちはミュージアムー遊歩道ファンクラブ
3	久地特別緑地保全地区	平成13年度 (令和4年度)	津田山緑地里山の会
4	多摩特別緑地保全地区	平成14年度	こもれびの会
5	向原の里特別緑地保全地区	平成15年度	森もりクラブ
6	黒川広町緑の保全地域	平成16年度	黒川観光農業振興会
7	菅馬場谷特別緑地保全地区	平成16年度	まほろばの会
8	南野川・野川特別緑地保全地区	平成17年度	南野川特別緑地保全地区管理運営協議会
9	岡上和光山緑の保全地域	平成17年度	和光大学
10	神庭特別緑地保全地区	平成18年度	神庭里山を楽しむ会
11	岡上梨子ノ木特別緑地保全地区	平成18年度	NPO法人かわさき自然と共生の会
12	久末特別緑地保全地区	平成19年度	まゆみの会
13	黒川よこみね特別緑地保全地区	平成19年度	水辺のある里山を守る会
14	菅生ヶ丘特別緑地保全地区	平成20年度	菅生ヶ丘特別緑地保全地区管理運営協議会
15	王禅寺源左衛門谷特別緑地保全地区	平成20年度	日吉谷戸ホテル保存会
16	生田榎戸特別緑地保全地区	平成21年度	生田根岸古墳の杜保全会
17	柿生の里特別緑地保全地区	平成21年度	柿生の里クラブ
18	菅小谷緑の保全地域	平成22年度	菅小谷みどりの会
19	片平緑の保全地域	平成22年度	日向緑地保全会
20	井田平台特別緑地保全地区	平成23年度	井田平台緑地
21	栗木山王山特別緑地保全地区	平成23年度 (平成30年度)	富士通株式会社 川崎工場
22	久末東特別緑地保全地区	平成24年度	N E Cプラットフォームズ株式会社
23	岡上丸山特別緑地保全地区	平成24年度 (令和3年度)	岡上小学校 和光大学 地域・流域共生フォーラム
24	王禅寺東特別緑地保全地区	平成25年度	川崎信用金庫
25	生田寒谷特別緑地保全地区	平成26年度	生田ふれあいの森愛護会
26	多摩美特別緑地保全地区	平成26年度	多摩美特別緑地保全地区の緑を守る会
27	早野梅ヶ谷特別緑地保全地区	平成27年度	東京農業大学地域環境科学部
28	井田山特別緑地保全地区	平成28年度	中原区市民健康の森を育てる会
29	久末イノ木特別緑地保全地区	平成29年度	日本ロレアル株式会社
30	高石特別緑地保全地区	平成30年度	高石みどりの会
31	東生田緑の保全地域	令和元年度	日向山うるわし会
32	水沢特別緑地保全地区	令和5年度	まいばすけっと株式会社 公益財団法人かながわトラストみどり財団



②大学連携による緑地管理手法の研究

里山の保全については、人と自然が共生する持続可能な里山環境を目指すため、植物相による環境形成作用を高める管理手法の研究や、地球環境を踏まえた緑地が持つ様々な機能の発信を効果的に行うことが必要となっています。そのために、自然環境の保全・育成や生物多様性についての研究に取り組んでいる玉川大学農学部、明治大学農学部、東京農業大学地域環境科学部の3校と協力し、保全された緑地の多様な自然環境の維持・再生について研究を進めています。



東京農業大学による環境学習

研究活動地区の設定と担当する大学・研究内容等

研究活動地区	大学名	研究テーマ
岡上杉山下特別緑地保全地区	玉川大学	・ 択伐による雑木林の生産力及び多様化の変化について
西黒川特別緑地保全地区	明治大学	・ 保全緑地の植生管理及び生物多様性の基礎調査・研究 ・ 地域の文化や技術の継承方法の検証
早野梅ヶ谷特別緑地保全地区 王禅寺通緑の保全地域	東京農業大学	・ 人為的関わりによる植生動態の研究 ・ 近隣小学校と連携した環境学習機会の創出

③かわさき里山コラボ事業

多様なステークホルダーに支えられた里山の保全の推進を目指すため、企業・教育機関等の参加協力をいただき、自然環境の維持・再生について研究を進める大学連携事業とは別に、保全管理活動を主とした実践的な里山の保全管理を行います。保全管理活動に先立ち、その里山について、緑の将来像や管理のあり方等をワークショップで検討し、保全管理計画を策定します。

保全管理計画に基づいた里山の保全管理を行うために覚書を締結して、試行期間を経たのち、協定を締結し、企業・教育機関等との協働による継続的な里山保全管理を実施しています。



久末イノ木特別緑地保全地区
保全管理活動

かわさき里山コラボ参加企業・教育機関等

保全管理活動地区	企業・教育機関等	経過
栗木山王山特別緑地保全地区	富士通株式会社川崎工場	・ 平成 23 年度 保全管理計画策定 ・ 平成 24 年度 覚書締結 ・ 平成 25 年度 協定締結 ・ 平成 30 年度 保全管理計画改定
久末東特別緑地保全地区	NECプラットフォームズ株式会社	・ 平成 24 年度 保全管理計画策定 ・ 平成 25 年度 覚書締結 ・ 平成 26 年度 協定締結
岡上丸山特別緑地保全地区	岡上小学校・和光大学 地域流域共生フォーラム	・ 平成 24 年度 保全管理計画策定 ・ 平成 26 年度 協定締結
王禅寺東特別緑地保全地区	川崎信用金庫	・ 平成 25 年度 保全管理計画策定 ・ 平成 25 年度 協定締結
久末イノ木特別緑地保全地区	日本ロレアル株式会社	・ 平成 28 年度 覚書締結 ・ 平成 29 年度 保全管理計画策定 ・ 平成 29 年度 協定締結
水沢特別緑地保全地区	まいばすけっと株式会社・公益財団法人かながわトラストみどり財団	・ 令和 4 年度 覚書締結 ・ 令和 5 年度 保全管理計画策定 ・ 令和 5 年度 協定締結
西黒川特別緑地保全地区	株式会社地域環境計画	・ 令和 5 年度 覚書締結
真福寺谷特別緑地保全地区	アジア航測株式会社	・ 令和 5 年度 覚書締結
久末小貝谷特別緑地保全地区	日本ミクニヤ株式会社	・ 令和 5 年度 覚書締結

④多摩・三浦丘陵広域連携プラットフォーム

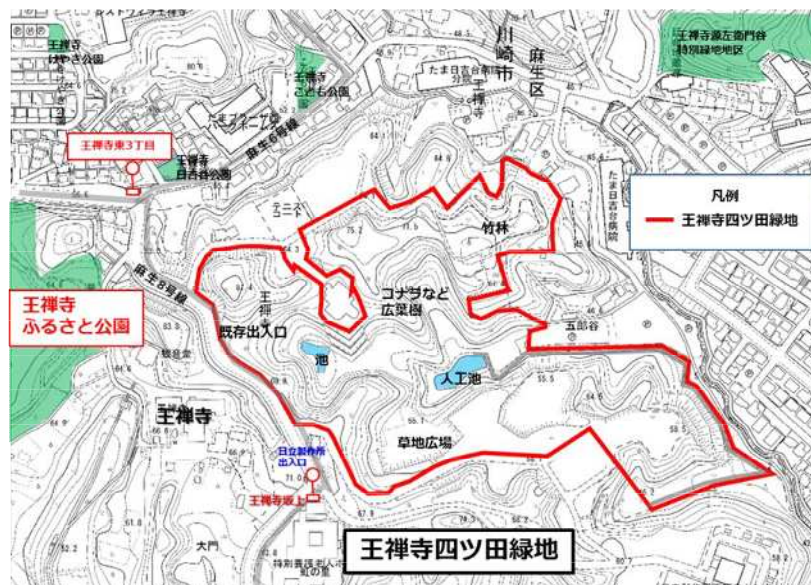
首都圏を南北に縦断する多摩・三浦丘陵を中心として形成される緑地群の広域的な緑のネットワーク化を図るため、多摩・三浦丘陵に関係する13自治体（相模原市、八王子市、日野市、多摩市、稲城市、町田市、川崎市、横浜市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、葉山町、三浦市）が連携し、生物多様性の保全、都市農業の保全、樹林地の保全、河川や海浜、水源地との関わり等の観点から、相互の課題を認識し、丘陵保全に必要な諸施策を広域的かつ効果的に検討する事を目的に、「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関わる広域連携会議」を平成18年から行っています。

地域の重要な緑と水景を「みどりはつなぎ手」という共通認識に基づき、市民・企業・行政が協働して、緑と水景の保全・再生・創出・活用をしていく「新たなコモンズの再生」を目指して活動をしています。

⑤王禅寺四ツ田緑地について

本市では、保全緑地の利活用と健全な樹林地環境の保全の好循環の創出に向け、王禅寺四ツ田緑地（住所：麻生区王禅寺字四ツ田1028-2ほか 面積：約7.1ha）をモデル地区として取組を進めています。

王禅寺四ツ田緑地は、樹林地に囲まれた一団の平地を有し、元々保養施設として利活用されてきた緑地です。緑地内は起伏に富み、コナラや竹、草地などの多様な樹木が生育し、ほぼ自然のままの樹林地が残存していることから、本市における良好な自然環境を形成する緑地として、特別緑地保全地区に指定されています。



令和4年3月には、保全と利活用の好循環に向けて、保全活用方針を策定し、保全エリア・利活用エリアの区分をするとともに、各エリアのゾーニング及び保全・利活用の考え方とその管理方法を設定しました。また、自然体験学習の専門家が「四ツ田わんぱくの森」として、通常の都市公園では体験できない自然を活用したプログラムを行い、子どもたちが自然のなかで思いきり遊びながら、自然の大切さや豊かさを感じてもらい、緑地環境の保全意識の醸成につなげてきました。



入口の看板



焚火の体験



自然探索

また、令和4年度には、週一回程度の一般開放に加え、野外活動を行っている団体等と連携し、自然環境を活かした利活用イベント「王禅寺四ツ田でわんぱくしよ！」等を実施しました。令和5年度の総利用者数は3,290人となり、そのうち1,676人の利用者が保全活動を行いました。

王禅寺四ツ田緑地以外の緑地においても、緑地の保全団体と公園等におけるプレーパーク団体との連携を支援することで、自然体験学習の場として利活用イベントを行いました。さらに、緑地のない川崎区においても薪割り体験を実施し、子どもたちが自然体験を行える機会を広げました。

なお、令和6年度からは指定管理者制度に移行します。

令和4年度

川崎区	大島小学校	大島小学校校庭開放
宮前区	菅生緑地西地区	水沢の森でわんぱくしよ！
高津区	橘特別緑地保全地区	たちばなふれあいの森でわんぱくしよ！

令和5年度

川崎区	向小学校	向小学校校庭開放
幸区	塚越こかげ公園	さいわい緑むす日でのブース出展
中原区	等々力緑地	休日大満喫FES in等々力緑地でのわんぱくの森
宮前区	菅生緑地西地区	水沢の森でわんぱくしよ！
多摩区	東生田緑の保全地域	ひなた山でわんぱくしよ！

3. 風致地区

風致地区とは、都市計画法により定める地区で優れた自然の景観や、名勝・史跡等の環境保護等、都市空間における自然的環境の保全を図るために定めるもので、その指定にあたっては、特に風致のすぐれた地区を「特別地区」とし、それ以外の地区を「その他の地区」と定めています。本市では、多摩川河川敷を中心として、右記のように指定しています。

風致地区指定状況

(令和6年3月31日現在)

名 称	面 積	種 別	備 考
多 摩 川 風致地区	284.8ha	特別地区 277.3ha その他の地区 7.5ha	多摩川河川敷 等々力緑地 御幸公園等が区 域に含まれる

4. 緑地及び樹木等の協定による保全状況

法及び条例による指定とは別に、概ね1,000㎡以上の一団となった緑地を対象として、緑地保全事業要綱による「緑地保全協定」を地権者と締結しています。この協定は、土地所有者が5年間は緑地として保全することに同意するもので、期間満了後も引き続き更新されるようお願いしています。

また、市街地において貴重な緑である社寺林等の保存（保存樹林・300㎡以上）、線的な緑としての生垣の保存（保存生垣・30m以上）、点的な緑としての樹木の保存（保存樹木・高さ10m以上、地上から1.2mの位置で幹の周囲1m以上）等について、条例により指定し、所有者と保全のための協定を締結しています。



保存樹木（麻生区内）

何れも所有者の理解と協力が不可欠であり、これらの協定締結者には、保全に要する管理費用の一部に充てていただくため、(公財)川崎市公園緑地協会を通じて奨励金を交付しています。(P69参照)

緑地・樹木等の協定及び保全状況

(令和6年3月31日現在)

地 区	保存樹木（本）	保存樹林㎡（箇所）	保存生垣（箇所）	緑地保全協定 ha（箇所）
川崎区	17	2,692(6)	7	—
幸区	45	2,034(2)	6	—
中原区	189	12,860(11)	10	0.22 (1)
高津区	187	18,045(8)	4	3.24 (18)
宮前区	140	1,500(1)	6	11.79 (25)
多摩区	91	6,600(4)	1	13.97 (13)
麻生区	66	8,334(6)	2	36.20 (62)
計	735	52,065(38)	36	* 65.42 (119)

*単位未満は四捨五入を原則としているため、内訳と合計とが一致しない場合がある。

保存樹林一覧表

(令和6年3月31日現在)

区	指定番号	社寺名等	面積㎡	区	指定番号	社寺名等	面積㎡	区	指定番号	社寺名等	面積㎡
川崎	1	稲毛神社	325	中原	11	泉澤寺	900	高津	43	(個人)	4,286
川崎	2	新田神社	435	中原	13	大乘院	400	宮前	36	平中学校	1,500
川崎	3	若宮八幡宮	480	中原	14	西明寺	1,200	多摩	21	長尾神社	1,200
川崎	4	神明神社	372	中原	15	全龍寺	1,000	多摩	22	子ノ神社	1,500
川崎	5	大師稲荷社	380	中原	26	大楽院	750	多摩	25	稲荷社	900
川崎	12	八幡神社	700	中原	35	下沼部小学校	4,000	多摩	34	廣福寺	3,000
幸	16	熊野神社	900	高津	18	龍台寺	530	麻生	24	神明社	1,500
幸	39	天照皇太神	1,134	高津	20	増福寺	3,000	麻生	27	子ノ神社	2,064
中原	6	日枝神社	1,900	高津	29	久本神社	871	麻生	33	(市有地)	2,300
中原	7	神明大神	1,000	高津	30	(個人)	600	麻生	37	(個人)	1,200
中原	8	今井神社	450	高津	31	宗隆寺	5,500	麻生	40	(個人)	600
中原	9	神明神社	460	高津	38	(個人)	958	麻生	42	(個人)	670
中原	10	長福寺	800	高津	41	(個人)	2,300				
合 計				38 箇所				52,065 ㎡			

5. まちの樹50選

まちの樹50選は、平成13年度に「新世紀・花と緑のまちづくり推進事業」として、市民の皆さんから地域のシンボルとなる樹木を推薦していただき、市民や学識経験者からなる選定委員会の中で厳選し、50本の樹木を「まちの樹」に指定しました。

まちの樹一覧

(指定日 平成15年4月1日)

No.	所在地	【樹種】	No.	所在地	【樹種】	No.	所在地	【樹種】
1	川崎区	稲毛神社【イチョウ】	21	宮前区	白幡八幡大神【クスノキ】	41	麻生区	東百合丘【クスノキ】 令和2年3月指定解除
2	川崎区	川崎大師平間寺【クスノキ】	22	宮前区	平【ケヤキ】	42	麻生区	王禅寺【カキノキ】
3	幸 区	天満天神社【クスノキ】	23	宮前区	有馬【ケヤキ】	43	麻生区	千代ヶ丘【タブノキ】
4	中原区	小杉神社【ケヤキ】	24	宮前区	下有馬不動尊 【ヤブツバキ】	44	麻生区	千代ヶ丘小学校 【五色八重咲散椿】
5	高津区	杉山神社【シイノキ】	25	多摩区	丸山教本庁【フジ】	45	麻生区	細山神明社【クスノキ】
6	高津区	末長【オオシマザクラ】	26	多摩区	丸山教本庁【クスノキ】	46	麻生区	東光院【イトヒバ】
7	高津区	諏訪【メタセコイヤ】 平成28年4月指定解除	27	多摩区	長念寺【イチョウ】	47	麻生区	東光院【イチョウ】
8	高津区	二子神社【ムクノキ】	28	多摩区	長念寺【イチョウ】	48	麻生区	東光院【カキノキ】
9	高津区	光明寺【クスノキ】	29	多摩区	登戸稲荷社【ケヤキ】	49	麻生区	岡上【カキノキ】
10	高津区	大陸天公園【イチョウ】	30	多摩区	登戸稲荷社【クスノキ】	50	麻生区	汁守神社【ヤブツバキ】
11	高津区	橘樹神社【イチョウ】	31	多摩区	東生田緑地 【ウワミズザクラ】			
12	高津区	坂戸【ケヤキ】	32	多摩区	東生田緑地【イヌザクラ】			
13	高津区	梶ヶ谷神明社【ケヤキ】	33	多摩区	生田緑地【シダレザクラ】			
14	宮前区	影向寺【イチョウ】	34	多摩区	生田緑地ゴルフ場 【カキノキ】			
15	宮前区	影向寺【サルスベリ】	35	多摩区	生田緑地【エンジュ】			
16	宮前区	泉福寺【イチョウ】	36	多摩区	生田小学校【コブシ】			
17	宮前区	泉福寺【サルスベリ】	37	多摩区	御杓文字橋【センダン】			
18	宮前区	小台【イヌツゲ】 平成22年3月指定解除	38	多摩区	寿福寺【ケヤキ】 平成19年9月指定解除			
19	宮前区	小台【イロハカエデ】	39	麻生区	東林寺【イチョウ】			
20	宮前区	菅生【イトヒバ】 平成23年9月指定解除	40	麻生区	東百合丘【クスノキ】 令和2年3月指定解除			

6. ふれあいの森

緑を保全するだけでなく、さらに一歩進めて、多くの人々に緑の中で自然に親しんでもらうことを目的として、平成元年度からふれあいの森設置事業を行っています。

これは、地権者の協力を得て良好な樹林地を借受け、散策路やベンチ等を設けて自然とふれあえる憩いの場として整備し、レクリエーション活動や自然観察等の場として、利用していただくものです。また、ふれあいの森として指定及び整備後に市が用地取得した緑地についても、引き続きふれあいの森として市民の方々に開放しています。



たちばなふれあいの森

ふれあいの森設置状況

(令和6年3月31日現在)

年 度	名 称	所在地及び最寄りの駅	面 積
平成元年	多摩美ふれあいの森	麻生区多摩美2丁目53ほか 読売ランド前駅から徒歩15分	0.8ha
平成 2年	たちばなふれあいの森	高津区野川410ほか 溝ノ口駅からバス 橘小学校前徒歩6分	0.8ha
平成 3年	生田ふれあいの森	多摩区生田5丁目1967-19ほか 生田駅から徒歩15分	0.3ha
平成 4年	久末ふれあいの森	高津区久末609-1ほか 小杉駅又は新城駅からバス 妙法寺下徒歩10分	0.7ha
平成 5年	野川ふれあいの森	宮前区野川2350-1ほか 小杉駅又は新城駅からバス 久末徒歩15分	0.4ha
平成 7年	おっ越し山ふれあいの森	麻生区上麻生6丁目451-1ほか 柿生駅から徒歩15分	0.2ha
平成 9年	南野川ふれあいの森	宮前区野川2815 小杉駅又は新城駅からバス 稲荷坂徒歩10分	0.9ha
平成17年	小沢城址ふれあいの森	多摩区菅仙谷1丁目6511ほか 稲田堤駅から徒歩20分	0.6ha
平成17年	黒川さくらふれあいの森	麻生区黒川1628-1の一部 黒川駅から徒歩20分	0.06ha
平成20年	高石ふれあいの森	麻生区高石5丁目212-48 百合ヶ丘駅から徒歩15分	0.3ha
平成20年	上麻生ふれあいの森	麻生区上麻生7丁目333ほか 小田急多摩線柿生駅から徒歩15分	0.5ha
令和5年	水沢ふれあいの森	宮前区水沢2丁目2715ほか 溝ノ口駅からバス 水沢一丁目徒歩10分	0.1ha
計			5.7ha

※単位未満は四捨五入を原則としているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

7. 遊歩道

市域には、大切な緑の存在とともに、遺跡・史跡、文化伝承等の歴史的資源が点在しています。ふるさと意識の醸成をはかるため、身近な自然とふれあいながら史跡等を巡る遊歩道を設定しています。遊歩道の写真案内等は、

<http://www.city.kawasaki.jp/shisetsu/category/31-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>で御覧になれます。

遊 歩 道

(令和6年3月31日現在)

年度	遊歩道の名称／順路等		距離／ 所要時間	見どころ
S53 (H20 拡大)	多摩自然遊歩道 ・稲田堤駅～読売ランド前駅		4.2km 2～3時間	昭和初期の流行歌「丘を越えて」の舞台となった多摩丘陵の豊かな自然と熱帯の果物が観察できるフルーツパーク、鎌倉時代の代表的山城である小沢城址（特別緑地保全地区）の緑地、市の文化財“菅の獅子舞”が奉納される薬師堂、子ノ神社、法泉寺、福昌寺等
S54 (H22 拡大)	長尾の里めぐり ・宿河原駅～等覚院～津田山駅 ・宿河原駅～等覚院～生田緑地（飛森谷戸の森）		・5.5km 3～4時間 ・3.0km 2時間	市内でも有数の花と緑とロマンあふれる歴史と伝説の里。緑ヶ丘霊園のサクラ、等覚院のツツジ、妙楽寺のアジサイ、東高根森林公園の樹齢200～240年のシラカシ林、緑の相談コーナーもある緑化センター、生田緑地等
S55	多摩川の散歩道	多摩川のみどりと二ヶ領用水のルーツを訪ねる散歩道 ・稲田堤駅～宿河原駅	6km 4～5時間	本市を流れる多摩川の中で最も自然が残されている区域で、河原において水遊びが満喫できるのをはじめ、二ヶ領用水の2つの取入口と雄大なスケールの堰堤（ダム）等
		せせらぎと親子広場、文学碑、彫像を訪ねる散歩道 ・宿河原駅～等々力緑地	8km 5～6時間	多摩川の自然とともに、川崎の生んだ女流作家岡本かの子の記念碑「誇り」（実子岡本太郎作）、等々力緑地正面の彫像「健康美」（北村西望作）とレクリエーション施設として多摩川の河川敷にある「せせらぎと親子広場」等
		大師道よりリバーサイドコース ・京急線港町駅～浮島町公園	6km 4～5時間	安藤広重の東海道五十三次で知られる六郷の渡しの跡、厄除大師として余りにも有名な平間寺（川崎大師）、大師公園にある本格的中国式庭園「瀟秀園」、河港水門、多摩川河口周辺の干潟では野鳥の観察・学術的価値の高いウラボシ等の塩沼植物等
S56 (H19 拡大)	たちばなの散歩道 ・梶が谷駅～子母口バス停		5km 3～4時間	川崎の歴史、文化の発祥の地ともいえるたちばなに現存する縄文時代の遺跡子母口貝塚、古代橘樹郡の役所である橘樹郡衙跡と、その郡寺で奈良時代創建の影向寺（国指定史跡 橘樹官衙遺跡群）をはじめ、日本武尊と弟橘媛の伝説の伝わる橘樹神社、回遊式日本庭園のある市民プラザ等
H1	東生田自然遊歩道 ・読売ランド前駅～向ヶ丘遊園駅		6.5km 4～5時間	多摩丘陵の自然（クヌギ、コナラ等の雑木林や竹林等）とそこに集まる野鳥を観察できる東生田緑地、緑と史跡の宝庫生田緑地、平安時代初期に開かれ、鎌倉時代に稲毛三郎重成ゆかりの広福寺、長者穴古墳群等
H8	柿生の里散歩道 ・柿生駅～王禅寺ふるさと公園		6km 4～5時間	柿生の地名の由緒となった禅寺丸柿の原木が残る王禅寺、ダルマ市で有名な麻生不動尊、市制60周年を記念して整備された「王禅寺ふるさと公園」は多摩川をイメージした流れや自然散策路、谷戸の湿地に木道を配し湿地の自然観察ができる「早野聖地公園」等
H20 (H23 拡大)	柿生の峰をめぐる散歩道 ・はるひ野駅～柿生駅		9.2km 5～6時間	明治の学制により開かれた「片平学舎」跡のある修廣寺、歌碑の寺として知られる善正寺、尾根道からの街並みが見渡せる栗木緑地、黒川青少年野外活動センター、市民クラブ川崎フロンターレの麻生グラウンド等
H22	渋川・加瀬をめぐる散歩道 ・元住吉駅～新川崎鹿島田駅		7.4km 4～5時間	元々、アメリカ合衆国陸軍の出版センターだったが、返還されたことを契機として、恒久平和を願い、開園された中原平和公園や「住吉桜」の桜並木が見事な渋川、また川崎市唯一の動物公園である夢見ヶ崎動物公園等
H27	江川・井田山の散歩道 ・武蔵新城駅～元住吉駅		6km 4～5時間	下水道整備により河川としての役割を終えた江川の跡地を利用して新しい都市空間の創造を目指した江川せせらぎ遊歩道、6～7世紀頃の前方後円墳がある蟹ヶ谷古墳、トンボやチョウ等の生息する自然豊かな井田山緑地等

6 緑化の推進事業

1. 緑化の普及・啓発

緑豊かなまちづくりは、市はもとより、市民、事業者の皆さんが総ぐるみで推進していくことが大切です。そのために、本市は次のような行事や普及啓発事業を通じて、市民一人ひとりの緑化意識の高揚に努めています。

(1) 「わがまち花と緑のコンクール」事業

「花と緑の街かどコンクール」は、区民の緑化意識の高揚と花と緑を通じた区民の交流を図ることを目的として、平成9年度に川崎区から開始されました。平成16年度で市内全区を一巡したことにより終了しましたが、平成17年度からは、市内における優良な景観の発掘と市民の緑化意識の高揚、地域緑化や緑地保全に関わる人々の活動の奨励及び交流等を目的として、公募市民等による運営委員会を設置し、全市を対象とした「わがまち花と緑のコンクール」を開催しています。

令和5年度には121点の応募があり、市民ボランティア等による現地調査、審査会及び表彰状授与式を行いました。

(2) 屋上緑化等助成事業

屋上緑化等助成事業は市街地における新たな緑の確保の手法として屋上緑化等に取り組む市民や事業者に対してその経費の一部を助成しています。助成金については、民有地緑化を推進するという視点から（公財）川崎市公園緑地協会から交付します。これまでの申請の合計は159件となり、屋上に約10,078㎡、壁面に約194㎡の緑が創出されました。



壁面緑化（川崎区）

(3) 緑のカーテン

「かわさき緑のカーテン」は地球温暖化対策の取組「カーボンチャレンジ川崎エコ戦略」の一環で、「かわさき緑のカーテン大作戦」として、平成20年度から3箇年を重点期間として取り組んできました。3年間で30,000粒のゴーヤーの種をさまざまな機会を捉えて配布し、公共施設延べ300施設以上で緑のカーテンを実施しました。平成23年度から平成25年度までは「かわさき緑のカーテン大作戦Ⅱ楽しく美味しくまちを緑に♪」をテーマに取組を推進しました。

令和5年度は、ゴーヤー・メロン・アサガオ等のつる性植物の種子等を約35,000粒配布し、引き続き身近な生活空間から地球環境に配慮したライフスタイルを発信しています。



緑のカーテン
（上下水道局中部下水道事務所）

2. 緑のボランティアの育成

花と緑のまちづくりを推進するためには、市民の協力と自主的な緑化活動が不可欠です。そこで、その人材を育成するため、次の講座を開催しています。各講座は（公財）川崎市公園緑地協会が運営しています。

(1) 「花と緑のまちづくり講座」（緑化推進リーダー育成講座）

地域の緑化活動の核となり、推進力となる人材を育成するための講座で、平成11年度から開催しています。講座では、講義や緑ウォッチング、ワークショップ、花壇づくり等を通して、まちの緑の見方、考え方、課題の発見と解決方法、実践活動等を学びます。修了者には、講座で得た知識や体験を活用し、地域における自主的な緑化活動の取組を期待しています。

令和5年度は全6回のプログラムで開催し、16名が修了しました。

令和5年度プログラム（全6回）

- 第1回 川崎の花と緑を知る
- 第2回 花と緑の基礎知識
- 第3回 花壇デザインを考える
- 第4回 花壇を創る
- 第5回 花と緑のまちづくりを学ぶ
- 第6回 花と緑のまちづくりを提案する

(2) 「花壇ボランティア実践講座」

「花と緑のまちづくり講座」卒業生を対象に、花壇ボランティアのスキルアップを目的に「花壇ボランティア実践講座」を実施しています。

令和5年度は全6回のプログラムで開催し、26名が参加しました。



花と緑のまちづくり講座



花壇ボランティア実践講座

(3) 「里山ボランティア育成講座」

市域の北西部に多く分布する樹林地は、かつては里山と呼ばれ、雑木林を薪や炭の材料とし、落ち葉を堆肥として活用している農村地帯でした。手入れの行き届いた里山は、様々な動植物が生息しており、豊かな環境が保たれていました。しかし、昭和30年代以降、化石燃料の普及や都市化の進展等により里山の役割が失われ、手入れが行われなくなり、豊かな環境が失われつつあります。

一方、身近な自然とふれあいたいという市民のニーズが高まり、自主的に手入れの行き届かない里山の管理を行うグループも生まれてきました。今では里山の再生を図るためには、こうした市民の活動が不可欠なものとなっています。

このため、平成12年度から、里山ボランティアを育成するための講座を開催し、本市の取組、里山の自然環境や管理手法、事故の予防と救急処置、道具の手入れ等里山での活動に向けた講義や、枝打ち、竹林の管理法、観察会等のフィールド学習を行っています。

令和5年度は全15回のプログラムを開催し、25名が修了しました。



里山ボランティア育成講座

令和5年度プログラム（実践編13回、講義編2回）

【実践編】

- 第1回 竹林整備（高津区、久末東特別緑地保全地区）
- 第2回 竹林整備（多摩区、生田東五反田特別緑地保全地区）
- 第3回 竹林整備（麻生区、王禅寺日吉の辻特別緑地保全地区）
- 第4回 竹林整備（宮前区、野川十三坊台特別緑地保全地区）
- 第5回 竹林整備、下草刈り（麻生区、岡上丸山南特別緑地保全地区）
- 第6回 除伐、緑地整備（宮前区、平特別緑地保全地区）
- 第7回 除伐（麻生区、麻生区市民健康の森）
- 第8回 竹林整備（高津区、久末小貝谷特別緑地保全地区）
- 第9回 シノ竹刈り（多摩区、菅馬場谷特別緑地保全地区）
- 第10回 竹林整備（麻生区、栗木山王山特別緑地保全地区）
- 第11回 シノ竹刈り（多摩区、菅北浦緑地）
- 第12回 竹林整備（高津区、久末イノ木特別緑地保全地区）
- 第13回 コナラの伐採（麻生区、岡上梨子ノ木特別緑地保全地区）

【講義編】

「川崎市緑の基本計画」、里山の自然環境と管理手法、野外活動の安全管理と救急法、道具の使い方と手入れの仕方、ボランティアの心得、グループワーク等

(4)「こども自然体験教室」（こども黄緑クラブ）

楽しみながら四季の自然に親しみ、川崎の緑を守り育てる子どもたちを応援するため、開催しています。令和4年度からは大人編も開催し、幼児から大人まで対象を広げました。

令和5年度は12回開催し、子ども68名、大人88名の計156名が参加しました。



こども黄緑クラブ

令和5年度プログラム

- 第1回 水辺の生き物
- 第2回 緑地散策【大人編】
- 第3回 生き物観察
- 第4回 セミのぬけがら調査&標本づくり
- 第5回 セミの羽化観察
- 第6回 トンボとり
- 第7回 地層観察会
- 第8回 生き物観察会
- 第9回 ミニ門松づくり
- 第10回 しいたけ①原木伐り出し
- 第11回 緑地散策【大人編】
- 第12回 しいたけ②駒打ち

3. 花と緑のパートナーシップ事業

花と緑のまちづくりを推進するため、市民・事業者・市はそれぞれの役割に応じて緑化に努めるとともに、お互いに協力し合う必要があります。こうした考え方に基づいて次の事業を実施しています。

(1) 花の街かど景観事業

① 市役所通り花の街かど景観事業

市役所通り花の街かど景観事業は、平成6年度に市制70周年記念事業の一環として始められました。現在市役所通りの様々な形状の花壇（18箇所）やハンギングバスケット（42基）、フラワースタンド（2基）に四季折々の草花を植栽し、うるおいのある街かどの景観を創出しています。



市役所通り花壇

② 川崎駅前花の街かど景観事業

川崎駅前花の街かど景観事業は、平成13年度に「新世紀・花と緑のまちづくり推進事業」の一環として始められました。市の表玄関であるJR川崎駅前を花と緑で飾り、市のイメージアップと駅前環境の美化、商業の活性化、快適な環境の創出を図るため、現在JR川崎駅前に花壇5箇所を設置しています。これらの花壇はボランティアグループ「フローラかわさき」が花壇植替え時のデザイン決定から維持管理まで、一連の緑化活動を行っています。



フローラかわさきの方々による植付け

(2) 交流事業の開催

地域コミュニティの活性化を目的に「協会の現地訪問」を実施しました。

実施日：令和5年6月4日～6月25日迄

令和5年10月29日～11月30日迄

訪問団体：28団体

参加者：205名



ルックハイツ日吉グリーンクラブ（緑の活動団体）

(3) 緑の活動団体

公開性の高い場所で緑化活動（植樹、花壇づくりやプランターの設置等）や緑地の保全活動（下草刈り等）に取り組んでいる町内会・自治会、商店会、学校、サークル等の5人以上の団体は「緑の活動団体」として（公財）川崎市公園緑地協会に登録することができます。そして活動の内容を申請していただき、その活動内容に応じた助成金の交付を受けることができます。さらに、講習会や活動発表会への参加や、緑に関する情報の提供等必要な支援を、協会を通じて行っています。令和6年3月末で275団体の登録があります。



新ゆりアートパークス（緑の活動団体）

(4) 市民150万本植樹運動事業

平成22年度の全国植樹祭を契機として、これまでの10万本植樹から、市制100周年を迎える令和6年度までに100万本の植樹を目指す「市民100万本植樹運動」を推進してきましたが、令和元年度に植樹本数が100万本に達したため、引き続き150万本の植樹を目指す「市民150万本植樹運動」として再スタートしました。



古市場第2公園での植樹祭

市民・事業者・行政の取組により、令和元年12月に目標の100万本の植樹を達成したため、引き続き150万本の植樹を目指し、取組を継続しています。

令和5年度は、幸区の新市場第2公園で植樹祭を開催し、植樹本数は令和6年3月末で136万1459本になりました。

4. 緑化推進重点地区

(1) 緑化推進重点地区の設定

緑化推進重点地区は、都市の顔となる地区として、重点的な緑化を推進することが効果的な地区、市街地開発事業等と連携して計画を策定することが可能な地区、緑による良好な住環境の形成を図ることができる地区等の考え方のもとで設定するものです。平成13年に環境保全審議会（現：環境審議会）から提出された「川崎市緑の基本計画における緑化推進重点地区の設定について」の答申に基づき、川崎駅周辺地区、川崎殿町・大師河原地区、浜川崎地区、新川崎・鹿島田駅周辺地区、小杉地区、溝口駅周辺地区、宮前平・鷺沼駅周辺地区、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区、新百合丘地区の9地区を緑化推進重点地区の候補地として設定しました。

そのうち、川崎駅周辺地区、小杉地区、新百合丘地区の3地区については、直ちに施策展開を図る地区として、平成15年4月に地区ごとの緑化推進重点地区計画が策定され、次いで平成20年3月に溝口駅周辺地区、平成23年3月に宮前平・鷺沼駅周辺地区、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の2地区、平成26年3月には新川崎・鹿島田駅周辺地区の緑化推進重点地区計画が策定されました。残る候補地であった川崎殿町・大師河原地区、浜川崎地区の2地区については統合のうえ、さらに産業道路から海側部分全体を取り込み、平成28年3月に川崎臨海地区緑化推進重点地区として指定しました。この8地区では、街路樹の植栽や公園の再整備等の事業展開を図っています。また、当初地区計画策定から15年以上が経過していることを踏まえ、平成30年度に新百合丘地区計画、令和3年度に小杉周辺緑化推進重点地区計画を改定しました。



緑化推進重点地区位置図

(2) 緑化推進重点地区計画の特徴

緑化推進重点地区計画では、地区の現況把握、課題の整理等を踏まえて、区域、緑化の基本方針及び目標、主な緑化の計画について定めています。地区ごとに市民・事業者・行政委員の参加によるワークショップの中で、住民や事業者等の意向、行政内部の関連部局との連携方策、土地利用の動向等について検討した成果が計画に反映されていることが特徴となっています。

緑化推進重点地区では、公園緑地や街路樹の整備等の公共事業による緑化だけではなく、民有地の緑化等も含め、市民・事業者・行政がお互いの立場と役割を認識しながら、パートナーシップによる取組と管理運営を進めていきます。



緑化推進重点地区計画検討委員会

5. かわさき臨海のもりづくりの推進

「川崎市緑の基本計画」では、臨海部を「緑と港が調和した臨海部エリア」に位置づけ、牽引役となるリーディング事業として、「かわさき臨海のもりづくり」を掲げています。

平成22年10月31日には、市民、事業者、行政の3者による「かわさき臨海のもりづくり」共同アピールイベントを行いました。また、協働で緑豊かな臨海部を創造するため、平成24年6月に「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画を策定しました。



「かわさき臨海のもりづくり」
緑化推進計画

6. 地域緑化制度の普及促進（地域緑化推進地区制度）

地域緑化推進地区は、自分たちのまちを緑豊かな住み良いまちにするために、地域の緑化をどう進めていくか、緑化された緑地や樹木等をどう管理していく等を住民自らが計画を定め、市長の認定を受け、自主的な緑化運動に取り組んでいく地区をいいます。令和6年4月までに35地区が認定されています。

認定を受けることで緑豊かなまちづくりを推進している地域としてアピールすることができます。また、市から緑化活動の支援を受けることができます。本市では引き続き、地域緑化推進地区制度の普及促進を行っていきます。



田町2・3丁目町内会

7. 緑地協定

市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者の合意に基づき、現在ある緑の保全や新たな緑化の推進を図ることを目的とする協定で、都市緑地法に規定された制度です。

この協定は、一定の手続きに基づいて締結され、また、地域住民が管理組合や運営委員会を設置し、規約を定めて自主的に運営していくものです。令和5年度までの協定締結は1地区となっています。



宮前区 グランフォーラム宮崎台桜の邸

8. 街路樹の維持管理

都市の中で歩行者やドライバーに、通行の誘導や四季の変化と安らぎを与えてくれる街路樹は、一体的に配置された帯状の低木や街かどのグリーンポケット（幹線道路の交差点の空間地を活用して樹木や草花を主にモニュメント等を設置し、うるおいのある景観を創出）等とともに、緑のネットワークの形成に重要な役割を果たしています。一方、植栽後相当年数が経つ街路樹については、大径木化や老木化が進行し、さまざまな弊害を引き起こしていることから、平成 30 年 3 月に川崎市街路樹管理計画を策定し、計画的な街路樹再生などの取組を推進しています。



街路樹（市役所前）

- * 主な高木と見どころ：イチョウ（秋の黄葉）、ハナミズキ（5 月頃赤や白い花が咲く・紅葉）、ケヤキ（美しい樹形と紅・黄葉）、ナンキンハゼ（秋の紅葉）
- * 主な低木と見どころ：オオムラサキツツジ、サツキツツジ（春に濃いピンク系の花が咲く）

街路樹の植栽実績の推移（令和6年3月31日現在）

区分 年度	高木						低木			
	路線数		植栽延長（Km）		本数		植栽面積（㎡）		株数	
	単年増	累計	単年増	累計	単年増	累計	単年増	累計	単年増	累計
H16年	4	378	4.4	218.8	484	40,135	3,478	152,292	19,216	980,500
H17年	1	379	1.5	220.3	228	40,363	601	152,893	3,242	983,742
H18年	8	387	1.1	221.4	119	40,482	915	153,808	4,568	988,310
H19年	1	388	0.4	221.8	54	40,536	714	154,522	4,467	992,777
H20年	14	402	3.9	225.7	288	40,824	2,075	156,597	10,940	1,003,717
H21年	3	405	1.5	227.2	104	40,928	835	157,432	4,863	1,008,580
H22年	2	407	0.6	227.8	114	41,042	391	157,823	1,539	1,010,119
H23年	—	407	0.1	227.9	14	41,056	49	157,872	249	1,010,368
H24年	1	408	0.2	228.1	57	41,113	27	157,899	135	1,010,503
H25年	—	408	0.5	228.6	10	41,123	63	157,962	266	1,010,769
H26年	—	408	0.5	229.1	112	41,235	912	158,874	10,162	1,020,931
H27年	—	408	—	229.1	—	41,235	—	158,874	—	1,020,931
H28年	—	408	0.2	229.3	15	41,250	112	158,986	465	1,021,396
H29年	—	408	—	229.3	3	41,253	200	159,186	890	1,022,286
H30年	—	408	—	229.3	—	41,253	14	159,200	1,000	1,023,286
H31年	—	408	—	229.3	—	41,253	411	159,611	2,467	1,025,753
R2年	—	408	—	229.3	—	41,253	—	159,611	—	1,025,753
R3年	1	409	0.1	229.4	5	41,258	26	159,637	65	1,025,818
R4年	—	409	—	229.4	—	41,258	127	159,764	635	1,026,453
R5年	1	410	0.2	229.6	7	41,265	77	159,841	203	1,026,656

※現況の植栽本数を表すものではありません。

9. 緑道・緑地

緑道・緑地は、都市における自然的環境の保全、都市景観の向上、さらには災害時における避難路など、多くの機能を併せ持つ緑のオープンスペースです。

本市では、下水道整備に伴う河川の埋立地や軌道敷地等を活用するとともに、適地の用地取得に努めながら緑道・緑地の整備を行っており、それらは通勤、通学、買物、散策など市民生活に密着した都市公園の一つとして、安全で快適な屋外レクリエーション、憩いの場として広く親しまれています。

10. 開発行為等に伴う提供公園や敷地内緑化の協議

「都市計画法」及び「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」に基づき設置される公園等について、配置や整備内容等、公園として適切なものとなるよう事業者と協議を行っています。

また、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、下記対象事業における敷地内の緑化について協議を行っており、「川崎市緑化指針」などの基準を踏まえながら、良好な市街地の形成に向けた適切な助言・指導に努めています。

協議対象と規模及び緑化の基準

対 象 事 業	規 模	緑化面積率
住宅	事業区域面積が500㎡以上でかつ、計画戸数20戸以上の共同住宅	・ 建築敷地面積の20%以上 ・ 近隣商業地域及び商業地域においては、建築敷地面積の10%以上
事業所（店舗・倉庫・オフィスビル・研究所など）	建築敷地面積1,000㎡以上	・ 建築敷地面積の10%以上
公共公益施設	建築敷地面積1,000㎡以上	・ 建築敷地面積の10%以上

開発行為等に伴う提供公園の推移

（令和6年3月31日現在）

年度	30年度以前		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		計	
箇所・ 面積 区別	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
川崎区	39	3.08	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	3.08
幸 区	44	4.05	1	0.06	0	0	0	0	0	0	1	0.06	46	4.17
中原区	48	3.72	1	0.03	0	0	0	0	0	0	0	0	49	3.75
高津区	106	10.32	0	0	1	0.02	1	0.02	1	0.01	2	0.05	111	10.42
宮前区	183	27.09	1	0.01	2	0.05	2	0.08	1	0.02	0	0	189	27.25
多摩区	106	21.73	0	0	1	0.02	1	0.05	0	0	2	0.16	110	21.96
麻生区	276	67.07	1	0.03	1	0.12	2	0.02	1	0.02	1	0.03	282	67.29
計	802	137.06	4	0.13	5	0.21	6	0.17	3	0.05	6	0.30	826	137.92

（注）戦災復興土地区画整理事業等を除く。

11. みどりの事業所

市街地の中に事業所の敷地の占める割合が大きい本市にとって、事業所の緑は地域緑化の推進に大きな役割を果たしています。また、事業所の緑地は、地域住民や通行人にうるおいを与えるだけでなく、実のなる木や花の咲く木等さまざまな樹種を植栽することで、野鳥や昆虫等生物の生息環境に配慮した緑化に貢献しています。

本市では、緑豊かなまちづくりに寄与することを目的として、昭和47年から1ha以上の敷地を有する事業所と緑化協定を締結してきました。平成17年度には工場という枠にとらわれずに、より広範囲の事業所の参加を呼びかけていくこととし、敷地面積の条件を撤廃するとともに、「川崎市工場緑化推進協議会」から「川崎市みどりの事業所推進協議会」に名称変更しました。会員事業所には情報交換や施設見学会、講演会を開催する等、緑化を推進するためのさまざまな支援を実施しています。また、平成17年度から公共性の高い事業所緑化を「公共のみどり」として認定し、令和3年度末現在で12事業所約79,794.9㎡のみどりが「公共のみどり」として認定されています。

このような事業所での積極的な取組によって、緑化面積38.35ha、緑化率3.6%でスタートしましたが、令和5年度末には10.5%に達しており、約145.15haの緑を創出しています。

本市では毎年、川崎市環境功労者表彰式を実施しており、その中で、緑化の推進活動に関し顕著な功績をあげた事業所を表彰しています。

令和4年度はこれまでの実績により日本電気株式会社玉川事業場を「緑化優秀事業所」として6月に表彰しました。昭和47年に本市とみどりの事業所推進に関する協定を締結した当初は、敷地面積に対して0.87%の緑化面積でしたが、「環境や景観の向上に向けた緑地化」を目指し、平成20年に「川崎市みどりの事業所推進協議会」の工場敷地の緑化努力目標である10%を突破しました。その後も社員の緑化意識の高揚と、環境や景観等の向上を踏まえた緑化に努められています。

事業所緑化協定の実績 (令和6年3月31日現在)

年度	項目 協定事業所	敷地面積 (ha)	緑化面積 (ha)	緑化率 (%)
昭和47年	68	1,081	38.35	3.6
50年	103	1,317	76.82	5.8
55年	97	1,619	120.09	7.4
60年	91	1,645	139.97	8.5
平成2年	86	1,666	155.15	9.3
7年	89	1,631	154.85	9.5
12年	85	1,592	154.00	9.7
17年	71	1,474	147.11	10.0
22年	70	1,459	153.80	10.5
23年	66	1,432	153.98	10.8
24年	65	1,434	154.91	10.8
25年	66	1,420	153.64	10.8
26年	66	1,423	152.78	10.7
27年	67	1,426	149.81	10.5
28年	67	1,426	155.76	10.9
29年	67	1,426	153.88	10.8
30年	65	1,379	151.94	11.0
令和元年	63	1,372	149.18	10.8
令和 2年	62	1,369	147.27	10.7
令和 3年	62	1,389	148.41	10.6
令和 4年	62	1,389	146.88	10.5
令和 5年	62	1,388	145.15	10.5



日本電気株式会社玉川事業場



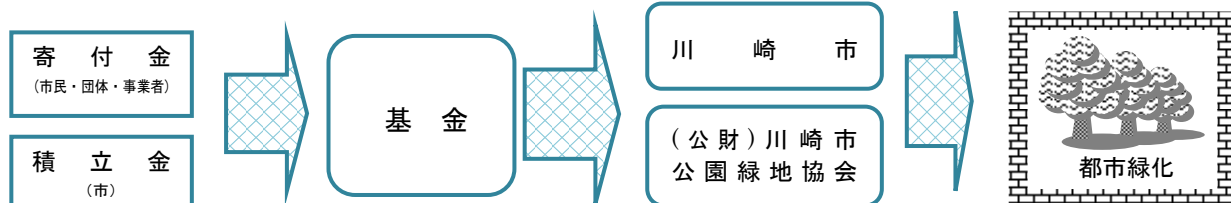
株式会社朝日プリンテック
川崎工場

12. 緑化基金

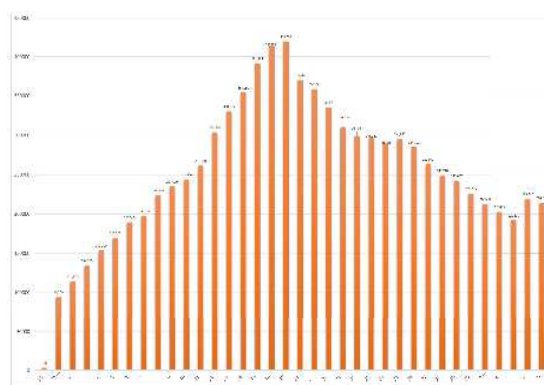
緑豊かで快適な都市環境をつくるためには、公共施設の緑化とともに市域の大半を占める民有地の緑化の推進が必要です。この民有地の緑化を積極的に進めることを目的として、昭和60年4月に「川崎市緑化基金」を設立しました。また、平成14年には、市民の緑化ニーズに応えるため、その目的を「都市緑化の推進」とし、地域の緑化等を支えています。

この基金は、市と市民、事業者、団体の協力により積み立てるものです。そして、そこから生じる果実（利子）を活用し、市及び出資法人である（公財）川崎市公園緑地協会が行う緑事業の原資として、公共性の高い民有地等の緑の保全、緑化に役立てています。

【緑化基金のしくみ】



積立金額の推移（単位：万円）



積立額 21億4,108万円
(令和6年3月31日現在)

13. 全国都市緑化かわさきフェア

全国都市緑化フェアは、都市緑化の意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及を図ることにより、国、地方公共団体及び民間の協力による都市緑化を全国的に推進し、緑豊かな潤いある都市づくりに寄与することを目的として、昭和 58 年から全国の各都市で開催されています。

本市では、市制 100 周年を迎える令和 6 年度に、これまでのみどりの歴史や強み等を振り返りながらみどりについて市民の皆さまと一緒に考え行動することで、新たなみどりの文化を醸成し、だれもが住み続けたいまちへとつなげていく、そのための大きなチャンスであると捉え、緑化フェアを本市で開催し、“川崎らしいみどり”を全国に向けて発信します。



(1) 開催概要

名 称 第 41 回 全国都市緑化かわさきフェア

コンセプト Green For All! でみどりのムーブメントを起こします

統一主題「みどりで、つなげる。みんなが、つながる」

愛称「Green For All KAWASAKI 2024」

主催者等 主 催 者：川崎市、公益財団法人都市緑化機構

実施主体：川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会

開催期間 地域資源を活かした個性的な取組を全市的に展開していくため、木や花の見頃などを踏まえ、秋、春の季節ごとに開催期間を設定

【秋】令和 6 年 10 月 19 日～11 月 17 日／【春】令和 7 年 3 月 22 日～4 月 13 日

会 場 市域全体を会場として捉えて、各区それぞれの地域資源を活かした個性的な取組を展開

・コア会場：富士見公園、等々力緑地、生田緑地

・まちなかみどりスポット：駅、商業施設、民有空地、区役所、公園緑地 など

(2) かわさきフェアを契機としたみどりのまちづくりに向けた取組

昨今の社会状況の変化等を踏まえ、かわさきフェアを契機として、みどりが持つポテンシャルを最大限に活用して、誰もが心豊かな暮らしを実現し、住み続けたいと思われ続けるようなまちをつくるため、目指すべき将来像を設定しました。その将来像の実現を目指し、かわさきフェア開催以降にもつながるさまざまな取組を、かわさきフェア開催前から展開していきます。

【目指すべき将来像】 みどりでつなげる、暮らしやすく住み続けたいまち

・基本理念Ⅰ

かわさきフェアは、「みどりが持つ力を、未来の川崎に向けて、みんなが暮らしの中で上手に活用する取組」を推進します。

・基本理念Ⅱ

川崎の多様な人・暮らし・みどりを結びつけることで、フェア終了後も続く「みどりのムーブメント」を推進します。

・基本理念Ⅲ

かわさきフェアのレガシーとなる地域愛を持った市民が、次の 100 年に向けて、川崎らしくより豊かな環境をつないでいきます。



「事業提案発表」の様子



「パネルディスカッション」の様子

令和5年3月シンポジウム

7 公園緑地事業

1. 公園緑地の整備

公園緑地は、都市における緑とオープンスペースの中核をなすものであり、都市の安全性の確保、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション活動の場の提供等重要な役割を果たしています。

本市の公園緑地の現況は、令和5年度末現在、都市公園と市営公園は、1,287箇所・面積771.04haで、市民一人当たり4.98㎡となっております。また、臨海公園を含めると、1,298箇所・面積802.42haで、市民一人当たり5.18㎡となっております。

近年、多発する自然災害の影響等により、市民の生活や社会状況が大きく変容する中で、都市における貴重な緑のオープンスペースである公園緑地の価値や重要性が再認識されており、公園緑地がこれまで有してきた機能に加え、防災性の向上や脱炭素社会の実現、生物多様性の確保など、社会全体が抱えるさまざまな課題の解決に資する、より多面的な機能を最大限発揮することが求められています。

今後は、子どもやお年寄りでも歩いて行ける身近な公園の整備に努めるとともに、総合公園の再編整備等に合わせ、まちの魅力や価値を高め、みどりやスポーツ、レクリエーション等の拠点としてふさわしい公園緑地の整備に取り組みます。

臨海公園を含めた公園緑地面積の推移



2. 公園緑地の設置状況等

公園緑地の区別設置状況

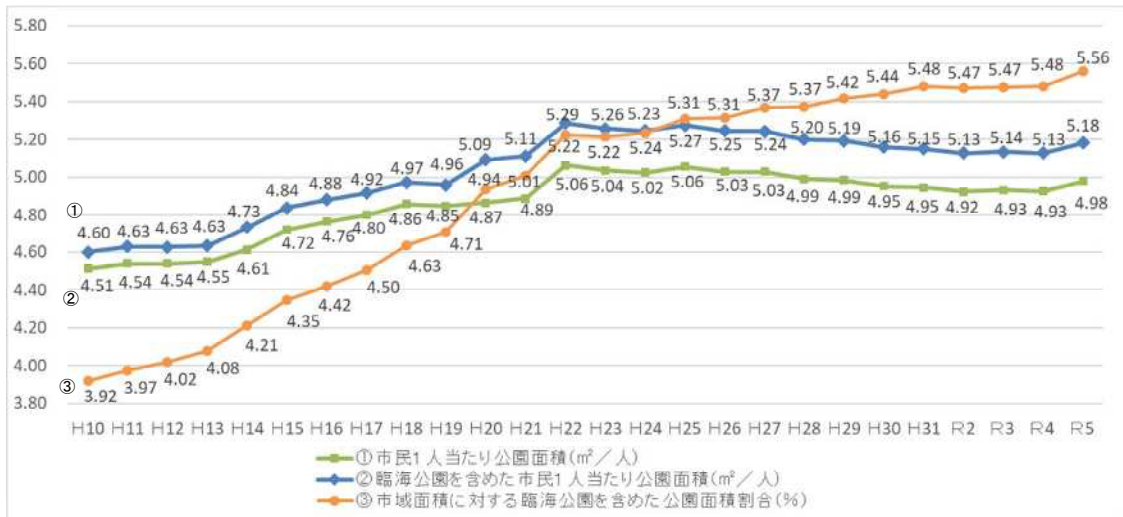
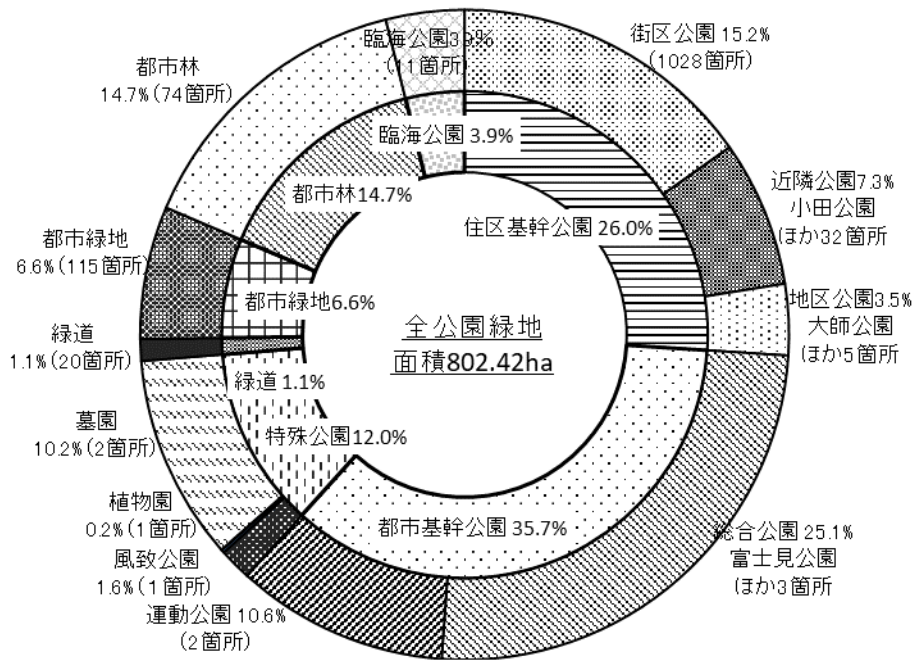
(令和6年3月31日 面積単位 ha)

区 別		川 崎 区		幸 区		中 原 区		高 津 区		宮 前 区		多 摩 区		麻 生 区		合 計	
		箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
公園種別	住 区 基 幹	123	24.37	95	11.18	99	9.04	130	13.09	203	24.06	132	13.74	246	26.65	1,028	122.11
	近隣公園	4	7.87	2	3.94	1	1.57	3	5.14	5	7.41	3	4.29	15	28.10	33	58.32
	地区公園	2	11.61	2	9.53	1	4.07	0	0.00	0	0.00	1	3.15	0	0.00	6	28.36
	小 計	129	43.84	99	24.64	101	14.69	133	18.23	208	31.47	136	21.18	261	54.74	1,067	208.80
	総合公園	1	17.22	0	0.00	1	43.59	0	0.00	0	36.92	1	93.30	1	10.47	4	201.50
	都市基幹	0	7.24	0	13.19	1	31.75	0	29.42	0	0.00	1	3.26	0	0.00	2	84.86
	小 計	1	24.46	0	13.19	2	75.34	0	29.42	0	36.92	2	96.56	1	10.47	6	286.36
	特 殊 公 園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	12.98	0	0.00	0	0.00	1	12.98
	植物園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	1.24	0	0.00	1	1.24
	広場公園	0	0.00	0	0.00	1	0.11	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.11
	墓 園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	49.52	0	0.00	0	0.65	1	31.81	2	81.98
	小 計	0	0.00	0	0.00	1	0.11	1	49.52	1	12.98	1	1.89	1	31.81	5	96.30
	都 市 林	0	0.00	0	0.00	3	2.30	12	13.86	7	4.98	10	21.99	42	74.77	74	117.90
	緑 道	6	2.48	4	2.78	6	1.90	2	0.65	0	0.00	0	0.00	2	0.94	20	8.75
	都市緑地	18	4.73	8	0.79	2	0.75	15	1.17	8	11.05	16	8.62	48	25.82	115	52.94
	合 計	154	75.52	111	41.41	115	95.09	163	112.85	224	97.40	165	150.23	355	198.55	1,287	771.04
	市民一人あたり公園面積(m ²)		3.27		2.39		3.56		4.79		4.14		6.65		10.99		4.98
	人口(R6.3.31)		231,126		173,193		266,966		235,353		235,012		226,020		180,584		1,548,254
	臨海公園	11	31.38	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	11	31.38
	合計 (臨海公園含む)	165	106.90	111	41.41	115	95.09	163	112.85	224	97.40	165	150.23	355	198.55	1,298	802.42
	市民一人あたり公園面積(m ²) (臨海公園含む)		4.63		2.39		3.56		4.79		4.14		6.65		10.99		5.18

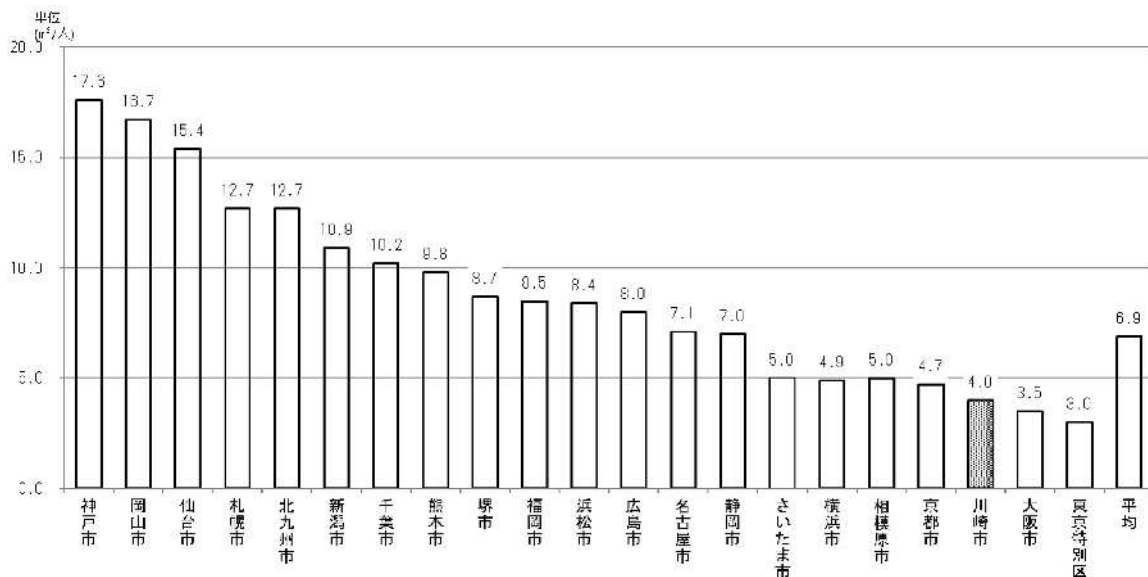
(注)

- 1 複数の区にまたがっている公園（生田緑地、多摩川緑地等）は、面積の一番大きい区で代表させています。 2 市民一人あたり公園面積の単位は、平方メートルです。
- 3 数字の単位未満は四捨五入しており、総数と内訳の合計とが一致しない場合があります。 4 公園の種別については、P96 参照

公園緑地の種別割合（令和6年3月31日現在）



市民1人当たり全公園緑地面積等の推移（令和6年3月31日現在）



市民1人当たり都市公園面積の大都市比較（令和5年3月31日現在）

◎ 特色のある公園緑地

特 色	名称等	所 在 地
流れ（せせらぎ・カナル等） のある公園緑地	大師公園 川崎市中原平和公園 橘公園 多摩川緑地下野毛地区 江川せせらぎ遊歩道 宮前美しの森公園 菅生緑地西地区 稲田公園 五ヶ村堀緑地 王禅寺ふるさと公園 むじなが池公園	P 47 参照 中原区木月住吉町 33-1 高津区子母口 565 高津区下野毛 1 丁目地内（多摩川河 川敷） 中原区新城 4 丁目 5 番地先から井田 1 丁目 35 番地先 宮前区犬蔵 2 丁目 35-3 宮前区水沢 2 丁目 2 ほか 多摩区菅稲田堤 2-9-1 多摩区登戸 3854 P 55 参照 麻生区白山 4 丁目 6
展望台のある公園緑地	浮島町公園 殿町第 2 公園 夢見ヶ崎公園 菅生緑地 鷺沼北公園 南野川特別緑地保全地区 小沢城址緑地 生田緑地 王禅寺ふるさと公園 弘法松公園 王禅寺見晴し公園 五力田見晴し公園	川崎区浮島町 12-7 川崎区殿町 3 丁目 14-1 等 P 58 参照 P 56 参照 宮前区鷺沼 4-11-15 宮前区野川 2815 多摩区菅仙谷 1-4 P 51 参照 P 55 参照 麻生区百合丘 2-10 麻生区王禅寺西 2-6-9 麻生区白鳥 4-24-2
大木のある公園緑地	大陸天公園 [イチョウ] 小杉陣屋町公園 [クスノキ]	高津区二子 4-18-1 中原区小杉陣屋町 1-33-4
遺跡のある公園緑地	夢見ヶ崎公園 梶ヶ谷第 3 公園 子母口公園 五所塚第 1 公園 馬絹古墳公園 野川公園 ふじやま遺跡公園 生田緑地 片平中町遺跡公園	P 58 参照 高津区梶ヶ谷 3-17 高津区子母口 54-148 宮前区五所塚 1-1-6 宮前区馬絹 994-12 宮前区野川 819 多摩区長尾 6-11 P 51 参照 麻生区片平 3-27-1
桜の名勝	殿町緑地 桜川公園 大師公園 夢見ヶ崎公園 等々力緑地 梶ヶ谷第 1 公園 緑ヶ丘霊園 小台公園 菅生緑地 生田緑地	川崎区殿町 3 丁目内 川崎区桜本 1-14-3 P 47 参照 P 58 参照 P 49 参照 高津区梶ヶ谷 2-10 P 67 参照 宮前区小台 2-24 P 56 参照 P 51 参照
梅園のある公園緑地	御幸公園 夢見ヶ崎公園 久地梅林公園 緑ヶ丘霊園 小台公園 菅生緑地東地区 生田緑地 黒川よこみね緑地	幸区東古市場 1 幸区南加瀬 1 丁目 2-1 高津区久地 3-4 高津区下作延 1241 宮前区小台 2 丁目 24 宮前区水沢 1 丁目 3 P 51 参照 麻生区黒川 1229 等
姉妹都市(リエカ)の名をつけた樹林地	平間公園 (リエカの森)	中原区上平間 1298
植物園	緑化センター	P 61 参照
ビオトープ（生物の生息環境を整備した）のある公園緑地	浮島町公園 井田山緑地	川崎区浮島町 12-7 中原区井田 2

	菅生緑地 むじなが池公園 〔池等：水生生物の生息環境〕 生田緑地 〔ホタルの里、自然探勝路：昆虫や水生生物の生息環境〕 早野聖地公園内〔湿地：水路等〕 王禅寺ふるさと公園 〔回廊：生物の移動用〕 ふれあいの森(たちばな、南野川) 〔クワガタの繁殖環境〕 黒川谷ツ公園 黒川よこみね緑地 宮前美しの森公園	P 56 参照 麻生区白山 4-6 P 51 参照 P 68 参照 P 55 参照 P 27 参照 麻生区はるひ野 5-9 麻生区黒川 1229 等 宮前区犬蔵 2-35-3
バラの名勝 (春と秋に一般開放)	生田緑地ばら苑 (旧向ヶ丘遊園) 〔800 種約 3, 300 株のバラ〕	P 51 参照
動物園のある公園	夢見ヶ崎公園	P 58 参照
健康器具のある公園緑地	等々力緑地等	次表参照
キャッチボールコーナーのある公園	渡田第 1 公園 藤崎第 3 公園 川崎市中原平和公園 井田杉山町北公園 上麻生隠れ谷公園	川崎区渡田東町 5-1 川崎区藤崎 2-6-1 中原区木月住吉町 33-1 中原区井田杉山町 2-72 麻生区上麻生 3-23-4
歴史を残す遺物のある公園	久本薬医門公園〔蔵、薬医門〕 丸子橋公園〔丸子橋の親柱〕 稲毛公園〔六郷橋の親柱〕	高津区久本 1-5 中原区丸子通 1-408-32 川崎区宮本町 7-8
電車や汽車のある公園	桜川公園〔電車 700〕 生田緑地 〔スハ 42 型客車、D51408 蒸気機関車〕	川崎区桜本 1-14-3 P 51 参照

○健康器具のある主な公園緑地

	公園名	所在地	基	施設名
1	富士見公園	川崎区富士見 1、2	11	(再編整備につき、閉鎖中)
2	四谷ゆめ公園	川崎区四谷下町 15-1	7	ぶら下がり器、ツイストボード、腹筋ベンチ、背伸ばしベンチ、懸垂平行棒 (ほか 2 基)
3	南河原公園	幸区都町 74-2	5	ツイストボード、背伸ばしベンチ、懸垂平行棒 (ほか 2 基)
4	さいわいふるさと公園	幸区新川崎 7	5	ぶら下がり器、ツイストツール、背伸ばしベンチ、懸垂平行棒 (ほか 1 基)
5	塚越 3 丁目さくら公園	幸区塚越 3-406-1	5	ぶら下がり器、ツイストツール背伸ばしベンチ、脇ストレッチベンチ、平行棒
6	御幸公園	幸区東古市場 1	3	複合器具、とび石、ボートこぎ
7	等々力緑地 (催し物広場・ふるさとの森)	中原区等々力 1-1	18	腹筋ベンチ、背伸ばしベンチ、懸垂平行棒 (ほか 15 基)
8	中丸子まるっこ公園	中原区中丸子 13-4	5	ツイストボード、背伸ばしベンチ、懸垂平行棒、平均台 (ほか 1 基)
9	梶ヶ谷第 1 公園	高津区梶ヶ谷 2-10	4	ツイストボード、腹筋ベンチ、背伸ばしベンチ、懸垂平行棒
10	橘公園	高津区子母口 565	3	ツイストボード、背伸ばしベンチ、多機能鍛錬
11	末長公園	高津区末長 2-15-7	3	腹筋ベンチ、背伸ばしベンチ、ツイストツール
12	千年三笠公園	高津区千年 1199-1	1	ストレッチベンチ
13	千年前田公園	高津区千年 92	2	腹筋ベンチ (ほか 1 基)
14	久末後谷公園	高津区久末 336-14	2	背伸ばしベンチ、ぶら下がり器
15	北見方 2 丁目公園	高津区北見方 2 丁目 260-9	5	腹筋ベンチ、背伸ばしベンチ (ほか 3 基)
16	久地の里公園	高津区久地 3-200-15	3	腹筋ベンチ、懸垂平行棒 (ほか 1 基)

17	宇奈根まちかど公園	高津区宇奈根 637-14	3	腹筋ベンチ、ぶら下がり器（ほか1基）
18	東有馬植木の里公園	宮前区東有馬 5-31-8	1	ぶら下がり器
16	久地の里公園	高津区久地 3-200-15	3	腹筋ベンチ、懸垂平行棒（ほか1基）
19	小台東公園	宮前区小台 2丁目3	2	ぶら下がり器、背伸ばしベンチ
20	野川宮の前公園	宮前区野川 484	2	ぶら下がり器、背伸ばしベンチ
21	稲田公園	多摩区菅稲田堤 2-9-1	4	ぶら下がり器、ツイストボード、腹筋ベンチ（ほか1基）
22	長尾こども公園	多摩区長尾 4丁目32	4	ぶら下がり器、腹筋ベンチ（ほか2基）
23	菅仙谷こども公園	多摩区菅仙谷 3-19-2	1	ぶら下がり器
24	中野島石河原公園	多摩区中野島 5-2	3	ぶら下がり器、ツイストバー、平行棒
25	中野島中河原公園	多摩区中野島 5-2	1	懸垂平行棒
26	王禅寺ふるさと公園	麻生区王禅寺 528-1	10	腹筋ベンチ、平均台（ほか8基）
27	上麻生山口公園	麻生区上麻生 3-2-3	4	腹筋ベンチ、平均台（ほか2基）

3. 公園緑地等の維持管理

7 箇所の各区役所道路公園センターは、公園緑地等の運営及び維持管理を行っており、その主な業務は、除草、清掃、遊具の保守点検等の一般的な管理業務のほか、公園緑地の占用使用許可、野球場やテニスコート等の運動施設の受付や維持管理、街路樹の維持管理等を行っています。

公園緑地等の維持管理は、既存施設の老朽化の進行、日常的な維持管理を支える協働の担い手の高齢化及び後継者不足や厳しい財政状況などの課題がありますが、市民の皆様が安全、安心、快適に利用できるよう、予防保全型の維持管理や街路樹の積極的な更新等を進めるとともに、多様な主体の参画によるグリーンコミュニティの形成など、持続可能な管理運営のしくみの構築に向けた取組を進めてまいります。

指定管理者一覧

（令和6年3月31日現在）

公園緑地名	主な施設	管理者	所管部局	管理委託料 (千円/年)
大師公園	芝生、流れ、テニスコート、 野球場、瀟秀園等	㈱石勝エクステリア TEL：044-276-0050	川崎区役所道路 公園センター	約 37,600
富士見公園	富士通スタジアム川崎、富 士見球場等	川崎フロンターレ・東急コミュニティー 共同事業体 TEL:044-276-9133 富士見パークマネジメント㈱ TEL：044-271-1321	緑政部みどりの 管理課	納付金 約 25,300
			富士見・等々力再 編整備室	納付金 約 5,500
緑化センター	緑の相談所、温室、イベン ト広場、日本庭園等	㈱石勝エクステリア TEL：044-911-2177	緑政部みどりの 管理課	約 44,400
多摩川緑地 バーベキュー広場	面積：約 4ha 500円/1名	多摩川緑地バーベキュー広場共同事業体 TEL：0120-256-889	緑政部みどり・多 摩川協働推進課	—
多摩川緑地 パークボール場	9ホール 2コース 3ホール 1コース	㈱よみうりサポート&サービス TEL：044-833-0115		約 9,400
生田緑地	公園施設、岡本太郎美術 館、日本民家園、科学館等	生田緑地日比谷花壇・日比谷アメニス・ 東急ファシリティサービス共同事業体 TEL:044-933-2300	生田緑地 整備事務所	約 410,200
川崎国際生田緑地 ゴルフ場	18ホール、6,500ヤード 面積：約 59ha	東急リゾート&ステイ・石勝エクステリ ア共同事業体 TEL:044-934-1555	緑政部みどりの 管理課	納付金 約 390,000
緑ヶ丘霊園 早野聖地公園	墓所、霊堂、園路、広場等	川崎市営霊園パートナーズ TEL:044-811-0013（緑ヶ丘） TEL:044-987-7855（早野）	緑政部霊園事務所	約 221,800

各区役所道路公園センター



川崎区役所「道路公園センター」
〒210-0834 川崎区大島 1-25-10
電話:044-244-3206(代) FAX:044-246-4909



幸区役所「道路公園センター」
〒212-0053 幸区下平間 357-3
電話:044-544-5500(代) FAX:044-556-1650



中原区役所「道路公園センター」
〒211-0041 中原区下小田中 2-9-1
電話:044-788-2311(代) FAX:044-788-1106



高津区役所「道路公園センター」
〒213-0001 高津区溝口 5-15-7
電話:044-833-1221(代) FAX:044-833-2498



宮前区役所「道路公園センター」
〒216-0003 宮前区有馬 2-6-4
電話:044-877-1661(代) FAX:044-877-9429



多摩区役所「道路公園センター」
〒214-0008 多摩区菅北浦 4-11-20
電話:044-946-0044(代) FAX:044-946-0105



麻生区役所「道路公園センター」
〒215-0026 麻生区古沢 120
電話:044-954-0505(代) FAX:044-954-6283

(1) 公園緑地愛護会

公園及び緑道緑地の除草・清掃等の美化活動や公園施設の保全等のため、維持管理活動を自発的に行う団体を愛護会として設立し、その活動に対して報奨金を交付しています。

本市では、この活動を通じて地域緑化の推進と公共施設への愛護心の普及向上を図り、公共福祉の増進に資することを目的としています。

報奨金交付基準（年額）

面 積	500m ² 以下	501m ² ～1,500m ²	1,501m ² ～3,000m ²	3,001m ² 以上
金 額	12,000 円	18,000 円	24,000 円	30,000 円

公園緑地愛護会設立状況

（令和6年3月31日現在）

	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	計
公園数	35	24	24	59	71	54	76	343

(2) 管理運営協議会

公園及び緑道緑地の除草・清掃等の日常的な維持管理は、公園緑地愛護会の活動によって支えられてきました。しかし、活動内容の多様化や公園等においてボランティア活動を自主的に取り組む姿が見られるようになってきたこと、また住民自治や規制緩和の推進が求められるようになってきたことから市民に身近な公園等を“地域の庭”としてより柔軟に活用してもらうため、その運営を「公園緑地愛護会」から地元に新たに組織する「管理運営協議会」への移行を進めています。

① 活動内容

除草、清掃、くずかごのごみ処理等に加えて、樹木の下枝落とし、低木の刈り込み、軽易な遊具の補修等の作業を行います。また、町内会等の団体が行う盆踊りやゲートボール等の利用については、区役所道路公園センターへの手続きを省略し、地元で組織する管理運営協議会の中で利用調整を行います。



剪定講習会の様子

② 取組状況

平成 16～17 年度のモデル実施を経て、平成 18 年度から本格実施しており、令和 6 年 3 月末日現在、588 公園で協定を締結しています。

報奨金交付基準（年額）

面 積	0m ² ～200m ²	201m ² ～500m ²	501m ² ～ 1,000m ²	1,001m ² ～ 1,500m ²	1,501m ² ～ 3,000m ²	3,001m ² 以上
金 額	24,000 円	42,000 円	54,000 円	60,000 円	78,000 円	90,000 円

公園管理運営協議会設立状況

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	計
公園数	88	81	85	66	89	57	122	588

(3) 街路樹等愛護会

街路樹及びグリーンベルトの保護及び育成、その周辺の除草・清掃等の活動を自主的に行う団体を愛護会として設立し、その活動に対して、報奨金を交付しています。

本市では、この活動を通じて都市の美化の推進と公共施設への愛護心の普及向上を図り、公共福祉の増進に資することを目的としています。

報奨金交付基準

区 分		報 奨 金 (活動単位片側 100mにつき)
愛 護 活 動 報 奨 金	愛護活動の範囲が、街路樹及びその周辺の場合	年 額 6,000 円
	愛護活動の範囲が、グリーンベルト及びその周辺の場合	年 額 12,000 円
	愛護活動の範囲が、街路樹及びグリーンベルト並びにその周辺の場合	
設 立 報 奨 金		設立時のみ 3,000 円

（注）愛護会を当該年度の途中において設立し、若しくは解散したとき、または当該年度において休止したときは、愛護活動報償金は月割にて交付する。

街路樹等愛護会設立状況

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	計
街 路 樹 ブロック数	250	105	73	25	286	96	227	1,062

（注）ブロック数とは、街路樹等の片側延長おおむね 100m を単位とする活動範囲をいう。

8 主な公園緑地

1. 富士見公園

富士見公園は、川崎区に位置し、本市で最初に誕生した都市公園です。昭和11年に面積約10.4haが都市計画決定され、以後、運動施設等を整備しました。戦後の戦災復興土地区画整理事業等によって区域を拡張し、現在は面積約17.0haが都市計画決定され、その内約13.2haを都市公園として供用しています。戦後の施設整備により、野球場、テニスコート等の運動施設を設置し、さらに、駐車場や遊具の設置、広場の整備等を行い、市民に親しまれる総合公園となりました。また、管理運営は、平成27年度から公園の南側に指定管理者制度を導入し、川崎フロンターレ・東急コミュニティー共同事業体が指定管理者として管理運営を行っています。同年には、本市初となるネーミングライツが川崎富士見球技場に導入され、富士通株式会社により「富士通スタジアム川崎」の愛称が命名されています。

- 公園種別：総合公園
- 所在地：川崎区富士見1丁目、2丁目
- 交通案内：川崎駅から徒歩約10～15分又はバス

【富士見公園再編整備事業】

富士見公園は、市民の憩いの場やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点となっていますが、緑地や広場が少ないことや、施設の老朽化などの課題もあり、都心における総合公園としての機能回復やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化が求められていました。

これらの課題を解決するため、令和2年2月に富士見公園を含む周辺地区を対象に「富士見公園周辺地区整備推進計画」を策定し、さらに富士見公園の再編整備に向けた基本的な考え方や、具体的な整備内容、整備の進め方等について明らかにすることを目的として、令和4年1月に「富士見公園再編整備基本計画」を策定しました。

事業契約に基づき、再編整備工事に令和5年4月から着手し、令和5年12月に立体駐車場が完成、令和6年1月から供用を開始するとともに、令和6年3月に相撲場・テニスコート・クラブハウス・平面駐車場等の公園北側エリアが完成、令和6年4月から供用を開始しました。また、再編整備工事によって新たに整備された施設について、「富士見パークマネジメント株式会社」が指定管理者となり管理運営を開始しました。

今後も再編整備を推進し、緑、活気、憩い、ふれあいのある都心のオアシス・富士見公園の実現に向けて、官民連携により取組を進めます。

富士見公園の主な施設

(令和6年4月1日現在)

施設名	敷地面積等 (㎡)
川崎富士見球技場	17,798
市民広場	工事中
富士見球場	8,157：1箇所
テニスコート	8,400：12面
相撲場	2,348：1箇所
立体駐車場	291台
北側平面駐車場	85台 (内、大型5台)



富士見公園（再編整備完成イメージ図）

2. 大師公園

大師公園は、川崎大師平間寺の東南部に隣接しており、昭和16年3月に都市計画決定され、戦後の戦災復興土地区画整理事業等により、公園用地を拡張し、昭和24年に一部を開設し、昭和32年から地区公園として整備・改修を行い、昭和40年7月に現在の面積約8.8haとなりました。

また、昭和61年度から5か年計画で、都市緑化の推進と公園機能の向上を目的に、老朽化した施設の整備に着手し、軟式野球場、少年野球場、テニスコート、プール等の運動

大師公園の主な施設

(令和6年3月31日現在)

施設名	敷地面積等 (㎡)
芝生広場	8,300
大師球場	10,021：1箇所
少年野球場	4,780：1箇所
テニスコート	2,097：3面
プール	3,880：1箇所
駐車場	2,419：62台
噴水広場・流れ	5,000：1箇所
藩秀園	4,300
管理事務所	200

施設の充実に加えて、新たな施設として噴水広場前に涼を呼ぶカナル（流れ）や、休息や散歩等に利用できる大芝生広場、緑陰広場、平成15年3月に大型遊具等を設置し、より一層市民から親しまれる公園に生まれ変わりました。

昭和62年9月、中国の瀋陽市と本市の姉妹都市提携5周年を記念して寄贈された「瀋秀園」（しんしゅうえん）は、中国庭園の奥義をきわめた瀋陽市の庭園技術指導団の指導と協力のもと建設された自然山水庭園です。草木による四季の色彩、築山、滝等の景観の変化を、橋と園路により庭園内を回遊しながら楽しむことができます。管理運営は平成18年度から指定管理者制度を導入し、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで株式会社石勝エクステリアが指定管理者として管理運営を行っています。

- 公園種別：地区公園
- 所在地：川崎区大師公園 1
- 交通案内：川崎駅からバス 台町 又は 京浜急行大師線 大師駅・東門前駅 各徒歩約10分

3. 御幸公園

御幸公園は、国道1号と多摩川河川敷に隣接する地区公園であり、昭和14年7月に都市計画決定された後、昭和25年に開設しました。昭和34年に公園内に御幸球場が開設し、昭和53年には御幸球場にナイター施設が整備され、多くの市民に利用されるようになりました。平成22年から2か年をかけた国土交通省の高規格堤防（スーパー堤防）工事によって現在の御幸公園の形状となりました。令和6年3月にはバスケットゴールが整備され、地域の子どもや若者が日常的にスポーツに触れることができるようになりました。

また、公園には、かつて明治天皇が行幸するほどの観梅の名所であった小向梅林の史跡として、明治天皇臨幸御観梅跡碑が残されています。平成29年2月に「御幸公園梅香事業推進計画」が策定され、幸区の魅力であり資源である梅林を市民と復活させるとともに、御幸公園が憩いの場、集いの場となり、地域コミュニティの活性化に繋がることをめざす取組が進められています。令和4年度まで、寄附・募金等による梅の植樹が行われ、約200本の梅林が整備されました。なお、毎年2～3月には観梅会が開催されています。

- 公園種別：地区公園
- 所在地：幸区東古市場1
- 交通案内：川崎駅ラゾーナ広場からバス「御幸公園前」下車すぐ

御幸公園の主な施設

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

施設名	敷地面積等 (㎡)
広 場	4,700
梅 林	4,700、236 本
御 幸 球 場	9,326 : 1 箇所 専用駐車場 : 17 台
管 理 事 務 所	142

4. 川崎市中原平和公園

川崎市中原平和公園は、戦後長期間にわたりアメリカ合衆国陸軍の出版センターとして接収されていましたが、昭和50年10月に全面返還されたのを契機に、隣接する本月住吉公園及び既に一部返還されていた中原公園を統合し、昭和55年2月に面積4.1haの地区公園として都市計画決定されました。

昭和56年度から3か年計画で整備を行い、公園の中心部の「であいの広場」にはブロンズの平和祈念像、790席を擁する野外音楽堂等を設置し、名称は公園建設に至る沿革を考

川崎市中原平和公園の主な施設

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

施設名	敷地面積等 (㎡)
であいの広場 平和祈念像 野外音楽堂	8,000 日展評議員 高橋 剛作ブロンズ像 「平和への誓い」 高さ2.7m ステージ 幅 16m 高さ 11m 奥行 8m スタンド 790席
展示広場	4,000 (屋外市民ギャラリー)
彫刻広場	11,000 (彫刻展示9点)
平和館	2,567
はだしの広場	4,500 (流れ)
冒険広場	6,500 (複合遊具)
その他	7,000 (児童コーナー他)

慮し、恒久平和を願い「川崎市中原平和公園」と名付け、昭和58年6月に開園しました。

同年9月には、姉妹都市のリエカ市、ボルチモア市、瀋陽市をはじめ7か国9名の著名彫刻家の参加を得て、「平和」をテーマとした国際彫刻シンポジウムを開催しました。作品は、現在も彫刻広場に展示されています。

また、平成4年4月には「核兵器廃絶平和都市宣言」10周年を記念し、公園の一角に「平和館」が設置されています。

- 公園種別：地区公園
- 所在地：中原区木月住吉町33-1
- 交通案内：東急東横線元住吉駅から徒歩約8分

5. 等々力緑地

等々力緑地は、市域のほぼ中央に当たる中原区に位置し、大部分が多摩川の旧堤道路に囲まれた旧河川敷で、昭和16年に面積約57.2haが都市計画決定され、昭和32年度から用地買収を始め、以後、施設整備を進めました。

現在は、面積約56.4haが都市計画決定され、その内約36.6haを都市公園として供用し、陸上競技場、テニスコート等を配置し、各種競技大会の会場として利用されるとともに市民スポーツの拠点となっています。特に陸上競技場は、メインスタンドの再整備（平成27年3月完成）を行い、更に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における英国代表チーム事前キャンプ受入れに向けて行った陸上競技場の改修（平成30年度完成）や補助競技場の改修（令和元年度完成）により、第1種及び第3種陸上競技場としての整備を行いました。当該陸上競技場は、世界的な陸上競技大会やプロサッカーJリーグの川崎フロンターレのホームグラウンドとしても利用されています。また、老朽化していた等々力球場の改築を行い、令和2年10月に供用を開始しました。

スポーツ施設以外では、花と緑を楽しむ散策園路、憩いの場であるふるさとの森や、レクリエーションの場である釣池や催し物広場等多様な施設を配置しています。

- 公園種別：総合公園
- 所在地：中原区等々力1
- 交通案内：武蔵小杉駅からバス
市営等々力グラウンド入口下車



等々力緑地

【等々力緑地再編整備事業】

等々力緑地は、緑と水のうるおいの空間を有し、良好な都市環境を形成するための重要な役割を担うとともに、多数の運動施設、文化施設、市民の憩いの場等多面的な機能を有する貴重な地域資源として、市民の方々に親しまれている総合公園です。

これまで、段階的に緑地内の整備を進めてきましたが、陸上競技場や野球場等の運動施設について老朽化等の課題が指摘されてきたほか、JR横須賀線武蔵小杉駅の開業や武蔵小杉駅周辺の大規模な再開発事業等の進展を踏まえ、平成23年3月に緑地全体の再整備の方向とともに、主要施設の整備の方向と配置、整備手順などをまとめた「等々力緑地再編整備実施計画」を策定しました。この「実施計画」に基づき、陸上競技場メインスタンド、正面広場、等々力球場の整備を実施してきましたが、平成31年2月に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）第6条第1項に基づく民間提案が提出されたことに加えて、令和元年東日本台風による浸水被害等が発生するなど、緑地を取り巻く状況が大きく変化しました。こうした新たな課題等に対応するため、学識等で構成した等々力緑地再編整備計画推進委員会による審議や市民意見等を踏まえ、主な施設の再整備の考え方や民間活力導入手法などの検討を進め、令和4年2月に実施計画を改定しました。

この改定した実施計画に基づき、令和4年4月より、PFI法に基づく事業手法を活用した緑地全体の再編整備及び管理運営を行う事業として、事業者の公募・選定手続きを行い、令和5年3月に、本事業を担う「川崎とどろきパーク株式会社」と事業契約を締結しました。

今後も再編整備を推進し、スポーツを中心に人とまちが元気になる、誰もが心地よく過ごせる等々力緑地の実現に向け、官民連携により取組を進めます。



等々力緑地（再編整備完成イメージ図）

等々力緑地の主な施設

（令和6年4月1日現在）

種 別	内 容	面積約（㎡）
陸 上 競 技 場	1種公認全天候トラック400m8レーン、フィールド（サッカー併用） 大型映像装置 6.3m×20.0m×1基、 7.66m×18.0m×1基 スタンド収容人員 約27,495人、夜間照明2基、LED投光機300台	43,893
野 球 場	両翼100m センター122m、収容人数9,279人 フルカラーLEDスコアボード 21.8m×7.3m×1基 LEDナイター照明 6基、屋内ブルペン、屋内野球練習場299.6㎡	13,616
テ ニ ス コ ー ト	砂入り人工芝10面、スタンド収容人員600人、夜間照明 11基	8,172
サ ッ カ ー 場	クレイコート1面8,880㎡、人工芝コート1面9,440㎡	18,320
釣 池	フィッシングコーナー 釣場延長 520m、 浮き桟橋 140m レストハウス（池脇）	33,000
四 季 園	池、流れ、水車小屋、四阿	4,300
ふ る さ と の 森	寄附樹木その他により植栽された森、園路、野外卓、ネット遊具、コンビネーション遊具等	15,200
2 1 世 紀 の 森	寄贈樹木その他により植栽された森、市民ミュージアムへの道（彫刻展示10点）	6,900
正 面 広 場	彫像（健康美） ※競技場等での大規模イベント開催時の臨時バス折り返し所	7,800
催 し 物 広 場	広場、健康遊具	5,500
子 供 の 遊 び 場	4箇所 ブランコ、滑り台、砂場、コンビネーション遊具等	6,900
花 の 散 策 路	四季の草花や花木 延長約1,000m	25,000
市 民 ミ ュ ー ジ ア ム （ 休 館 中 ）	映像ホール、グラフィック、写真、漫画展示室、考古・歴史・民族展示室等	8,386
と ど ろ き ア リ ー ナ	メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニング室等	8,993
駐 車 場	3箇所（南：100台、東：158台、ミュージアム前：323台） 収容台数 合計581台	10,980

等々力緑地用地取得状況

（令和6年4月1日現在）

区 分	面 積	買収面積（率）	未買収面積（率）
都市計画決定面積	56.4ha	43.59ha (77.3%)	12.83ha (22.7%)
事 業 区 域	42.9ha	42.85ha (99.9%)	0.07ha (0.1%)
計 画 区 域	13.5ha	0.74ha (5.5%)	12.76ha (94.5%)

6. 生田緑地

生田緑地は、多摩区と宮前区にまたがる多摩丘陵の一角に位置し、標高84mの枳形山をはじめとした起伏に富んだ地形が特色です。昭和16年に面積約165.5haが都市計画決定され、昭和18年から用地買収を始め、昭和39年度から公園施設の整備を進めています。

現在は面積約179.7haが都市計画決定され、その内約117.4 haを市民に供用し、多摩丘陵の自然と、歴史的な遺跡等が残される市民の貴重な財産となっています。

生田緑地には本来の植生（自然植生）であるシラカシ林等もわずかに残っていますが、人々の生活に関わってきた里山としてクヌギ・コナラの二次林が多く分布しており、生物の宝庫となっています。そのほかメタセコイア等の多様な公園樹も植えられ、魅力ある景観を形成しています。

また、縄文早期の土器や生田長者穴横穴古墳群のある地としても知られ、さらに鎌倉時代に重臣として活躍した稲毛三郎重成が築いたと伝えられる枳形城跡もあり、歴史のおもかげを随所にとどめています。

このような地形や自然環境等を活かし、360度の素晴らしい風景を一望できる展望台のある枳形山広場を始め、中央広場、しょうぶ園、梅園、野鳥の森、丘陵を巡る自然探勝路、水生植物が鑑賞できる「水生植物観賞池」等を配し、また、ボランティアの協力を得て、春・秋の年2回ばら苑を開苑しており、豊かな自然を満喫しながら憩うことができます。

そのほか、自然の地形を生かした川崎国際生田緑地ゴルフ場や、藍染の体験ができる伝統工芸館、日本の各地の代表的な古民家等を集めた「日本民家園」、プラネタリウムのある科学館「かわさき宙〔そら〕と緑の科学館」、岡本太郎美術館、藤子・F・不二雄ミュージアム等、さまざまな文化施設が備わっており、自然と個性的な施設が織りなす他に類をみない総合公園として、子どもからお年寄りまで多くの市民に親しまれています。

さらに、平成15年から市民参加のもと、「生田緑地整備構想」、「生田緑地整備基本計画」、「生田緑地管理計画」を策定しましたが、周辺の宅地化等による自然環境の保全の高まりや、生田緑地を取り巻く状況の変化や背景を踏まえ、誰もが共有できる生田緑地の将来像を示す構想として平成22年度に「生田緑地ビジョン」を策定しました。平成25年3月から、生田緑地ビジョンに示す「協働のプラットフォーム」として、生田緑地に係わる多様な主体が管理運営に参加する「生田緑地マネジメント会議」を設置しています。

- 公園種別：総合公園
- 所在地：多摩区枳形6丁目、7丁目他、宮前区初山1丁目他
- 交通案内：小田急線向ヶ丘遊園駅南口から徒歩約13分（東口）又は北口からバス専修大学前行き終点下車徒歩約5分（西口）



枳形山展望台



メタセコイアの林

生田緑地の主な施設

(令和6年3月31日現在)

施設名	内 容	面積約(m ²)
伝 統 工 芸 館	鉄筋及び木造2階建 延202.8m ² 藍染体験施設	2,200
か お り の 園	キンモクセイ等26種、点字ブロック、点字説明版、園路	1,550
中 央 広 場	休憩所、池、噴水、客車、トイレ等	17,760
県 の 木 見 本 園	都道府県の木	4,830
市 民 の 花 園	ツバキ、サクラ、ツツジ等、パーゴラ、トイレ	17,280
梅 園	道知辺、紅千鳥等	2,500
奥 の 池 ・ 水 辺 林	奥の池(840m ²)、メタセコイア林、流れ、石張舗装、慰霊碑(昭和46年11月実験事故)	5,000
谷 間 の 流 れ ・ し ょ う ぶ 園	四阿、流れ、石張舗装、しょうぶ池(785m ² ・ハナショウブ2,800株) 木橋他	5,740
自 然 探 勝 路	木道等延長約2.5km、広場、四阿	31,500
ホ タ ル の 里	木道等延長約240m、流れ、ハンノキ林等	17,200
周 遊 散 策 路 (初 山)	木道等延長約900m	1,200
野 鳥 の 森	観察小屋、餌食木、野鳥の池等	30,000
枅 形 山 広 場	展望台、遊具、城址碑、かがやけ杉の子碑、トイレ等	7,420
グリーンアドベンチャー	約1.5km 40問(樹木の名前あてクイズ)	
水 生 植 物 観 賞 池	水生植物(コウホネ他12種)、木道等延長240m	12,038
おもい出のうたのこみち	石張舗装、歌碑、四阿、初山芝生広場、パーゴラ	
駐 車 場	東口163台(内身障者用4台)、西口52台(内身障者用2台)、生田緑地大型バス駐車場4台、トイレ、ゴルフ場前218台(内身障者用2台)	16,135
幹 線 園 路	東口 西口間延長 930m、幅員4～6m	7,870
西 口 園 路	芝生広場、岡本太郎美術館～ゴルフ場クラブハウス間、園路延長約330m	20,000
生 田 緑 地 整 備 事 務 所	鉄筋C0造2階建 建築面積251.3m ² 延398.5m ²	1,390
川 崎 市 立 日 本 民 家 園	神奈川の村、信越の村等5コーナー25棟、そば処	32,380
かわさき宙(そら)と緑の科学館 (川崎市青少年科学館)	鉄筋C0造3階建、延3,074.66m ² 、プラネタリウム、展示室、学習室、実験室、カフェ、ショップ、D51型蒸気機関車	3,927
川 崎 市 岡 本 太 郎 美 術 館	常設展示室、企画展示室、鉄筋C0造地上1階地下1階建、延4,993.8m ² 、母の塔、カフェ、ショップ	9,468
川 崎 市 藤 子 ・ F ・ 不 二 雄 ミ ュ ー ジ ア ム	鉄筋C0造地上3階建、延3,600m ² 、展示室、映像展示室、漫画ライブラリ、屋外広場、カフェ、ショップ	5,483
ば ら 苑	533種、4,700株	12,000
自 然 林 等	クヌギ、コナラ等(一部民有林、農耕地含む)	440,554
西 口 展 望 広 場	展望デッキ、枯山水、芝生広場等(旧クラブハウス跡地)	2,500
川崎国際生田緑地ゴルフ場	18ホール、6,500ヤード、クラブハウス等	586,887
東口ビジターセンター	1階鉄筋C0造、2階木造 延399.28m ² 、総合案内窓口等	(駐車場に含む)
西 口 サ テ ラ イ ト	1階建(木造 29.81m ²)、案内窓口等	
初 山	芝生広場、園路、せせらぎ、里山農体験畑等	14,100

生田緑地用地取得状況

(令和6年3月31日現在)

区 分		面 積	買収面積 (率)	未買収面積 (率)
都市計画決定面積		179.7ha	130.03ha (72.4%)	49.67ha (27.6%)
	事業認可区域	68.3ha	65.05ha (95.2%)	3.25ha (4.8%)
	事業認可区域外	111.4ha	64.98ha (58.3%)	46.42ha (41.7%)



しょうぶ園 (6月上旬頃)



ばら苑 (令和5年度の一般開放：春5月11日～5月28日、秋10月19日～11月12日)



生田緑地

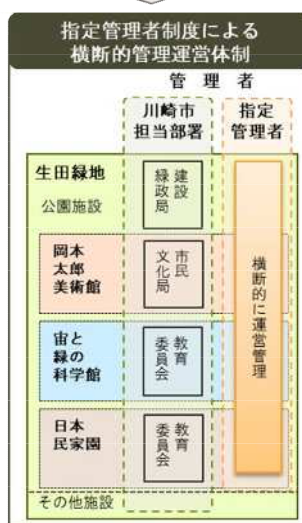
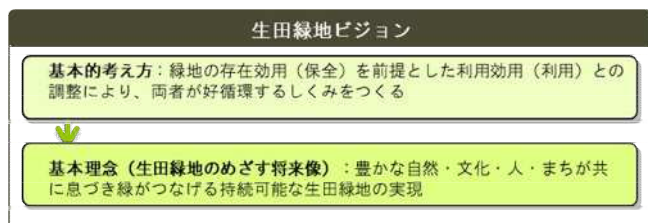
生田緑地のパークマネジメント

生田緑地では、「生田緑地ビジョン」に基づき、平成25年度から、緑地と緑地内に立地する岡本太郎美術館、日本民家園及び青少年科学館（かわさき宙と緑の科学館）を横断的に管理運営する指定管理者制度を導入するとともに、多様な主体による公園運営に向けた協働のプラットフォームの構築により、総合的なマネジメント体制による管理運営を行っています。

指定管理者制度を活用した管理運営については、民間の発想による新たな取組と専門的なノウハウを活用し、施設間の連携強化と管理運営の効率化を図り、生田緑地全体の魅力向上に向けた取組を進めています。具体的には、周辺地域等と連携したイベントや、ホームページやSNSを活用した緑地及び3施設の一体的なPR、複数施設利用割引の実施による回遊性の促進、多彩な自主事業の実施、樹木管理等で発生する材を活用した資源循環の取組等を行っています。

また、協働のプラットフォームである生田緑地マネジメント会議では、市民団体、町内会・商店街等の地域団体、大学、行政及び指定管理者が、一堂に会してお互いの特性を活かしながら生田緑地の課題解決や、生田緑地の魅力発信等に取り組んでいます。

今後も、指定管理者による横断的管理とマネジメント会議による運営の連携により、自然の保全と利用の調整を図りながら、生田緑地ビジョンの実現に向けた取組を進めていきます。



マネジメント会議全体会の様子



市民活動団体によるクヌギの移植



資源の有効活用（発生材を薪として活用）



市立高校生との協働による外来生物講座

7. 王禅寺ふるさと公園

王禅寺ふるさと公園は、北側に「禅寺丸」という柿の原木で知られる名利王禅寺、南側には琴平神社と、この地に縁の深い寺社に接しており、市制施行60周年を記念して、昭和60年10月に面積約11.2haが都市計画決定され、昭和60年度より用地取得を開始し、平成元年度から施設整備を行いました。現在は、その内約10.5haを供用している総合公園です。

「水と緑とのふれあい・ふるさと意識の醸成」をテーマに、3本の谷戸が入り込んだ標高差約30mの地形と、コナラ・クヌギ・ヤマザクラ等の植生を活かし、多目的広場をはじめ芝生広場・多摩川をイメージした流れ・富士山が眺望できる展望台、自然散策路等を整備し、春には木々の新緑、秋には紅葉・落葉拾い等、自然の変化を十分楽しめる公園となっています。

平成5年11月には、公園の愛称が公募により「王禅寺ふるさと公園」に決定し、オーストラリアのウーロンゴン市との姉妹都市提携5周年を記念してユーカリやブラシノキの植樹を行いました。また、毎年秋には芝生広場で麻生区ふれあい公園を開催し、多数の方が来場しています。



多目的広場

- 公園種別：総合公園
- 所在地：麻生区王禅寺528-1
- 交通案内：新百合ヶ丘駅、柿生駅からバス 裏門坂下車徒歩1分

王禅寺ふるさと公園用地取得状況

(令和6年3月31日現在)

区 分	面 積	買収面積 (率)	未買収面積 (率)
都市計画決定面積	11.2ha	10.5ha (93.5%)	0.7ha (6.5%)

王禅寺ふるさと公園の主な施設

施 設 名	内 容	面積約 (m ²)
多 目 的 広 場	健康遊具、ベンチ、水飲み場、トイレ等	14,200
芝 生 広 場	テーブルベンチ、水飲み場、ベンチ、デッキ、吊り橋等	8,100
花 木 園	ウメ、アズキ、ハナミズキ、時計塔等	1,900
緑 陰 及 び 園 路	四阿、展望台、回廊、ベンチ等	20,720
池・流れ及び周辺	流れ 延長160m、幅員3~6m、水量約160 t 池 18×22m 水深35cm	8,090
自 然 散 策 路	トンネル、自然散策路等	29,190
駐 車 場	収容台数62台 (内身障者用2台)	2,400

8. 菅生緑地

菅生緑地は、隣接する北部卸売市場とともに昭和51年4月に都市計画決定されており、令和4年7月には新たに事業区域を0.1ha編入し、面積約13.5haとして整備を進めています。

現在、平坦な広場と斜面の植栽地が広がる東地区は面積約7.1haが都市計画決定され、主に樹林地で構成される西地区は面積約6.4haが都市計画決定され、東西合わせて約6.5haを供用しています。

この緑地は、自然的環境の保全や河川水源の涵養、景観の向上等に配慮するとともに、休息、鑑賞、散歩等、豊かな時間を過ごす場としての整備を市民の方々と行ってきました。また、東地区には、まとまった広場空間を有していることから、発災時の延焼防止帯や避難場所となるほか、救急活動、復旧・復興活動の場として重要な役割を有しています。

一方、西地区は、竹林やクヌギ・コナラ等の雑木林があり、里山の景観を活かした整備を進めています。

また、宮前区市民健康の森となっており、水沢森人の会が定期的に里山管理活動を行っています。



菅生緑地（西地区）

- 公園種別：都市緑地
- 所在地：宮前区水沢1丁目3・水沢2丁目2
- 交通案内：（東地区）宮前平駅からバス 清水台下車徒歩約5分又は
向ヶ丘遊園駅からバス 南水沢下車徒歩約1分
（西地区）宮前平駅からバス 水沢一丁目下車約5分又は
向ヶ丘遊園駅からバス 美しが丘三丁目下車徒歩約1分

菅生緑地用地取得状況

（令和6年3月31日現在）

区 分		面 積	買収面積（率）	未買収面積（率）
都市計画決定面積		13.5ha	11.0ha (81.2%)	2.5ha (18.8%)
	事業認可区域	7.8ha	7.4ha (94.8%)	0.4ha (5.2%)
	事業認可区域外	5.7ha	3.6ha (62.6%)	2.1ha (37.4%)

9. 多摩川緑地

昭和39年の東京オリンピックを契機に、国民の健康と体力の維持増進策の一環として、一級河川の河川敷開放政策がとられました。

本市では昭和41年に多摩川河川敷の延長25km、面積518.3haが多摩川緑地として計画決定され、第1次開放計画（昭和41年から）及び第2次開放計画（昭和49年から）によって開放された河川敷の整備を逐次進めてきました。これまでに野球場、サッカー場、子どもの遊び場等110haの整備を終え、市民のスポーツとレクリエーションの場として利用されています。

多摩川は、都市に残された水と緑のオアシスとして流域の市民に親しまれ、多摩川を通じた流域の市民交流を実現してきた河川です。河川管理者である国において、多摩川の持つ自然の脅威から人々の生活を守るとともに、かけがえのない自然の恵みを享受し、次世代に継承するために、「多摩川らしく美しい心安らかな水系の実現」を総合管理理念として、平成13年3月に多摩川水系河川整備計画（国土交通省京浜工事事務所）が策定されました。

また、「川崎の母なる川・多摩川」の魅力を、流域を含めた一人ひとりの市民が共有し、豊かな自然環境と多様な生命が共存しうる新しいライフスタイルを創造することを目指して、市民・企業・学校・行政が協働で推進する具体的な取組みをまとめた「川崎市多摩川プラン」を平成19年3月に策定し、平成28年3月には「川崎市新多摩川プラン」として改定し、これらの計画をもとに整備や維持管理を進めています。

また、水辺活用の推進を目的とした官民連携プロジェクトとして、ミズベリングを平成23年に創設し、同年、河川敷地占用許可準則一部の改定により、イベント施設、オープンカフェなどの占用が可能になるなど、規制緩和が進められています。令和3、4年度には、多摩川河川敷エリア（登戸地区広場周辺）で、水辺のにぎわい創出の検証などを目的とした、利活用イベント「登戸・多摩川 カワノバ」を実施しました。

○ 公園種別：運動公園

○ 施設内訳：硬式野球場1箇所、野球場12箇所、少年野球場10箇所、サッカー場2箇所、少年サッカー場3箇所、流れ1箇所、陸上競技場1箇所、パークボール場1箇所、バーベキュー広場1箇所



登戸地区広場を活用した実証実験

パークボール場利用案内等

コース	18 ホール（面積 1.5ha）
利用時間	8：00～17：00（4月から10月まで） 9：00～16：00（11月から3月まで） ※受付は終了1時間半前までです。
定休日	月曜（祝日となる日はその翌日）及び 年末年始（12/29～1/2）
料金	1 ラウンド 大人 450 円 高校生・大学生 350 円 小・中学生 150 円 高齢者（65 歳以上）250 円 貸出しクラブレンタル料金 50 円 （中学生以下無料）
交通案内	J R 南武線久地駅徒歩約 20 分又は東急 田園都市線二子新地駅徒歩約 25 分 バス/久地バス停から徒歩約 10 分



多摩川緑地パークボール場

利 用 時 間	9：00～18：00（4月から9月まで） 9：00～16：00（10月から3月まで） ※受付は終了3時間前までです。
定休日	毎月第3金曜日（祝日となる日はその前日） 年末年始（12/29～1/4）
料 金	1人500円 （小学生以下及び65歳以上は無料） （障がい者の方は、手帳を提示の上本人及び 介助者1名まで無料）レンタル機材は別料 金
交通案内	東急田園都市線二子新地駅から徒歩約5分



施設の利用時間及び利用方法が一部変更となる場合があります。
詳しくは多摩川緑地バーベキュー広場公式ホームページをご覧ください。

夢見ヶ崎公園は、本市のほぼ中央に位置し、南北に細長い約6.6ha、標高約35mの小高い丘で、慰霊塔のある広場と動物園に分けられています。市街地であって、春には桜、新緑のケヤキ、ツツジが彩りを加え、夏には緑陰が涼風を運び、秋の紅葉から冬の椿へと四季の変化を楽しむことができます。

この豊かな自然的環境を持つ公園は、野鳥や昆虫等が見られ、バードウォッチングや散歩、学校の遠足・校外授業に活用され、休日には、家族連れや若者たちの語らいや憩いの場として多くの市民に利用されています。また、園内には古墳跡が点在し、貝殻や弥生式土器が出土したことから歴史的に由緒ある場所となっています。

この公園の中にある動物園は、本市が政令指定都市になった昭和47年11月にカニクイザル、ホンシ
ュウジカ等9種71点の動物を飼育・展示したことが始まりで、昭和49年4月に組織改編により夢見ヶ崎
動物公園となりました。同年、(公社)日本動物園水族館協会に加盟し正式に動物園として歩み始め、
現在(令和6年3月31日)では、レッサーパンダ、ワオキツネザル、ハートマンヤマシマウマ、マー
コールをはじめとする哺乳類、フンボルトペンギン、チリーフラミンゴ、ルリコンゴウインコやコバタ
ン等のオウム・インコの仲間、アカオヒメシャクケイやパラワンコクジャク等キジの仲間等の鳥類、
アルダブラゾウガメやホウシャガメ等の爬虫類等、51種288点の動物を飼育・展示しています。当園で
は飼育動物の展示のほか、国内外の動物園、水族館、博物館等との交流、希少動物の種の保存、負傷
野生動物の保護も行っています。

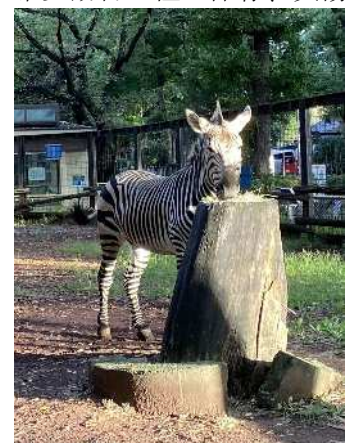


動物・動物園について身近に感じ、楽しみながら学ぶ機会を創出する
 為に、春・秋の動物園まつり、「飼育の日」ミニ企画展、「動物たちへの
 年賀状コンクール」等のイベントを開催しています。また小学校への出
 張授業による環境教育、自然保護に関する学習の場の提供や中学校の職
 場体験、専門学校生の飼育実習の受入れに加え、大学・研究機関との連
 携による調査研究も行っています。地域との連携の取り組みとして春・
 秋のゆめみ車マルシェを開催しています。

また、施設の老朽化等に対応する為、平成30年度に策定した「夢見ヶ崎動物公園基本計画」に基づき、再編整備等の取組を進めています。

- 公園種別：都市公園
- 所 在 地：幸区南加瀬1丁目2-1
- 交通案内：川崎駅西口からバス 夢見ヶ崎動物公園前下車
J R南武線鹿島田駅から徒歩20分
I R横須賀線新川崎駅から徒歩15分

HPアドレス <http://www.city.kawasaki.jp/shisetsu/category/30-26-0-0-0-0-0-0-0.html>



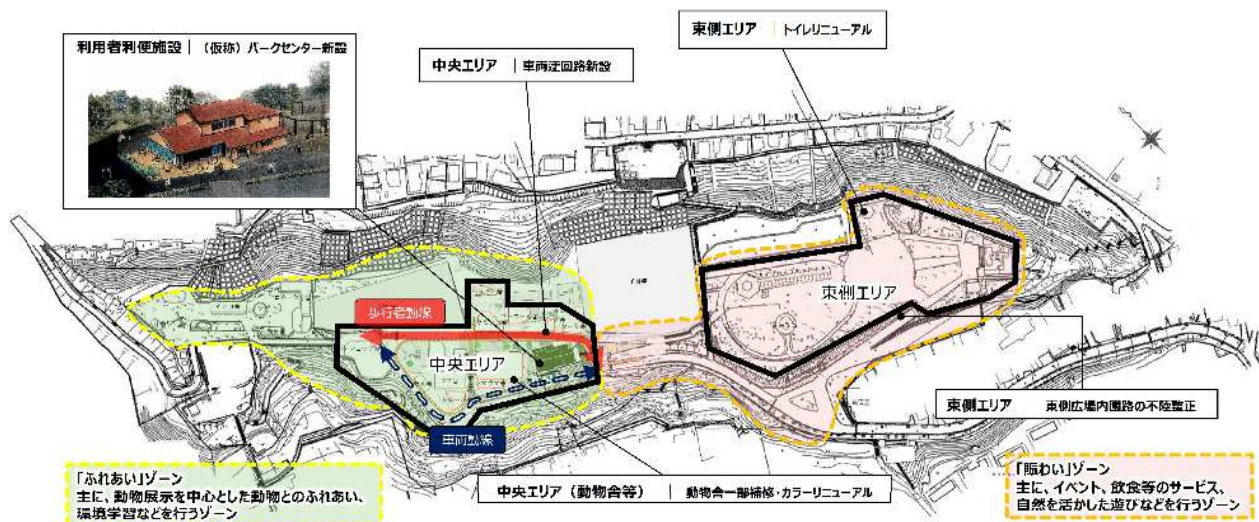
58

【夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業】

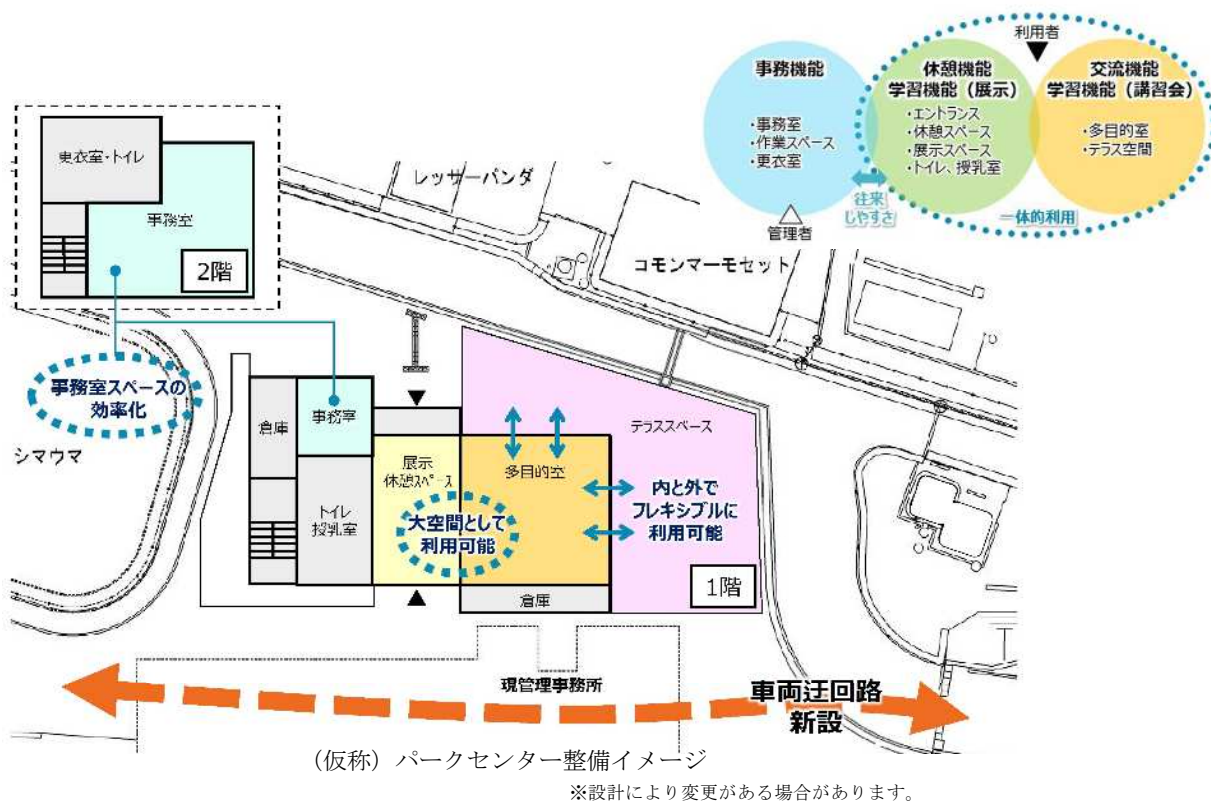
夢見ヶ崎動物公園は、昭和25年に加瀬山の豊かな緑を活かした公園として開設し、その後、本市が政令指定都市になった昭和47年に動物の飼育・展示を開始し、子どもから高齢者まで幅広い世代が楽しめる市内唯一の動物公園として、現在も市民や地域に愛され続けています。

平成30年3月に策定した「夢見ヶ崎動物公園基本計画」に基づき、事業を進めてきましたが、基本計画策定後、新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会変容や脱炭素社会の実現に向けた取組、民間事業者等による多様な利活用ニーズの高まりなど、社会環境に大きな変化が見られたことから、令和4年8月に基本計画に示した取組の具体化に向けて、「夢見ヶ崎動物公園の再整備の基本的な考え方」を整理しました。

今後については、既存建物の老朽化の進行や、来園者の利便性の低下などの喫緊の課題に対応するため、先行してパークセンターの建て替えや中央エリアの動物舎のカラーリニューアル、東側エリアのトイレリニューアルを進めています。また、利用者ニーズや動物公園のあり方等を踏まえて再整備計画を策定後、園全体の再整備を進めます。



先行して行う動物公園の再整備イメージ



主 な 飼 育 動 物

哺 乳 類 (20種 : 129点)

(令和6年3月31日現在)

目	科	動 物 名	分 布
霊 長 目	マーモセット科	コモンマーモセット	ブラジル東部
		ワタボウシパンシェ	中米から南米北部
	キツネザル科	ワオキツネザル	マダガスカル島
		エリマキキツネザル	
		ブラウンキツネザル	
	オマキザル科	ボリビアリスザル	南アメリカ北部
		フサオマキザル	南アメリカ
齧 歯 目	リ ス 科	オグロプレーリードッグ	北アメリカ
食 肉 目	イ ヌ 科	ホンドタヌキ	日本
	レッサーパンダ科	シセンレッサーパンダ	中国西南部
	イ タ チ 科	ニッポンアナグマ	日本
奇 蹄 目	ウ マ 科	ハートマンヤマシマウマ	南西アフリカ
偶 蹄 目	ラ ク ダ 科	ラマ	アンデス地方
	ウ シ 科	マーコール	ヒマラヤ

鳥 類 (21種 : 65点)

(令和6年3月31日現在)

目	科	動 物 名	分 布
ペンギン目	ペ ン ギ ン 科	フンボルトペンギン	南アメリカ西部海岸
フラミンゴ目	フ ラ ミ ン ゴ 科	チリーフラミンゴ	南アメリカ西部
キ ジ 目	ハウカンチョウ科	アカオヒメシャクケイ	南アメリカ北部
	キ ジ 科	インドクジャク	インド
		パラワンコクジャク	パラワン島 (フィリピン)
		ハイイロコクジャク	ヒマラヤ、中国南部
オ ウ ム 目	イ ン コ 科	ルリコンゴウインコ	南アメリカ
	オ ウ ム 科	コバタン	インドネシア

爬 虫 類 (10種 : 94点)

(令和6年3月31日現在)

目	科	動 物 名	分 布
カ メ 目	リ ク ガ メ 科	アルダブラゾウガメ	アルダブラ諸島 セイシェル諸島
		ハウシャガメ	マダガスカル

11. 川崎市緑化センター

川崎市緑化センターは、昭和11年に神奈川県農業試験場東部園芸指導地としてこの地に設置されました。その後、昭和24年に川崎市園芸技術普及農場として川崎市に移管され、昭和54年には、川崎市緑化センターと改称し、「緑の相談所」としての機能が加わりました。また、平成22年4月から指定管理者制度が導入され、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで株式会社石勝エクステリアが指定管理者として管理運営を行っています。

川崎市緑化センターでは、市民に緑豊かな憩いの場を提供するとともに、都市緑化推進の拠点施設として、植栽等の育成管理や「サクラソウ」、「ハナショウブ」、「ツバキ」、「ツツジ」等の品種保存を行うほか、市民が日頃家庭で草花の栽培や庭木の管理等を行っていく上での疑問に答える「緑の相談所」を開設し、問い合わせに応じています。

また、市民が緑化に関する意識を高め、豊富な知識を持って作業をいっそう楽しいものにしていただくため、草花の栽培方法や楽しみ方等、植物に関するさまざまな講習会を開催しています。

二ヶ領用水を挟んで東園と西園から成る約1.3haの園内には、四季の草花が咲き乱れ、樹木の立ち並ぶ樹木見本園や洋風・和風の見本庭園、季節ごとに展示物の飾られる展示場、噴水等を眺められる広場等が設置され、市民の木「ツバキ」や市民の花「ツツジ」、「サツキ」類が植えられる等、来園者の心を和ませています。

- 公園種別：特殊公園（植物園）
- 所在地：多摩区宿河原6-14-1
- 交通案内：JR南武線宿河原駅から徒歩約7分
- 休園日：毎週月曜日（休日のときはその翌日）、12月29日から1月3日
- 開園時間：9時00分～16時30分（3月1日～10月31日）
9時00分～16時（11月1日～2月末日）
- 緑の相談：開園時間中（電話での相談にも応ず）TEL 044-911-2177

講習会の様子及び主要施設、構造物

緑の相談所、植物見本園、苗園、見本庭園、温室(5棟)、催し物広場(壁泉、噴水)、芝生広場、園路、駐車場等



講習会の様子



緑の相談所（東園）



芝生広場（西園）



温室内の草花展示（東園）

12. 魅力向上に向けた取組

(1) 近隣公園における民間活力の導入に向けた取組

橋公園は、高津区南東部の住宅街に位置し、多くの緑に囲まれ、周辺の子どもの遊び場や地域住民の交流の拠点となっています。

また、橋公園に所在する旧西部公園事務所は、昭和55年3月に建築され、公園管理事務所として使用されてきましたが、平成22年4月に道路公園センターへの再編整備に伴い、事務所機能を廃止しました。

令和3・4年度に実施した民間事業者による社会実験により、橋公園に対する民間活力導入の有効性や地域ニーズが見込まれたため、都市公園法に基づく公募設置管理（Park-PFI）制度を活用し、民間事業者による公園事務所及び園内トイレ改修等の施設整備等を行いました。

（令和6年度供用開始）



改修後の事務所内観イメージ



カフェスタンド



コミュニティファーム

(2) 若者文化施策等と連携したスポーツ施設整備

平成26年に、本市初となるスケートボードやインラインスケート、BMXを楽しめる施設として川崎区に大師河原公園のスケートボードパークが開設されました。

その後も、東京2020大会や本市をホームタウンとするプロスポーツチームの活躍などの影響により、公園の広場や河川敷などで、スケートボードやバスケットボールを楽しむ人が増加しています。

近年では、若者文化の認知度向上及び地域盛り上げに向け、等々力緑地や多摩川河川敷（登戸地区広場）などにおいて若者文化施策等と連携し、スケートボードやBMXの体験、ダンスパフォーマンスイベント等を行い、幅広くニーズの把握を行っています。

地域特性に応じた特色ある公園緑地の整備に向けて、令和5年度に、御幸公園（幸区）と鷺沼公園（宮前区）においてバスケットゴールを常設し、池上新田公園（川崎区）と王禅寺ふるさと公園（麻生区）では利用ニーズと設置条件を確認する実証実験を行いました。



登戸地区広場（体験教室）



大師河原公園（川崎区）



御幸公園（幸区）

9 多摩川施策推進事業

約 30 キロメートルにわたって本市に接している多摩川は、川崎市の顔としてのシンボリック的存在であり、川崎のまちの歴史を形作ってきた「母なる川」です。市街地に近接した身近な自然空間は、市民にとって貴重な水辺の空間となっており、高度成長期に汚れていた川も、今では多い年には 500 万匹以上のアユが遡上するまでに再生しています。また、市民活動も活発で、「水辺の楽校」をはじめとした、さまざまな団体が多摩川を舞台に活動を展開しています。

市では、これらの豊かな歴史・文化的資源や水と緑の環境資源を活かし、より多くの市民が憩い、遊び、学ぶ環境の創出を目指し、次のような取組を進めています。

1. 「川崎市新多摩川プラン」の推進

「川崎市新多摩川プラン」は、改めて多摩川を見つめ直し、川崎のシンボルである「ふるさとの川・多摩川」の歴史的・文化的資源、そして環境資源を最大限に活かしたにぎわいの場（憩い・遊び、学ぶ）の創出を目指すため、効果的で実現性の高い計画として平成 28 年 3 月に策定しました。

「川崎市新多摩川プラン」では、これまでの「川とふるさとの再生、市民協働による多摩川ライフの創造」という基本理念を継承し、新たに 5 つの基本目標に対し、30 の推進施策と 100 の実施事業を位置づけています。また、各事業の相乗効果を生み出すことを狙いとして、3 つの重点プロジェクトを定めました。



川崎市新多摩川プラン（冊子）

令和 5 年度に実施した主な事業内容は次のとおりです。

- ・多摩川プラン推進会議の運営
- ・かわさき多摩川ふれあいロードの拡幅（幸区古市場地区）
- ・簡易水洗トイレ設置（上平間地区）
- ・合同干潟観察会・川の安全教室等の開催
- ・水たまキッズ事業の実施
- ・渡し場復活イベントの実施
- ・多摩川水辺の楽校シンポジウムの実施
- ・環境学習の実施
- ・水辺の賑わい創出に向けた取組
- ・多摩川河川敷の新たな利活用に向けた社会実験



多摩川水辺の楽校シンポジウム

また、令和 6 年度に予定している事業内容は次のとおりです。

- ・多摩川プラン推進会議の運営
- ・かわさき多摩川ふれあいロードの拡幅
- ・簡易水洗トイレの整備
- ・合同干潟観察会・川の安全教室等の開催
- ・水たまキッズ事業の実施
- ・渡し場復活イベントの実施
- ・多摩川水辺の楽校シンポジウムの実施
- ・環境学習の実施
- ・水辺の賑わい創出に向けた取組

2. 多摩川の維持・管理

河川管理者である国や関係機関と調整しながら、約 110ha に及ぶ多摩川緑地やかわさき多摩川ふれあいロード、多摩川ハーフマラソンコース等の維持管理を行っています。ハーフマラソンコースでは、毎年 11 月にかわさき多摩川マラソン等が開かれ、市内外から多くのランナーが参加しています。

今後も、「川崎市新多摩川プラン」に基づき、河川敷施設の一体的管理と、計画的な補修工事による利用環境の向上を進めていきます。

- ・多摩川緑地（57 ページに記載）
- ・かわさき多摩川ふれあいロード
（川崎市鈴木町地先～殿町 3 丁目地先 多摩川堤防上約 3.5km）
（幸区小向地先～多摩区菅地先 多摩川堤防上約 20.4km）
- ・多摩川ハーフマラソンコース（多摩川河川敷多目的散策路）
（幸区古市場地先～高津区久地 2 丁目地先 約 10.3km）

3. 多摩川における協働の推進

（1）水辺の楽校プロジェクト

水辺の楽校とは、国土交通省が文部科学省、環境省と連携して進めているプロジェクトです。水辺をフィールドに、子どもたちが川に親しむ自然体験活動を推進するもので、実際の活動主体は市民ですが、安全で活動に適した水辺の整備等、市や国も関わりながら事業を展開しています。

市内では、「かわさき水辺の楽校」（多摩区）、「とどろき水辺の楽校」（中原区）、「だいし水辺の楽校」（川崎区）の 3 校が、それぞれ月 1 回程度のペースで、魚釣りや川に入っての生物観察、水辺の安全教室等を行っています。



3 校合同の干潟観察会

（2）二ヶ領せせらぎ館

二ヶ領せせらぎ館は、国土交通省京浜河川事務所が管理する二ヶ領宿河原堰管理所の一部を「多摩川エコミュージアムプラン」*の運営拠点・情報発信センターとして、平成 11 年 3 月から運営している施設です。管理運営については NPO 団体と本市が協働して行っており、本館を中心にさまざまな市民活動が展開されています。



二ヶ領せせらぎ館

*「多摩川エコミュージアムプラン」は、市制 70 周年記念事業「地球市民会議水と緑分科会」での提言を契機に構想づくりが進められ、当該プランの推進拠点施設としての「二ヶ領せせらぎ館」の開館を経て、平成 13 年 3 月に策定しました。多摩川を中心とした「水と緑と歴史」の地域づくりを、市民・企業・行政のパートナーシップにより進めていく構想です。

ア 展示事業

- ・写真展やクラフト展、活動発表等の企画展示
- ・多摩川の魚の水槽や四季の草花の展示
- ・館内閲覧用図書・関連資料の収集・整理
- ・堰の模型や多摩川流域の航空写真の展示（常設）

イ 広報事業

- ・情報誌「エコ・たまがわ」の発行
- ・各種イベントの情報収集・提供
- ・ホームページの公開

ウ その他

- ・環境学習の開催
- ・桜のコンサートの開催

＜ニヶ領せせらぎ館の施設案内＞

1 階：展示室（多摩川に関する情報展示を行っています。）

2 階：会議室

○開館時間 10：00～16：00（5～8月の土・日・祝日は9：00～16：00）

○休館日 毎週月曜日（祝日の場合は翌平日）、第1・3水曜日、年末年始

○住所 多摩区宿河原1-5-1（JR南武線・小田急線登戸駅から徒歩10分）

○電話・FAX 044-900-8386 ホームページ <https://www.seseragikan.com/>

年間来場者数 26,892人（令和5年度）

(3) 大師河原水防センター（大師河原干潟館）

「大師河原水防センター」は、多摩川の氾濫等により堤防等が被害を受けた場合に応急復旧活動を行うための拠点として整備された施設です。

平成20年1月から市民利用に供され、平常時には多摩川河口部周辺での環境学習や歴史文化等の情報提供、水防訓練等の場として活用されています。また、管理・運営については、NPO団体と本市が協働で行っています。

ア 展示事業

- ・多摩川の魚や干潟の生き物の水槽展示
- ・エコクラフトの作成と展示

イ 広報事業

- ・情報誌「ひがたかんタイムズ」の発行
- ・各種イベントの情報収集・提供
- ・ホームページの公開

ウ その他

- ・干潟観察等の環境学習の開催



大師河原水防センター

＜大師河原水防センター（大師河原干潟館）の施設案内＞

1 階：河川情報室（多摩川に関する情報展示を行っています。）

2 階：会議室

○開館日 水・木・土・日・祝日（年末年始を除く）

○開館時間 10：00～16：00

○住所 川崎区大師河原1-1-15（京急大師線東門前駅から徒歩7分）

○電話 044-287-7882（開館日のみ）

○FAX 044-287-7883（開館日のみ） ホームページ <https://www.tamagawahigata.net/>

○年間来場者数 13,525人（令和5年度）

10 霊園事業

“ゆりかごから墓場まで”の社会福祉のうち、文字通り最終部門を受け持つ霊園事業は、重要な福祉行政のひとつになっています。市営霊園は単なる埋葬場所としてだけでなく、緑の保全やレクリエーション機能を併せ持つ墓地公園として計画され、現在、緑ヶ丘霊園と早野聖地公園の2霊園を開設しています。この内、緑ヶ丘霊園には、墓地需要に対応するために、立体的な納骨施設である緑ヶ丘霊堂が建設されています。都市化の進展、核家族化、人口の都市流入とその定着化、高齢者の増加等に伴い、都市における墓地需要は高まるとともに、価値観の多様化に応じたさまざまな墓地ニーズが生じる等、市営霊園への期待は高いものがあります。

このことから、市では、公園緑地審議会に「長期的視点に立った市営霊園のあり方について」を諮問し、平成5年2月に同審議会から答申を受けました。この答申に基づき平成6年3月に「早野聖地公園基本計画」を策定し、平成8年4月から基本計画に沿った壁面型や芝生型等新形式墓所を含めた墓園の整備を進めてきましたが、社会状況等の変化に応じ、平成25年11月に改めて川崎市環境審議会へ「市営霊園の今後のあり方について」諮問を行い、平成26年12月の答申を踏まえ、平成27年12月に「市営霊園の整備と管理の方針」を、平成30年3月に「川崎市営霊園整備計画」をそれぞれ策定し、合葬型墓所の整備や墓所の循環利用などの取組を進めてきました。

一方、承継者の不足や新たな墓所形態が求められるといった市民ニーズの多様化など市営霊園を取り巻く状況にさまざまな変化が生じたことから、公平で安定した墓所供給及び市民ニーズに対応した墓所整備を進めるため、令和4年3月に「川崎市営霊園整備計画」を改定し、霊園のサービス向上・課題解決に向けた取組を進めています。

2霊園の墓所等の利用許可状況は次のとおりです。

墓所等の利用許可状況

(令和6年3月31日現在)

墓 所	令和4年度	令和5年度	令和5年度の増減
緑ヶ丘霊園 一般墓所	24,991	25,156	165
早野聖地公園 一般墓所	4,770	4,761	▲ 9
〃 壁面型墓所	4,365	4,376	11
〃 芝生型墓所	1,965	1,962	▲ 3
〃 集合個別型墓所	1,994	1,993	▲ 1
〃 合 計	13,094	13,092	▲ 2
総 計	38,085	38,248	163
合葬型墓所	1,072	1,114	42
霊堂収蔵数	21,708	22,289	581

1. 緑ヶ丘霊園

緑ヶ丘霊園は、都市環境の改善、市民の憩いの場といった公園的性格を持った墓園として、昭和15年に旧都市計画法に基づき都市計画決定されました。事業は、昭和18年に現在の霊園事務所付近から噴水広場までが完成し、3,500箇所の墓所が開設されました。昭和19年には一応の用地取得も終了しましたが、昭和22年の自作農創設特別措置法により買収済の農地約14haが開放されました。その後、市民生活の安定に伴い墓地需要も増加したことから、昭和31年に事業認可を受け、開放農地の再取得と施設の整備を図り、計画区域面積約59haの中に令和3年度から整備し、募集を行った小区画の一般墓所を含め、現在25,722箇所の墓所が整備されています。また、平成25年には、新たな社会状況に対応するために、

無縁合葬墓「みどりの丘」が整備されました。

さらに、当霊園は、高津区下作延から多摩区長尾に至る丘陵地帯に位置し、園内は豊富な緑に覆われ、西側に接した県立東高根森林公園（約14ha）の緑と相まって貴重な緑地を形成しています。園内には400本余りの桜が植えられ、春には一際見事な景観となり、桜の名所として親しまれています。

○ 緑ヶ丘霊堂

緑ヶ丘霊堂は、墓地需要の増加に伴う墓地不足に対応するため、昭和40年に緑ヶ丘霊園内に納骨堂として建設されました。また、平成24年には既設納骨堂の意匠を継承した、落ち着いた外観の霊堂を増設し、新たに12,000体の収蔵が可能となりました。

○ 合葬型墓所

合葬型墓所は、少子化や核家族化等に伴う「墓じまい」や「永代管理」の需要に対応する一つのお墓に多数の遺骨を一緒に埋蔵する墓所で、平成31年に約20,000体を埋蔵可能な施設として建設されました。

2. 早野聖地公園

早野聖地公園は、昭和44年に本市第2の墓園として都市計画決定されました。昭和46年から用地取得を開始し、以後墓地の造成工事を進め、計画区域面積約48.6haの中に、現在4,858箇所一般墓所及び新形式の壁面型墓所4,460箇所、芝生型墓所2,000箇所、集合個別型墓所2,052箇所の墓所が整備されています。

また、限られた敷地で高い墓所需要に対応するため、小区画新形式墓所の整備に向けて基盤整備を行っています。

この霊園は、標高40～80mの多摩丘陵の一角に位置し、3本の谷戸が入り込み、灌漑用の7つの池が点在しています。周辺は、西側に早野川流域に開かれた典型的な田園風景、一方、東側は麻生区虹ヶ丘、横浜市青葉区すすき野の住宅地が形成されています。

今後は、令和4年3月に改定した「市営霊園整備計画」に基づき墓所を整備し、利用に供するとともに、公園域内では貴重な自然的環境の保全・回復を図り、里山の再生に向けた「自然生態保全観察型公園」の整備を進めながら、平成9年度に結成された「里山ボランティア」との協働により「人と自然の共生」をテーマとした雑木林の管理を行い、自然豊かな明るい墓園づくりに取り組んでいきます。



緑ヶ丘霊堂



合葬型墓所



壁面型墓所



芝生型墓所



集合個別型墓所

早野聖地公園用地取得状況

(令和6年3月31日現在)

区 分	年 月	面 積	買収面積 (率)	未買収面積 (率)
計画決定	S44. 5	48.6ha	40.2ha (82.7%)	8.4ha (17.3%)
事業認可	S45. 3	37.0ha	31.7ha (85.7%)	5.3ha (14.3%)

1 1 公益財団法人 川崎市公園緑地協会

1. 設立の趣意

川崎市公園緑地協会は、緑の保全と緑豊かな街づくりの推進及び公園緑地の円滑な運営を通して市民に健全な利用の促進を図り、潤いと安らぎのある街づくりを行うことによって、地域社会の健全な発展に寄与することを目的に設立された出資法人です。

2. 設立の背景

川崎市公園緑地協会は、公園緑地利用者へのサービス向上を図るために設けた売店・食堂等の便益施設の経営を市に代わって行うため、昭和 43 年 6 月 25 日、任意団体「川崎市公園協会」として発足しました。

その後、事業の拡大発展に伴い、権利能力を有する責任団体として、昭和 46 年 3 月 29 日に民法 34 条に基づく公益法人の認可を得て、同年 4 月 1 日「財団法人川崎市公園協会」として法人格を取得し、平成 10 年 4 月 1 日には、民有地緑化と普及啓発を推進することを目的とした財団法人川崎市緑のまちづくり協会と統合し、名称を「財団法人川崎市公園緑地協会」と変更し、緑地保全、緑化推進事業に着手するとともに、平成 18 年 4 月 1 日から新たに緑に関するボランティア活動支援事業を開始しました。

その後、公益法人制度改革に伴う見直しにより、平成 25 年 4 月 1 日に公益財団法人へ移行しました。

3. 主な事業

(1) 緑の街づくりの推進及び普及啓発に関する事業

ア 緑化推進事業

(ア) 緑地保全事業

- ・緑地や樹木等の保全協定を市と締結した土地所有者等に、協定地を保全するための適正な管理に要する費用の一部として奨励金を交付しています。

緑地保全事業奨励金

区 分	金 額 (年額)
特別緑地保全地区	(固定資産税額＋都市計画税額) × 1.5
緑の保全地域	(固定資産税額＋都市計画税額) × 1.5
緑地保全協定	(固定資産税額＋都市計画税額) × 1.1
保存樹木	1 本当たり 2,400 円
まちの樹	1 本当たり 10,000 円
保存樹林	1 箇所当たり 12,000 円
保存生垣	1 箇所当たり 12,000 円

(イ) 緑化推進事業

・事業所緑化

川崎市みどりの事業所推進協議会への活動助成及び同協議会加入事業所における公共のみどりの新設と増設、維持管理等にかかる費用の一部を助成しています。

- ・生垣づくり

公共性があると認められる場所で、延長が5メートル以上ある生垣を設置する場合、また、既存のブロック塀等を撤去し生垣を新設する場合に費用の一部を助成しています。

- ・駐車場緑化

公共性があると認められる場所で、延長10メートル以上の駐車場を緑化する場合に、樹木に要する費用を助成しています。

- ・屋上・壁面緑化

市街化区域内において、建築物の屋上・壁面を緑化する場合に、費用の一部を助成しています。

- ・まちの樹診断及び治療

「まちの樹」に指定された樹木について、樹木診断及び治療を行う場合、その費用の全部又は一部を助成しています。

- ・モデル地区緑化

地域の緑化と住民の緑化意識の高揚を図り、花と緑のあふれる潤いのある地域づくりを推進するため、協会と協定を締結した団体に対し草花等を助成しています。

(ウ) 普及啓発事業

- ・思い出記念樹の贈呈
- ・「花と緑の市民フェア」に協賛
- ・緑化普及パンフレット、花の種、花の苗等の配布
- ・公園とみどりのポスター・標語コンクール
- ・花と緑の推進活動
- ・川崎市緑化基金募金活動

(エ) 花の街かど景観事業

- ・市役所通りや川崎駅前花の街かど景観事業により、地域住民や企業と協働し花壇の草花等の維持管理をしています。

イ 緑のボランティアセンター管理事業

(ア) わがまち花と緑のコンクール事業

- ・市内の優れた景観の発掘と、花と緑を通して美しい潤いのある景観づくりに努めている団体、個人を募集し、現地調査及び審査会を行い表彰式を開催しています。

(イ) 緑のボランティア育成事業

- ・花と緑のまちづくり講座（緑化推進リーダー育成講座）実施
幅広い花や緑の活動手法を学び、地域の緑化推進の担い手を育成しています。
- ・花壇ボランティア実践講座実施
「花と緑のまちづくり講座」の修了生を対象にスキルアップを目的として開催しています。
- ・里山ボランティア育成講座（かわさきの森づくり）の実施
里山保全活動における知識や技術を学び、里山管理の担い手を育成しています。
- ・こども自然体験教室（こども黄緑クラブ）の実施
楽しみながら四季の自然に親しみ、本市のみどりを守り育てる子ども達を応援する目的で開催しています。
- ・たねダンゴ実践講座の実施
「たねダンゴ」を活用した新たな花壇づくりを通して、身近な地域コミュニティの形成と普及啓発を目的に開催しています。

(ウ) 緑のボランティア活動支援事業

・緑の活動団体等による緑化

公開性の高い場所における植樹及び花壇づくり等の緑化活動や、植生管理等の緑地保全活動を行う緑の活動団体へ情報提供等の支援と活動資金の一部を助成しています。

・交流事業の実施

市内の花や緑に関する団体が日頃の活動の成果を広く市民に発表するとともに、これらの人々の交流を深めることを目的として「花と緑の交流会」を開催しています。

・寄せ植え講習会の開催

市内の緑の活動団体等を対象に、新春の草花を用いた寄せ植え講習会を開催しています。

・出前講座、活動支援の実施

緑の活動団体や緑に関するボランティア団体等を対象に、日頃の活動の中で技術の向上や知識を得たいという団体に対して活動場所に出張し、活動の指導、支援、助言をしています。

・緑地保全活動

かわさき里山コラボ事業（市と協定を締結し、継続的な里山保全管理を実施する企業等）への助言・指導者の派遣等や緑の保全管理計画の策定ワークショップ等での助言等を行っています。

・緑の人材バンク登録者の活用

市内の緑の推進を図るため、協会各種講座修了生の人材バンク登録者を育成し、イベントの講師、花と緑の相談員、出前講座、活動支援等に活用しています。

・情報誌の発行（緑のボランティア通信）

花や緑に関する活動団体への情報提供を目的に「緑のボランティア通信」を発刊しています。

・図書・道具の貸し出しの実施

緑の活動団体等への図書及び作業鎌、のこぎり等の道具の貸し出しを実施しています。

・公園緑地愛護会や管理運営協議会及び街路樹愛護会への情報提供

市内の公園緑地愛護会や管理運営協議会及び街路樹愛護会への活動に関する情報提供等を行っています。

・チャレンジボランティア体験学習（チャレボラ）

市内在住、在学の学生を対象に、夏休みの期間中、枝打ち等森の手入れや花壇の花がら摘み等の緑のボランティア体験学習を実施しています。

(2) 公園緑地の運営及び健全な利用促進に関する事業

ア 公園緑化・利用促進事業

(ア) 公園緑化推進事業（等々力緑地等の花壇植付）

(イ) 広報誌「グリーンライフかわさき」

(ウ) ホームページ発信やフェイスブックの活用

アドレス <https://www.kawasaki-green.or.jp>

(エ) 各種イベントの実施（野外ライブコンサート、新春凧揚げ大会、バラの育成講習会、花育体験教室等）

(オ) 協賛事業（こども写生大会等）



花育体験教室
(協会事務所前花壇)

イ 公園緑地等の運営事業

(ア) 生田緑地ばら苑のバラ育成及び管理運営業務

(3) 収益事業

ア 売店等の経営

臨時売店（ばら苑春秋開苑時等）自動販売機 56 基（28 公園緑地）

イ 有料駐車場の運営（7 箇所）

王禅寺ふるさと公園 1 箇所、稲田公園 1 箇所、多摩川緑地 4 箇所、生田緑地ばら苑 1 箇所



ばら苑野外ライブコンサート

4. 予 算

当協会は定款に基づき、本市の公園緑地に関する事業及び民有地の緑化に関する事業の振興発展に資するため、次の 4 つの会計により事業を行っています。

令和 6 年度の当初予算

(1) 公益事業

ア 公益目的事業 1 会計（みどりの推進支援事業） 119,968 千円

イ 公益目的事業 2 会計（自主事業・受託事業） 187,766 千円

(2) 収益事業

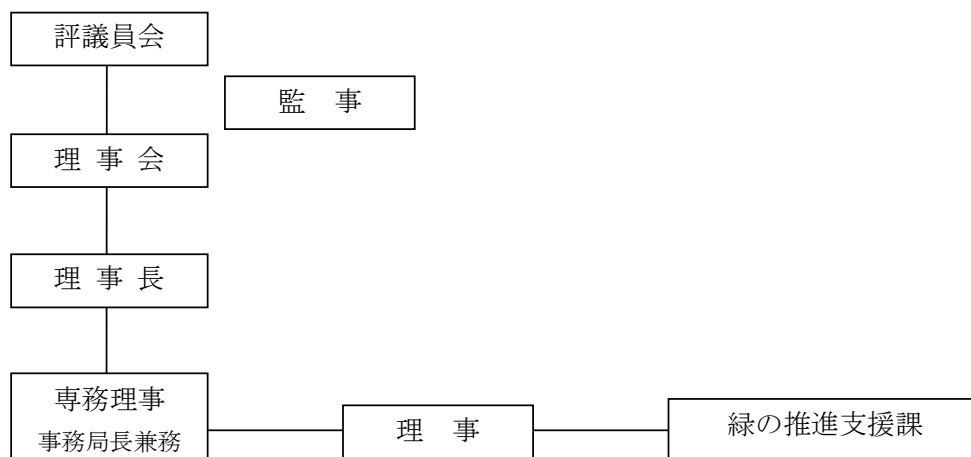
収益事業会計（売店、駐車場等の運営） 54,554 千円

(3) 法人運営事業

法人会計（評議員会・理事会・事務局等の運営事業） 31,508 千円

5. 組 織

組 織 図（令和 6 年 4 月 1 日現在）



資 料



グリーンピー

(川崎市の緑のイメージキャラクター)

緑関係略年表

年 月 日	川 崎 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
明治 6 (1873)		・太政官布達16号布達。府県に対し、公園地選定に関する手続きが命ぜられ、浅草、上野、芝等の公園が開設される。
明治11 (1878)	・神奈川県発行の神奈川県治一覧表（統計書）に県内6ヵ所の公園のひとつとして「平間寺境内」が掲載される。（明治18年発行の統計書には「大師河原公園」、明治30年発行の統計書には「平間寺境内公園」として掲載。	
明治16 (1883)	・浅野新聞の社長、成嶋柳北が小向村探梅記を表す。	
明治17 (1884)	・明治天皇、小向村の梅林に行幸し観梅される。	
明治22 (1889)	・大師平間寺、六郷橋畔から平間寺まで、巾六間の延長、約20町にわたり新道を造成、両側に桜数千本を植栽。	
明治26 (1893)	・大師河原村出来野の当麻辰次郎、梨の新種を育成し長十郎梨と名づける。	
明治32 (1899)	・大師電気鉄道(株)、六郷橋～川崎大師間の営業を開始	
明治35 (1902)	・田嶋村の吉村伝十郎、桃の新種を育成し、伝十郎桃と名づける。	
明治36 (1903)		・日比谷公園開園、我国におけるヨーロッパ風公園の範となる。
明治43 (1910)	・京浜電気鉄道(株)と平間寺が協力し、境内に7,950坪の公園を開設、大師公園と名づける。園内には大師館という大会館があり、演芸等を開催した。	
明治45 (1912)	・東洋堂書店発行の東京近郊名所図会第12巻に川崎周辺の社寺、史跡名所等の詳細な案内が記載される。	
大正 6 (1917)		・明治神宮内苑工事着手
大正 7 (1918)		・明治神宮外苑工事着手。大正13年に陸上競技場完成
大正 8 (1919)		・都市計画法公布。公園は都市計画の施設として計画、事業執行が行われることになる。
大正12 (1923)		・関東大震災発生。公園緑地が持つ防災上、又、避難地としての効能が認められ、公園緑地増設に対する画期的機運が起こる。
大正13 (1924)	・川崎町、御幸村及び大師町が合併、市制を施行し「川崎市」となる。 (人口 50,188人 戸数 5,796戸)	
大正15 (1926)	・東京横浜電鉄、丸子多摩川～神奈川間の営業開始。	・明治神宮内外苑連絡道路及び、表、裏参道が風致地区として指定される。
昭和 2 (1927)	・小田急電鉄(株)、向丘村（多摩区）に向ヶ丘遊園（72,000坪）を開園する。 ・南武鉄道が川崎～登戸間で、小田原急行電鉄が新宿～小田原間で営業開始 ・玉川電気鉄道、玉川から溝口に乗り入れ営業開始	

年 月 日	川 崎 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
昭和 4 (1929)	・都市計画法に基づき川崎市、中原町、日吉村の3市町村5,161haで川崎都市計画区域として認可される。	
昭和 5 (1930)	・多摩川堤防に桜を植える目的で東京府、神奈川県下の1市8町村で大多摩川愛桜会を結成。 ・久内清子、武州登戸の植物（アミーバ1号）を発表。	
昭和 7 (1932)	・帝国女子医薬専門学校、武蔵登戸付近の植物目録を発表。	・都市計画東京地方委員会に東京緑地計画協議会が設置され、東京駅中心半径50km圏内を標準として広域にわたる緑地計画の策定に着手した。
昭和 8 (1933)		・都市計画調査資料、公園計画標準、風致地区決定標準、土地区画整理設計標準が定められ、土地区画整理地区面積の3%以上を公園地として留保する基準が定められた。
昭和 9 (1934)	・都市計画法による風致地区として多摩川地区と日吉台地区が指定される。 ・東京府及び神奈川県の工費折半による丸子橋完成。	
昭和10 (1935)	・丸子橋開通により丸子の渡し廃止。	
昭和11 (1936)	・都市計画事業として、富士見公園10.4ha（陸上競技場、児童専用遊戯場、庭球場）の建設が国から許可される。（昭和14年4月、陸上競技場完成）	
昭和14 (1939)	・都市計画事業として第1号公園（富士見公園追加）、第2号公園（小田公園）、第3号公園（京町公園）、第4号公園（御幸公園）の建設が国から許可される。	
昭和15 (1940)	・都市計画課に公園係新設 ・都市計画事業として旭町公園ほか20児童公園及び緑ヶ丘霊園が認可される。	・都市計画法が改正され、緑地が都市計画施設となる。
昭和16 (1941)	・都市計画事業として大師、南河原、夢見ヶ崎、平間、稲田の各公園及び生田緑地（165.49ha）、等々力緑地（57.1ha）が認可される。	・太平洋戦争勃発
昭和17 (1942)	・都市計画事業として桜川公園及び大師西町児童公園ほか4児童公園が認可される。 ・緑ヶ丘霊園が一部竣工される。	
昭和18 (1943) ～ 昭和20		・太平洋戦争激化により公園が戦時農場や戦災死没者の仮埋葬場所として使用される。 ・太平洋戦争終結
昭和19 (1944)	・川崎市市民農園使用条例を公布し、生田緑地等市民農園として1人15坪あて開放される。	・県は各市町村に対し決戦食糧増産のため梨、桃、柿等の田畑への転用を指示。
昭和21 (1946)	・戦災復興院、本市の戦災復興土地区画整理、用途地域、街路計画、公園計画を決定。	・自作農創設特別措置法により防空緑地の大部分が農地として開放され、公園緑地面積が激減する。 ・国有財産法第22条により、旧軍用地を緑地公園とする場合の無償貸付の途が開かれる。
昭和22 (1947)	・生田緑地内農地約19.8haが農地開放により国有地となる。	・日本国憲法実施。新憲法により政教分離され、社寺境内地の公園が大幅に減少する。
昭和23 (1948)	・緑ヶ丘霊園内農地15haが農地開放により国有地となる。	・公園に対する国庫補助が再開される。

年 月 日	川 崎 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
昭和24 (1949)	・ 大師公園、小田公園開放	
昭和25 (1950)	・ 桜川、南河原、御幸、夢見ヶ崎各公園開放	・ 首都建設法公布。人口1人当たり1.5坪、区部面積の5%の計画基準が立てられる。
昭和26 (1951)	・ 川崎林園(株)より生田緑地内にゴルフ場敷地使用の申請があり、昭和29年11月から営業開始	・ 国の公園施設基準が定められる。
昭和29 (1954)		・ 土地区画整理法公布。土地区画整理地区内の公園面積は地区内人口1人当たり3㎡、かつ施行を面積の3%以上と規定。
昭和31 (1956)	・ 川崎市墓地条例公布 ・ 富士見公園に市民会館（市体育館）を開設	・ 都市公園法公布。公園の整備水準、配置標準、管理基準等が定められる。
昭和32 (1957)	・ 川崎市都市公園条例公布	6.1 ・ 自然公園法公布
昭和33 (1958)	・ 小田急沿線生田地内（約60ha）に、日本住宅公団が大規模な宅地造成を始める。	
昭和34 (1959)	・ 御幸球場が開設	・ 墓地計画標準が定められる。
昭和36 (1961)	・ 計画局に公園課新設（2係） ・ この頃より野川、有馬、土橋等、高津区、宮崎地区一体に大規模な区画整理事業が始まる。	
昭和37 (1962)	・ 川崎市美化運動本部発足	・ 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律が公布される。
昭和38 (1963)	・ 日本住宅公団東生田土地区画整理事業（約56ha）が開始される。	
昭和39 (1964)		・ 東京オリンピック
昭和40 (1965)	・ 市議会、多摩川河川敷の開放で、政府、国会県議会に請願。 ・ 緑ヶ丘霊園内に鉄筋コンクリート造りの霊堂完成 ・ 川崎市霊堂条例公布 ・ 川崎市団地造成事業等施行基準施行	・ 国は河川敷公園の占用許可基準を定める。
昭和41 (1966)	・ 東急田園都市線、溝口駅～長津田駅間営業開始 ・ 日本住宅公団菅土地区画整理事業（24ha）を開始 ・ 多摩川河川敷の延長25キロ、面積518.3haが多摩川緑地として計画決定	・ 首都圏近郊緑地保全法公布
昭和42 (1967)	・ 生田緑地内に市立日本民家園が開設 ・ 生田ゴルフ場返還訴訟提起	
昭和43 (1968)	6. 25 ・ 任意団体として川崎市公園協会設立 ・ 等々力緑地にプール完成。等々力陸上競技場が完成し、日本陸上競技連盟から第2種陸上競技場として公認される。	・ 都市計画法が全面改定される。 ・ 工場地域と住居地域等を分離する緩衝緑地事業が制度化される。
昭和44 (1969)	・ 川崎都市計画墓園早野霊園を決定告示する。 ・ 県は川崎都市計画川崎流通センター（流通業務地区及び同団地）を決定告示する。	・ 国は都市における緑の造成と保存を図るための都市緑化対策を公表。
昭和45 (1970)	・ 県は多摩川サイクリングコースを開設 ・ 県は市域の都市計画区域（市街化区域と市街化調整区域）を決定告示する。 ・ 川崎郷土研究会ほか2団体から、県、市に対して東高根史跡自然公園設置の要望書が提出される。 ・ 大師公園内に市営プールが完成し、日本水泳連盟C級公認プールとなる。	・ 国は全国総合開発計画の一環として、レクリエーション都市の整備を推進するための要綱を定める。

年 月 日	川 崎 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
昭和45 (1970)	・夢見ヶ崎公園の風致地区指定が廃止され、多摩川風致地区の区域が変更される。 ・川労協県評主催の物価値上げ反対・青空と緑をとりかえす神奈川県大集会在富士見公園で開催される。	
昭和46 (1971)	・伊藤三郎市長就任 ・土木局公園課が緑地部に昇格 ・生田緑地内において国立防災科学技術センター等が関東ローマ大地のガケ崩れ研究実験中にガケ崩れ事故発生、実験関係者等15人死亡、10人重軽傷の惨事となる。 ・東高根のシラカシ林が県の天然記念物に指定される。 ・柿生、栗木、黒川等、柿生地域内に大規模な区画整理事業が始まる。 ・川崎市公園協会が公益法人の認可を得て財団法人として設立。	・都市計画中央審議会より「都市における公園緑地等の計画的整備を推進するための方策に関する答申」がなされる。(47年第2次答申)
4. 1		
昭和47 (1972)	・川崎市が政令指定都市に移行し区制を実施する。 ・自然環境保全審議会発足 ・川崎市全市緑化への緑の構想（第1次緑化大作戦を公表） ・川崎市公害防止条例公布 ・市は市内主要工場と工場緑化協定を締結する。(68社) ・緑の保全を目的とする条例制定の直接請求市に提出される。(有効署名 101,876人) ・日本住宅公団西菅土地区画整理事業(84ha)開始。 ・夢見ヶ崎公園内に動物コーナーを開設。 ・麻生川沿岸土地改良事業の一環として、3ヵ年にわたり経済局の依頼により、環境保全局が麻生川沿いに桜を植栽(S47～S49)	・都市公園等整備緊急措置法が公布され、総投資額9,000億円とする都市公園等整備5箇年計画が閣議決定される。 ・児童公園の用地買収に国庫補助が認められる。公園整備についての国庫補助率が都市公園法の規定どおり改正される。 ・自然環境保全法公布
昭和48 (1973)	・市は自然環境保全審議会へ「川崎市における自然環境の保全及び回復育成に関する条例案」を諮問、5月に答申。市議会へ同条例を提案、9月条例可決、10月公布。 ・市は緑地資源の現状調査のため西北部（多摩、高津、中原各区）の全域について“みどりの報告書”を公表 ・東高根森林公園を都市計画決定（神奈川県告示第786号） ・4月夢見ヶ崎動物公園に名称を改める。	・経済社会基本計画閣議決定される。(48～52年の公園投資13,000億円を定めた) ・都市緑地保全法公布
昭和49 (1974)	・4月、環境保全局発足。(4課6事務所) ・自然保護憲章制定。8月に条例に基づく自然環境保全基本計画を諮問、11月に答申。自然環境指導員制度発足、70名の指導員を委嘱。条例に基づいて自然環境保全地域の指定申出が市民から11件提出される。 ・市民の花（つつじ）、市民の木（つばき）を制定 ・川崎市植物分布調査会は川崎市植物分布調査報告書を公表 ・市と建設省は川崎市防災遮断帯事業調査報告書発表 ・小田急多摩線、新百合ヶ丘～永山間の営業を開始 ・台風16号による多摩川大洪水のためすべての河川敷公園が被害を受ける。 ・京王相模原線、読売ランド～京王多摩センター間の営業を開始	・生産緑地法公布 ・県は自然環境保全地域（7,646ha）を指定 ・国は多摩川河川敷の第2次開放計画（昭和49年から4ヵ年）を明らかにする。

年 月 日	川 崎 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
昭和49 (1974)	・国は木月米軍出版センター工場跡地の一部（1ha）を市に公園（中原公園）として貸付けることを決定 ・市は市民の手による人間都市の町づくりをめざす新総合計画を公表 ・川崎市団地造成事業等施行基準一部改正。公共空地の提供面積を6%以上、かつ1人当たり6m²以上と定める。 ・川崎市夢見ヶ崎動物公園として日本動物園水族館協会に加盟 教育普及活動として第1回サマースクールを開催する。	
昭和50 (1975)	・条例に基づく「自然環境保全基本計画」を公表 ・「身障者のための公園施設設計基準」を公表 ・「市域における緑の分布状況」を公表 ・「緑の回復、公園緑地等の技術指針」を公表 ・市は地域緑化を目指すため、グリーンパイロット地区（3地区）と協定を締結 ・夢見ヶ崎動物公園で全国初のヤマシマウマ2世が誕生し、日本動物園水族館協会から「繁殖賞」を受賞 ・「自然環境保全候補地」12件を審議会に諮問 ・木月米軍出版センター工場跡地の一部に中原公園（冒険広場―第1期工事）が完成 ・震災対策緊急整備事業の一環として川崎河川線跡地に河原町緑道緑地（さいわい緑道）一部完成	・環境庁は「自然環境保全調査」を発表。 ・国は多摩川河川敷10haを開放する。 ・国と多摩川周辺の3自治体（東京、神奈川、川崎）で構成する多摩川環境保全協議会が発足 ・河川敷公園の維持管理等のための財団法人河川環境管理財団が設立される。
昭和51 (1976)	・市は地域緑化の一環として、白幡台団地、高山団地と団地緑化協定を締結 ・中部公園事務所新築 ・川崎市環境影響評価に関する条例公布 ・初の緑地保全地区として、久末緑地保全地区（1.1ha）を都市計画決定 ・緑のマスタープラン策定のための調査研究報告書を発表 ・大師球場にはじめてのナイター施設設置 ・菅生緑地13.4haが都市計画決定	・県は緑の保全を目的とした「緑の協定」制度を発表。 ・環境庁「自然環境保全長期構想」を発表。 ・第2次都市公園整備等5箇年計画が閣議決定される。総額1兆6,500億円、55年度末公園面積4.5m²／人を目標。
昭和52 (1977)	3 ・市民プラザの緑地建設が始まる。 10 ・本市初の特別緑地保全地区として久末緑地保全地区の用地買収 12 ・民間駐車場緑化の第1号（中原区小杉）が指定される。 ・自然環境保全地域第1号（東生田）が指定される。	
昭和53 (1978)	4 ・南部公園事務所新築 ・御幸野球場及び富士見庭球場にナイター施設設置 7. 10 ・北部公園事務所新築 9. 27 ・横浜地裁にて生田ゴルフ場訴訟の第1審判決。 10. 7 ・前記第1審判決に対し控訴提起のため市議会に提案、全会一致で可決。 10. 9 ・市は生田ゴルフ場訴訟について東京高裁に控訴、一方ゴルフ場側も10月5日に控訴 10. 10 ・「多摩自然遊歩道」オープン	

年 月 日	川 崎 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
昭和54 (1979)	2. 14 ・ 生田ゴルフ場訴訟、東京高等裁判所にて第1回口頭弁論 5. 24 ・ 川崎市自然環境保全審議会へ「既成市街地における緑の回復育成に関する市民緑化推進の諸方策について」を諮問 5. 25 ・ 富士見弓道場改築（和弓、洋弓兼用） 5. 29 ・ 等々力球場にナイター施設完成 6. 6 ・ 川崎市生田緑地利用計画審議会発足。「生田緑地内ゴルフ場の将来的利用計画並びに生田緑地の利用計画について」を諮問 7. 7 ・ 稲田児童プール開設 8. 1 ・ 緑化センター開設 8. 3 ・ 早野霊園を早野聖地公園と名称変更（神奈川県公示第751号） 10. 10 ・ 「長尾の里めぐりコース」オープン 10. 30 ・ 等々力緑地に北村西望氏制作の彫刻像「健康美」を設置し、除幕式を行う 12. 1 ・ 早野聖地公園事務所開設	8. 3 ・ 経済審議会「新経済社会7ヵ年計画」を答申。昭和60年目標の都市公園の整備水準を1人当たり約5.6m ² と定める。 8. 13 ・ 都市計画中央審議会「今後の都市公園等の整備と管理のあり方について」を答申。防災公園の緊急整備、第3次都市公園等整備5箇年計画策定の必要性について定める。
昭和55 (1980)	2. 1 ・ 早野聖地公園第1回墓地募集 4. 1 ・ 西部公園事務所開設 4. 19 ・ 中原公園「はだしの広場」オープン 5. 4 ・ 多摩川河川敷「せせらぎと親子広場」オープン 5. 31 ・ 稲田公園「せせらぎ小川」オープン 7. 9 ・ 川崎球場及び周辺環境整備調査研究専門委員会発足。「川崎球場の改築及び周辺環境整備の基本計画並びに管理運営計画について」を諮問 8. 8 ・ 川崎市公園緑地審議会発足 10. 11 ・ 「多摩川の散歩道」オープン	3. 1 ・ 建設省「多摩川河川環境管理計画」を発表
昭和56 (1981)	2. 20 ・ 川崎市公園緑地審議会へ「より快適な都市の地域環境を創造するための市の公園緑地（含街路樹）はいかにあるべきかについて」を諮問 3. 20 ・ 緑ヶ丘霊園中央ロータリー付近に「やすらぎの泉」を完成 4. 7 ・ 等々力庭球場にナイター施設完成 4. 13 ・ 夢見ヶ崎動物公園事務所が新築される。 5. 18 ・ 川崎市自然環境保全審議会「既成市街地における緑の回復育成に関する市民緑化推進の諸方策について」を答申 10. 17 ・ 「たちばなの散歩道」オープン	2. 13 ・ 第3次都市公園等整備5箇年計画が閣議決定される。総額2兆8,800億円、60年度末公園面積5.0m ² /人を目標。 4. 1 ・ 財団法人都市緑化基金が設立。 10. 1 ・ 日本住宅公団と宅地開発公団が合併し、住宅・都市整備公団が発足。
昭和57 (1982)	2. 26 ・ 川崎球場及び周辺環境整備調査研究専門委員会から川崎球場を中心とした富士見公園全体の再開発計画を内容とする答申が出される。 4. 17 ・ 生田緑地に視力障害者のための「かおりの園」がオープン 4. 20 ・ 夢見ヶ崎動物公園に鶏鶏舎及びネイティブ・コーナーがオープン 4. 23 ・ とんびいけ野球場が完成（北部地区初の一般野球場） 5. 8 ・ 等々力硬式野球場のスタンドが改築され、観覧席5,000となる。 8. 1 ・ 台風10号及び18号により多摩川河川敷は全面冠水、公園樹、街路樹も多大な被害を受ける。 9. 1 ・ 早野聖地公園に墓苑サービスセンター完成 10. 3 ・ 等々力陸上競技場がサッカー等球技のできる総合競技場となる。（バックスタンド改装、ナイター施設設置）	6. 30 ・ 都市計画中央審議会公園緑地部会から都市及び地区レベルにおける緑景観のあり方に係る答申が建設大臣に出される。

年 月 日	川 崎 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
昭和57 (1982)	12. 4 12. 11 ・政令指定都市移行及び夢見ヶ崎動物公園開設10周年を記念して野生のヤギ「マーコール」を購入し、披露のための記念式典を行う。 ・日中国交正常化10周年を記念し、友好都市瀋陽市のサッカーチームを招き、等々力陸上競技場で日中親善サッカー大会を行う。	
昭和58 (1983)	1. 28 4. 23 6. 4 6. 11 7 9. 1 11. 4 12. 24 ・米陸軍出版センターが全面返還されたのを契機に整備を進めていた中原平和公園が供用開始 ・指定都市10周年記念事業として渡田新町公園を「泉のある公園」として整備 ・川崎市中原平和公園の平和記念像（日展評議員高橋剛氏作）、野外音楽堂等の施設が完成 ・生田緑地内に藍染めの実演、展示、講習等を行う「伝統工芸館」がオープン ・「2001かわさきプラン」を公表（市の総合基本計画） ・川崎市中原平和公園において姉妹都市をはじめとする7ヵ国9人の著名な彫刻家を招き、「緑と彫刻・国際シンポジウム」を開催（9/1～10/31） ・小沢城址緑地保全地区（6.5ha）を都市計画決定 ・川崎市中原平和公園に「核兵器廃絶平和都市宣言碑」を建立	
昭和59 (1984)	4. 21 4. 24 5. 11 5. 21 6. 4 7. 11 9. 17 ・稲田公園に「さかなの家」がオープン ・とんびいけ球場にナイター施設完成 ・川崎市生田緑地利用計画審議会「生田緑地内ゴルフ場の将来的利用計画並びに生田緑地の利用及び管理について」答申 ・生田ゴルフ場訴訟、東京高裁から職権による和解勧告がなされる。 ・市は和解について市議会に提案、6月19日全会一致で可決。 ・生田ゴルフ場訴訟和解成立 ・市政60周年を記念し、セーシェル共和国から夢見ヶ崎動物公園に「ゾウガメ」が寄贈される。	
昭和60 (1985)	4. 1 4. 30 6. 19 8. 14 9. 14 10. 22 ・川崎市緑化基金創設 ・稲毛公園が広場公園として新たにオープン ・市制60周年と瀋陽市との友好都市提携3周年を記念し動物交換を行い、瀋陽市から「シベリア・ヘラジカ」2頭が夢見ヶ崎動物公園に寄贈 ・多摩川河川敷の国有地を借りてゴルフ場経営していた「川崎パブリックゴルフ場」は10年来争い続けた行政訴訟にピリオドを打ち、昭和62年3月末に明け渡すことで国と和解成立 ・等々力陸上競技場を全天候トラックに改修 ・川崎市制60周年記念総合公園（11.2ha）が都市計画決定される。	

年 月 日	川 崎 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
昭和61 (1986)	3. 14 4. 1 6 6. 26 10. 16 10. 18 10. 31	11. 28
昭和62 (1987)	3. 18 4. 20 5. 1 9. 29	
昭和63 (1988)	3. 5 3. 25 3. 29 5. 2 11. 1	
平成元 (1989)	4. 1 5. 1 11 12. 22	4. 29
平成 2 (1990)	3. 19 4 4. 15 4. 28 4. 29 6 9. 10 11. 8	4. 1 7. 23 9. 30
平成 3 (1991)	3. 10 3. 30 4. 9 5. 3	2. 8 4. 26

年 月 日	川 崎 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
平成 4 (1992)	1. 1 ・ 生田緑地内のゴルフ場（川崎国際カントリー倶楽部）が市に返還される。生田緑地ゴルフ場準備室廃止 1. 10 ・ 川崎国際生田緑地ゴルフ場が公営ゴルフ場としてオープン 3. 31 ・ 市制60周年記念総合公園「水の流れ」完成 4. 15 ・ 中原平和公園に平和館オープン 4. 22 ・ 生田ふれあいの森開設 6 ・ 橘公園にて「ふれあい動物園」開催 7. 1 ・ 環境基本条例施行 7. 24 ・ 生田緑地内に民家園本館が完成 9. 8 ・ 工場緑化20周年記念式典を開催 11. 22 ・ 友好都市提携10周年を記念し、瀋陽市から夢見ヶ崎動物公園に「レッサーパンダ」が寄贈される。	10. 1 ・ 建設省「第4次都市緑化のための植樹等5箇年計画」策定 10. 3 ・ 第9回全国都市緑化かながわフェア（グリーンウェイブ相模原'92）開幕（10/3～11/23・川崎市の日11/15） 12. 9 ・ 都市計画中央審議会「経済社会の変化を踏まえた都市公園制度をはじめとする都市の緑とオープンスペースの整備と管理方策はいかにあるべきか」答申
平成 5 (1993)	2. 4 ・ 川崎市公園緑地審議会から「長期的視点に立った市営霊園のあり方について」答申 3 ・ 「川崎新時代2010プラン」策定 4 ・ 久末ふれあいの森開設 5 ・ サッカーJリーグ開幕。等々力陸上競技場がヴェルディ川崎のホームグラウンドとなる。 5. 26 ・ 等々力陸上競技場照明施設改修完成記念式典を開催 7. 2 ・ 市教育委員会が生田緑地に岡本美術館建設構想を発表 8 ・ 等々力陸上競技場大規模改修に着手 11. 25 ・ 市制60周年記念総合公園の愛称が「王禅寺ふるさと公園」に決定し、記念式典が行われる。併せてウーロンゴン市姉妹都市提携5周年を記念して植樹式が行われる。 12. 1 ・ 川崎・ウーロンゴン市姉妹都市提携5周年記念事業として公園施設（太鼓橋・四阿他）をウーロンゴン市植物園に寄贈	6. 30 ・ 都市公園法施行令の一部が改正され、児童公園の名称が街区公園となり、住民1人当たり公園面積の標準、建築許容面積が変更される。
平成 6 (1994)	2 ・ 人と環境が共生する都市をめざして「川崎市環境基本計画」策定 3 ・ 「早野聖地公園基本計画」策定。自然生態保全観察型公園の整備と高福祉社会型墓地の供給を定める。 4 ・ 市役所通りで「花の街かど景観事業」スタート 5. 2 ・ 野川ふれあいの森開設 10. 25 ・ 富士通㈱川崎工場が「緑の都市賞」の地域緑化部門で審査員長賞を受賞	1 ・ 建設省「環境政策大綱」策定。21世紀初頭を視野におき、中長期的な政策課題と施策の展開方向を明示 6. 24 ・ 都市緑地保全法の改正（緑の基本計画の法定化、緑地保全地区指定要件の拡大等） 6. 29 ・ 建築基準法の改正（住宅地下室の容積率の緩和） 7. 28 ・ 建設省「緑の政策大綱（緑サンサングリーンプラン）」策定

年 月 日	川 崎 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
平成 7 (1995)	3. 22 ・ 生田緑地内に能舞台を備えた枅形山展望台がオープン 7. 26 ・ おっ越し山自然環境保全地域（第2号）が指定される。 8. 31 ・ 等々力陸上競技場スタンド改修記念式典を開催（大型映像装置の新設及びバックスタンドが2層になる。定員25,000人） 10. 25 ・ 「かわさき緑の30プラン」を公表（都市緑地保全法に基づく緑の基本計画） 11 ・ 「川崎市環境教育・学習基本方針」策定	8. 1 ・ 都市緑地保全法の改正（市民緑地制度・緑地管理機構制度の創設、緑化協定が緑地協定に変更） 10. 31 ・ 地球環境保全に関する関係閣僚会議にて「生物多様性国家戦略」が決定される。
平成 8 (1996)	1. 25 ・ 環境基本計画年次報告を公表 3. 25 ・ 生田緑地（戸隠不動尊跡地）整備事業完了 3. 29 ・ リフレッシュパーク事業として初めての渡田新町公園整備事業完了（平成4年度から4ヵ年） ・ 等々力庭球場改修事業完了（かながわ・ゆめ国体に向けて砂入り人工芝に改修） 3. 30 ・ おっ越し山ふれあいの森開設 4. 1 ・ 「川崎市緑化指針」「屋上緑化等の手引き」策定 5. 31 ・ 月読自然環境保全地域（第3号）が指定される	12. 13 ・ 第6次都市公園整備五箇年グリーンプラン2000
平成 9 (1997)	3 ・ 川崎フロンターレ、等々力陸上競技場をホームグラウンドにJリーグ加盟 ・ 「多摩川エコミュージアム構想」策定 3. 27 ・ 富士見庭球場改修事業完了 4 ・ 環境保全局と生活環境局を統合し、環境局として発足（6部18課21事務所） 7 ・ 向河原駅西側暫定緑化事業スタート ・ 川崎市環境行政制度検討委員会へ「川崎市環境行政制度の基本的なあり方について」諮問 8 ・ 環境庁自然共生型地域づくり事業スタート（むじなが池公園、早野聖地公園） 9. 27 ・ 新鶴見操車場跡地においてグラウンドワークモデル事業「新川崎地区・花のふれあい事業」を実施 ・ 南野川ふれあいの森開設	12 ・ 気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）が京都で開催される。
平成10 (1998)	3 ・ 早野聖地公園「里山ボランティア」管理運営計画策定 4. 1 ・ (財)川崎市公園協会と(財)川崎市緑のまちづくり協会が統合し「(財)川崎市公園緑地協会」と名称を変更。 5 ・ 井田山緑地保全地区生態系調査を実施。 9 ・ 新川崎地区花のふれあい事業の一環として「コミュニティガーデン」を整備。 12. 25 ・ 菅生緑地西側地区の用地取得に着手。	9 ・ 「かながわ・ゆめ国体」が開催される。
平成11 (1999)	2. 16 ・ 川崎市公園緑地審議会へ「公園緑地の維持管理のあり方について」を諮問 4 ・ 「ニヶ領せせらぎ館」開館 7 ・ 川崎市環境行政制度検討委員会から「川崎市環境行政制度の基本的なあり方について」答申 9 ・ 人工衛星を使った緑被率調査を実施 11 ・ 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例公布 ・ 川崎フロンターレJ2優勝、J1昇格へ 12 ・ 「川崎市緑の保全及び緑化の推進」に関する条例制定	3 ・ 環境庁「生物多様性保全モデル地域計画（鶴見川流域）」を作成 9 ・ 池のフォーラムを横浜市で開催

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項	
平成12 (2000)	2 3 3. 17 9. 30 6 11 11. 24 12	・川崎市公園緑地審議会から「公園緑地の維持管理のあり方について」答申 ・川崎市環境審議会の設置 ・新川崎地区に緑の広場が完成 ・川崎球場に代る新球場の整備について審議することを目的として「新球場整備準備委員会（委員長：石井一夫横浜国立大学名誉教授）」を設置する。 ・多摩川河川敷にパークボール場（高津区宇奈根）を開設 ・自然環境指導員制度（13期26年）終了 ・富士見公園の川崎球場を解体 ・川崎市環境保全審議会へ「川崎市緑の基本計画における緑化推進重点地区の設定について」を諮問 ・生田緑地「ホテルの里」整備に着手 ・川崎市緑の保全及び緑化の推進条例施行規則の制定及び同条例施行	9 ・谷戸のフォーラムを町田市で開催
平成13 (2001)	2. 10 3. 22 3. 24 3 4 5 6 7 7 9 9. 2 9. 21 11	・地域スポーツと新球場に関するシンポジウムを産業振興会館で開催 ・新球場整備準備委員会から市長あて「新球場の整備に関する基本的考え方について」報告 ・夢見ヶ崎動物公園のフラミンゴ舎建替え ・「多摩川エコミュージアムプラン」策定 ・かわさき水辺の楽校推進協議会設立 ・井田山特別緑地保全地区（中原区市民健康の森）管理運営組織発足 ・菅生緑地（宮前区市民健康の森）管理運営組織発足 ・麻生鳥のさえずり公園（麻生区市民健康の森）管理運営組織発足 ・かわさき水辺の楽校開校 ・小田急電鉄から平成14年3月末をもって向ヶ丘遊園を閉園すると連絡有り。 ・向ヶ丘遊園跡地の庁内検討委員会発足。跡地利用と財源確保 ・川崎市環境保全審議会へ「川崎市における新たな緑地保全方策について」を諮問 ・川崎市環境保全審議会から「川崎市緑の基本計画における緑化推進重点地区の設定について」答申 ・阿部市長就任 ・「多摩川エコミュージアムプラン連絡協議会」を発足	3 5 9 11. 11 12. 4 ・国土交通省が多摩川水系河川整備計画策定 ・都市緑地保全法の一部改正 ・国土交通省が合同庁舎3号館屋上庭園を公開 ・滋賀県大津市において第9回世界湖沼会議開催 ・都市再生本部による都市再生プロジェクトの第3次決定で「大都市圏における都市環境インフラの再生」の中にまとまりのある自然環境の保全・緑の創出が位置づけられる。
平成14 (2002)	2. 2 3 3 4 4 4 11 12. 17	・新世紀記念「咲きますかわさき」事業として、JR川崎駅前に花壇・プランターを設置。市民が草花を植栽する。 ・向ヶ丘遊園が閉園 ・東生田緑の保全地域（多摩区市民健康の森）管理運営組織発足 ・浮島町公園（川崎区市民健康の森）管理運営組織発足 ・夢見ヶ崎動物公園（幸区市民健康の森）管理運営組織発足 ・春日台公園・橋特別緑地保全地区（高津区市民健康の森）管理運営組織発足 ・向ヶ丘遊園内ばら苑のバラ及び施設が小田急電鉄(株)から寄贈され生田緑地内ばら苑として春と秋に一般開放 ・とどろき水辺の楽校開校 ・川崎区及び幸区に公園緑地愛護会区連絡協議会設置 ・夢見ヶ崎動物公園（健康の森）富士見デッキ完成	3 3. 1 3. 27 7. 12 ・国土交通省が「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を策定 ・都市再生プロジェクト 農林水産省、国土交通省、環境省及び関係都県市からなる「自然環境総点検に関する協議会」が設置される。 ・地球環境保全に関する関係閣僚会議にて、「(新) 生物多様性国家戦略」が決定される。 ・自然環境総点検に関する協議会による総点検で、首都圏の「保全すべき自然環境」を抽出

年 月 日		川 崎 に 関 す る 事 項	参 考 事 項	
平成15 (2003)	1	・ 中原区に公園緑地愛護会区連絡協議会設置 ・ 多摩区に公園緑地愛護会区連絡協議会設置 ・ 屋上緑化等助成制度開始 ・ 50本の樹木を「まちの樹」として指定 ・ 川崎駅周辺地区、小杉地区、新百合丘地区の3地区について、緑化推進重点地区計画を策定 ・ 高津区、宮前区、麻生区に公園緑地愛護会区連絡協議会設置 ・ 生田緑地整備構想策定委員会立上げ。市民参加のもと「生田緑地整備構想」「生田緑地整備基本計画」「生田緑地管理計画」を策定。 ・ 王禅寺ふるさと公園で「ふれあい動物園」開催	1	・ 自然再生推進法が成立
	3			
	4. 1		3. 28	・ 自然環境総点検に関する協議会等により「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」の中間報告がまとめられる。
	5. 6			
	7		6. 25	・ 国土交通省が「緑地保全と緑化の推進によるヒートアイランド現象緩和効果について」発表
	7. 16		7	・ 国土交通省が「美しい国づくり政策大綱」を策定
				・ 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」公布
	10. 17		8	・ 川崎市、横浜市、町田市の3市連携緑地保全会議が発足
			9	・ 地方自治法の改正（指定管理者制度）
			10. 10	・ 社会資本整備重点計画閣議決定
平成16 (2004)	3. 30	・ 夢見ヶ崎動物公園にレムール舎完成 ・ 生田緑地整備構想、糸井委員長から市長に報告 ・ 浮島町公園にビオトープ完成 ・ 等々力第2サッカー場にナイター施設設置 ・ 向ヶ丘遊園跡地利用検討委員会より向ヶ丘遊園跡地利用に係わる検討結果報告 ・ 環境保全審議会を廃止し、環境審議会を設置 ・ 向ヶ丘遊園跡地利用について小田急電鉄株と基本合意	1	・ ヒートアイランド対策大綱まとまる
	3. 31		3. 15	・ 自然環境総点検に関する協議会等により首都圏の自然環境の保全、再生、創出を総合的に考慮した「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」を策定、公表される。
	4. 1			
	7. 16		4	・ 「浜名湖花博」開幕
	10		6	・ 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」公布
	11		6. 2	・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の公布
	11. 24		6. 18	・ 都市緑地保全法等の一部を改正する法律の公布（都市緑地保全法から都市緑地法に題名変更、緑地保全地区から特別緑地保全地区に名称変更、立体都市公園制度創設、借地公園の保存規定の明確化等、都市公園法の一部改正等）
			10	・ 新潟中越地震
			12. 17	・ 改正都市緑地法、都市公園法、政令・省令とも施行
平成17 (2005)	2. 1	・ 浮島町公園に風力発電機を3基設置し、ライトアップ ・ 生田緑地整備基本計画、市長に報告 ・ 等々力緑地（中央グランド周辺）基本計画図作成 ・ 環境局緑政部に「多摩川施策推進担当」新設 ・ 市営緑ヶ丘霊園にて「世界環境デーに一万本植樹～市民が進める森づくり～」の植樹イベントを開催	2. 16	・ 京都議定書の発効
	3. 29		4	・ 「愛・地球博覧会」開幕
	3. 31		4. 28	・ 「京都議定書目標達成計画」閣議決定
	5. 30		7. 17	・ 知床の世界自然遺産登録
			10	・ 「神奈川県環境基本計画」改定

年 月 日		川 崎 に 関 す る 事 項	参 考 事 項	
平成18 (2006)	2. 24	- 等々力陸上競技場メインアプローチに「愛・地球博（愛知万博）」に出展されていた風力発電モニュメントの風車7基の寄贈を受け、川崎フロンターレフラッグをライトアップ - 大師公園に指定管理者制度を導入 - 川崎市環境審議会へ「川崎市緑の基本計画の改定について」を諮問	3	・「神奈川みどり計画」策定
	4		4	・「第3次環境基本計画」閣議決定
	4. 21		5	・公園管理運営士認定試験スタート
			6. 1～ 3. 31 12. 20	- 八都県市「地球温暖化防止キャンペーン」 - 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）が施行 - 一定の公園施設の設置に関する基準を定める省令が施行
平成19 (2007)	3	「川崎市多摩川プラン」策定 「第3回アメリカンフットボールワールドカップ2007川崎大会」が等々力陸上競技場及び川崎球場で開催 - 川崎市環境審議会から「川崎市緑の基本計画の改定について」答申 - 大師河原水防センター開館	3	・美しい日本の歴史的風土百選決まる
	7. 7		4. 5	・「戦略的環境アセスメント導入ガイドラインについて」公表
	10. 2		5	・内閣府主催、第1回「緑の式典」举行
	12. 16		6. 1	・「21世紀環境立国戦略」閣議決定
平成20 (2008)	3. 31	「川崎市緑の基本計画」改定 「川崎市緑の実施計画」策定 - 等々力陸上競技場を第1種陸上競技場に全面改修 - 等々力緑地中央グラウンドに第3種補助陸上競技場（全天候トラック）が完成 - 経済局から環境局に「川崎市緑化センター」移管 - 北京オリンピック代表選考会を兼ねた「第92回日本陸上競技選手権大会」が等々力陸上競技場で開催 「スーパー陸上競技大会2008川崎」が等々力陸上競技場で開催 「等々力緑地再編整備検討委員会」設立	2. 7	・「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方（指針）」の公表
	3			
	4. 1		3. 7	・「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」閣議決定
	6. 26～ 6. 29		3. 28	・「改定京都議定書目標達成計画」閣議決定
	9. 23		4. 1	・「エコツーリズム推進法」施行
	10		6. 6	・「生物多様性基本法」公布
			6. 13	・「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布
			7 7. 29	- G8北海道洞爺湖サミット 「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定
平成21 (2009)	2. 25	- 王禅寺源左衛門谷緑の保全地域を解除 - 川崎市環境審議会へ「長期未整備公園・緑地のあり方について」を諮問	1. 9	・「都市公園における遊具の安全管理に関する調査の集計概要について」の公表
	7		7. 17	「平成20年全国屋上・壁面緑化施工面積調査について」の公表 「生物多様性民間参画ガイドライン」の公表

年 月 日	川 崎 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
平成22 (2010)	2. 25 4 10 10. 22 10. 31	・川崎市環境審議会から「長期未整備公園・緑地のあり方について」答申 ・川崎市緑化センターに指定管理者制度が導入 ・だいし水辺の楽校開校 ・川崎市緑の基本計画が、緑の都市賞で内閣総理大臣賞を受賞 ・『かわさき臨海のもりづくり』共同アピールイベントを開催
平成23 (2011)	1. 31 3 11	・「長期未整備公園緑地の対応方針」策定 ・「第2期川崎市緑の実施計画」策定 ・「等々力緑地再編整備実施計画」策定 ・「生田緑地ビジョン」策定 ・「等々力陸上競技場整備計画」策定
平成24 (2012)	2 3 4 6 12. 21	・生田緑地中央広場整備 ・生田緑地東口ビジターセンター、西口サテライト整備 ・川崎市環境審議会へ「川崎市生物多様性地域戦略の策定にむけた基本的な考え方について」を諮問 ・「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画策定 ・川崎市環境審議会へ「川崎市における緑地総合評価の見直しについて」を諮問
平成25 (2013)	3 4. 1 7 11	・生田緑地マネジメント会議設立 ・「等々力硬式野球場整備計画」策定 ・生田緑地及び緑地内博物館施設の横断的な管理運営（指定管理）開始 ・川崎市環境審議会から「川崎市生物多様性地域戦略の策定に向けた基本的な考え方」答申 ・公園財団法人へ移行 ・川崎市環境審議会へ「川崎市における市営霊園の今後のあり方について」を諮問 ・福田市長就任
平成26 (2014)	2. 24 3 12	・川崎市環境審議会から「川崎市における緑地総合評価の見直しについて」答申 ・「第3期川崎市緑の実施計画」策定 ・「生物多様性かわさき戦略～人と生き物つながりプラン～」策定 ・緑ヶ丘霊園に無縁合葬墓「みどりの丘」を整備 ・川崎市環境審議会から「市営霊園の今後のあり方について」答申
平成27 (2015)	3 3. 14 4. 1 6. 9 12	・多摩川丸子橋硬式野球場の完成 ・等々力陸上競技場メインスタンド完成、供用開始 ・富士見公園南側に指定管理者制度を導入 ・川崎富士見球技場が改修され、本市初となるネーミングライツが導入。愛称が「富士通スタジアム川崎」に決定 ・川崎市環境審議会へ「川崎市緑の基本計画の改定について」を諮問 ・「市営霊園の整備と管理の方針」策定

年 月 日	川 崎 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
平成28 (2016)	3 4. 10 11 ・「川崎市新多摩川プラン」策定 ・「川崎市公園施設長寿命化計画」策定 ・等々力第1サッカー場に寄附による人工芝及びナイター施設整備 ・生田緑地初山地区広場 供用開始 ・「生田緑地における協働のパークマネジメント」の取組が、緑の都市賞国土交通大臣賞を受賞	4 5. 27 12 ・熊本地震 ・新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について（新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終とりまとめ）公表 ・「SDGs実施指針」策定
平成29 (2017)	2 3 3. 23 4. 1 7 12 ・「御幸公園梅香事業推進計画」策定 ・等々力緑地正面広場整備事業完了 ・生田緑地ブランドロゴ・メッセージ策定 ・川崎市環境審議会から「川崎市緑の基本計画の改定」について答申 ・生田緑地西口展望広場 供用開始 ・夢見ヶ崎動物公園サポーター制度開始 ・「多摩川エコミュージアムプランの推進」人をつなげる森と川～ニヶ領せせらぎ館をまちの広場に～の取組が、国土交通大臣表彰である、手づくり郷土賞（大賞部門）を受賞	6. 15 6 ・「都市緑地法等の一部を改正する法律」公布（都市緑地法、生産緑地法、都市公園法、都市計画法、建築基準法の一括改正） ・TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）は自主的な情報開示に関する提言を公表
平成30 (2018)	3 ・「川崎市緑の基本計画」改定 ・「第1期川崎市緑の実施計画」策定 ・「川崎市街路樹管理計画」策定 ・「川崎市営霊園整備計画」策定 ・「川崎市夢見ヶ崎動物公園基本計画」策定 ・等々力陸上競技場第2期整備「整備計画」策定	2 12 ・「都市再生特別措置法の一部を改正する法律案」の閣議決定（都市のスポンジ化対策（空き地・空き家）） ・防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策
平成31 令和元 (2019)	2 3 3. 31 4 5. 25 7 12 ・「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」策定 ・「生田緑地整備の考え方」をとりまとめ ・緑ヶ丘霊園合葬型墓所の完成 ・稲田公園「さかなの家」閉鎖 ・生田緑地枳形山展望台リニューアル ・多摩川サイクリングコース橋梁（ピクニック橋）完成 ・SDGs未来都市に選定 ・「市民100万本植樹運動」100万本植樹達成「市民150万本植樹運動」として取組を継続	10 12 7 ・令和元年東日本台風 ・「SDGs実施指針」を改定 ・「グリーンインフラ推進戦略」策定
令和2 (2020)	2. 4 10 11. 12 ・多摩川サイクリングコースの愛称を、「かわさき多摩川ふれあいロード」に決定 ・等々力球場の供用開始 ・「脱炭素戦略（かわさきカーボンゼロチャレンジ2050）」策定	9 10 11 ・都市再生特別措置法等の一部改正（ウォータープルシティ）、災害ハザードエリアでの開発規制、立地適正化計画の強化（防災指針） ・2050年カーボンニュートラル宣言 ・道路法の一部改正（歩行者利便増進道路）

令和3 (2021)	2	・「環境基本計画」改定 ・「パークマネジメント推進方針」策定 ・「全国都市緑化かわさきフェア基本構想」策定 ・緑ヶ丘霊園内に小区画な一般墓所の整備開始	7	・流域治水関連法の一部改正され、都市緑法に基づく特別緑地保全地区の指定対象に雨水貯留浸透地帯が追加 ・TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）は自主的な情報開示に関する最終提言を公表 ・「地球温暖化対策計画」を閣議決定
	3		9	
			10	
令和4 (2022)	1	・「富士見公園再編整備基本計画」策定 ・「全国都市緑化かわさきフェア基本計画骨子」策定 ・「等々力緑地再編整備実施計画」改定 ・「第2期川崎市緑の実施計画」策定 ・「川崎市営霊園整備計画」改定 ・「地球温暖化対策推進基本計画」改定 ・公募設置管理制度（Park-PFI）を本市初活用し、池上新町南緑道における事業者を選定 ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）及び都市公園法のPark-PFI制度に基づく事業手法を活用し、「富士見公園再編整備事業」を担う事業者と事業契約を締結	5	・「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」施行 ・都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言 ・生物多様性条例第15回締約国会議（COP15）が開催され、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択
	2		10	
	3		12	
	12			
令和5 (2023)	3	・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく事業手法を活用し、「等々力緑地再編整備・運営等事業」を担う事業者と事業契約を締結	3	・「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定 ・「熱中症対策実行計画」を閣議決定 ・「民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価の在り方検討会」中間とりまとめを公表 ・「グリーンインフラ推進戦略2023」策定 ・「グリーンインフラ実践ガイド」策定 ・「都市緑地法等の一部を改正する法律案」を閣議決定
			5	
		・「全国都市緑化かわさきフェア基本・実施計画」策定	6	
			9	
			10	
	8		2	

建設緑政局緑政関連の条例、要綱等

(条例) 川崎市インターネットホームページで閲覧できます。

川崎市環境基本条例
川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例、施行規則
川崎市都市緑地法施行細則
川崎市都市公園条例、施行規則
川崎市墓地条例、施行規則
川崎市霊堂条例、施行規則
川崎市緑化センター条例、施行規則
川崎市風致地区条例、施行規則

(要綱) 川崎市インターネットホームページで閲覧できます。 ※「組織で探す」⇒「各課のページ」

みどりの管理課の所管する要綱

都市公園内における防災用資器材保管庫の設置許可基準
公園緑地内駐車場等放置自動車処理要綱
川崎市瀟秀園管理運営要綱
等々力緑地屋内野球練習場管理運営要綱
川崎市等々力緑地釣池管理運営要綱
等々力緑地陸上競技場管理運営要綱
川崎市中原平和公園野外音楽堂管理運営要綱
有料施設使用料の減免取扱基準
建設緑政局所管公園プール運営要綱

みどり・多摩川協働推進課の所管する要綱

川崎市公園緑地報奨金交付要綱
川崎市街路樹等愛護会要綱
街区公園等の管理運営に関する要綱
管理運営協議会・公園緑地愛護会合同連絡会設置要綱
川崎市「わがまち花と緑のコンクール」実施要綱
旧西部公園事務所の緑のボランティア団体の使用に関する取扱要綱
川崎市緑化指針
かわさき里山コラボに関する要綱
多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議設置要綱
里山保全管理活動に関する要綱
公園緑地における市民による草花の育成活動に関する取扱い要綱
川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例第9条の規定に基づく公園等整備指針
川崎ふるさとの小径憩いの場に関する要綱
川崎しみどりの事業所の推進に関する要綱
川崎市緑の推進事業補助金交付要綱
川崎市緑地保全・緑化推進法人の指定等に関する要綱
川崎市市民緑地設置管理計画の認定に関する要綱
地域緑化推進地区の緑化活動に関する支援実施要綱
川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課 キャラクター使用承諾要綱

みどりの保全整備課の所管する要綱

「ふれあいの森」設置事業要綱
まちの樹の指定及び管理に関する要綱
保存樹木及び保存樹林の指定及び管理に関する要綱
緑の保全地域等管理事業要綱
緑地保全事業要綱
川崎市市民緑地設置事業要綱
多摩川河口青少年サイクリングコース設置及び管理要項

(計画) 川崎市インターネットホームページで閲覧できます。

川崎市緑の基本計画	企画課 (200)2399
川崎市街路樹管理計画	みどりの保全整備課 (200)2395
川崎市公園施設長寿命化計画	みどりの保全整備課 (200)2395
富士見公園再編整備基本計画	富士見・等々力再編整備室 (200)2408
多摩川エコミュージアムプラン	みどり・多摩川協働推進課 (200)2268
川崎市新多摩川プラン	みどりの事業調整課 (200)1200
川崎市営霊園整備計画	霊園事務所 (813)1182
川崎市夢見ヶ崎動物公園基本計画	夢見ヶ崎動物公園 (588)4030
生田緑地ビジョン	みどりの事業調整課 (200)1202
生田緑地の自然の保全・利用方針	生田緑地整備事務所 (934)8577
生田緑地植生管理計画	生田緑地整備事務所 (934)8577
等々力緑地再編整備実施計画	富士見・等々力再編整備室 (200)2408
等々力陸上競技場整備計画	富士見・等々力再編整備室 (200)2408
等々力陸上競技場第2期整備「整備計画」	富士見・等々力再編整備室 (200)2408
等々力硬式野球場整備計画	富士見・等々力再編整備室 (200)2408

川崎市の緑地保全制度

種 類 根拠法令等	対 象	行為の制限等	優遇措置等
特別緑地保全地区 ・都市緑地法第12条 ・都市計画法第8条	風致や景観に優れ、動植物の生息地として保全する必要がある緑地等で、緑地総合評価※のAランクを基本とし、かつ概ね0.3ha以上の規模のまとまりのある緑地を対象としている。 <u>Aランクについて</u> ・市街化区域の概ね0.1ha以上0.3ha未満の樹林地であっても、地元要望があり、かつ市民による保全管理が確実に図られる樹林地 ・市街化区域の概ね0.1ha以上0.3ha未満の樹林地であっても、公園・緑地に隣接し、一体となって0.3ha以上となる樹林地 <u>Bランクについて</u> ・多摩丘陵軸及び多摩川崖線軸内の概ね0.3ha以上の樹林地 ※緑地総合評価 緑地保全施策をより効果的に推進していくために、市域に残された1,000㎡以上の樹林地の現状を把握し、植生等各種のデータを整理・評価しA・B・Cランクに分け、保全すべき樹林地の優先順位を明らかにするための評価	あらかじめ市長の許可が必要な行為 (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取等の土地の形質の変更 (3) 木竹の伐採	・相続税が8割評価減 ・固定資産税が最高1/2の評価減 ・譲渡所得には2,000万円の控除が適用 ・(固定資産税+都市計画税)×1.5の算出金額を助成 ・神奈川県から自然保護奨励金として助成(面積1.0ha以上)

緑の保全地域 ・川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例 第10条	市民生活の良好な環境の確保に寄与すると認められる豊かな林相、水辺地等と一体になった緑地等で、緑地総合評価がA・B・Cランクを基本とし、概ね0.1ha以上のまとまりを持った緑地を対象としている。	あらかじめ市長に届出が必要な主な行為 (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土石の採取又はたい積その他の土地の形質の変更 (3) 木竹の伐採又は移植	・(固定資産税＋都市計画税)×1.5で算出された金額を助成
緑地保全協定 ・緑地保全事業要綱	良好な自然の存する地域で、緑地総合評価のA・B・Cランクとし、概ね0.1ha以上で固定資産税課税台帳の課税地目が「山林」「原野」「保安林」「池沼」の緑地を対象としている。	現況変更をしようとするときは届出が必要	・(固定資産税＋都市計画税)×1.1を助成 (助成・協定期間5年)
ふれあいの森 (市民緑地) ・ふれあいの森設置事業要綱 (都市緑地法第54条の2)	300㎡以上の樹林地について土地所有者の理解と協力を得て借り受け、散策路や休息エリア等を整備し、レクリエーション活動や自然観察等の場としての活用を促進するものである。	契約期間中の土地利用は不可	・有償借地の場合は、固定資産税課税評価額を基に借地料を算出し、1年ごとに契約 ・無償借地の場合は、契約地の固定資産税及び都市計画税が免除

広報用冊子・パンフレット類

名 称	内 容	問い合わせ先
川崎の公園	本市公園・緑地の統計資料	みどりの管理課 (200)2394
川崎市公園・緑地等位置図	本市の公園・緑地等の位置を示した図 (1/25,000)	
川崎市緑の基本計画(概要版)	川崎市緑の基本計画の概要説明	企画課 [緑政計画] (200)2399
「かわさき臨海のもりづくり」 緑化推進計画(概要版)	「かわさき臨海のもりづくり」 緑化推進計画の概要説明	みどり・多摩川協働推進課[緑化推進] (200)2380
花と緑と私のまちづくり	地域緑化推進地区の手引き	
川崎市緑化基金	川崎市緑化基金の案内	
川崎市の緑化推進	緑化推進施策と助成制度について	
屋上と壁面の緑化 ～花と緑の楽園づくり～	屋上緑化の紹介	
緑化推進重点地区計画	川崎駅周辺地区、小杉地区、新百合丘地区、溝の口駅周辺地区、宮前平・鷺沼駅周辺地区、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区、新川崎・鹿島田駅周辺地区の緑化推進重点地区計画の概要	
川崎散歩ゆるり旅	遊歩道の案内	

川崎市緑化指針 川崎市緑化指針ダイジェスト版	緑地の保全・創出・育成にあたり必要な具体的・技術的なガイドライン	みどり・多摩川協働推進課 [緑化指導] (200) 2391
緑化協議の手引き	「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑化協議の手引き	
緑の活動団体に登録しませんか	緑化活動への助成制度の案内	みどり・多摩川協働推進課 [協働推進] (200) 2365
二ヶ領せせらぎ館	せせらぎ館の案内	みどり・多摩川協働推進課 [多摩川・水辺協働] (200) 2268
多摩川エコミュージアムプラン	多摩川エコミュージアムプランの紹介	
多摩川緑地パークボール場	パークボール場の案内	
多摩川であそぼう！ かわさき今昔あそびマップ	多摩川の動植物や緑地、 昔と今の子どもの遊びの紹介	
大師河原水防センター (大師河原干潟館)	大師河原水防センター (大師河原干潟館) の案内	
川崎市の緑地保全制度	市域の緑の現況と緑地保全制度の案内	みどりの保全整備課 [緑地保全] (200) 2381
生田緑地概要	生田緑地の概要紹介	みどりの保全整備課 [公園緑地] (200) 2388
菅生緑地概要	菅生緑地の概要紹介	
川崎市新多摩川プラン(概要版)	川崎市新多摩川プランの概要説明	みどりの事業調整課 [事業調整] (200) 1200
多摩川は今(川崎市新多摩川プラン実施事業報告書)	川崎市新多摩川プランに基づく年度実績について取りまとめたもの	
等々力緑地概要	等々力緑地の概要紹介	富士見・等々力再編整備室 (200) 2408
夢見ヶ崎動物公園 (リーフレット)	夢見ヶ崎動物公園の案内	夢見ヶ崎動物公園 (588) 4030
川崎市緑ヶ丘霊堂(納骨堂)をご利用される方のために	緑ヶ丘霊堂の案内	霊園事務所 (811) 0013
合葬型墓所のご案内	合葬型墓所の案内	
王禅寺ふるさと公園 (マップ)	王禅寺ふるさと公園内のマップ	麻生区役所道路公園 センター (954) 0505
生田緑地MAP	生田緑地の案内	生田緑地東口ビジター センター (933) 2300

※在庫が終了している場合もありますが閲覧は可能です。お問い合わせください。

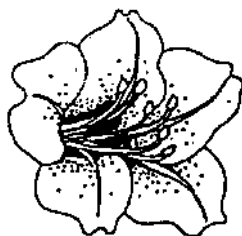
有 償 配 布 物

名 称	問い合わせ先
川崎市緑の基本計画	企画課〔緑政計画〕(200)2399

※川崎市インターネットホームページで閲覧ができます。

川崎市緑の基本計画 <http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000023138.html>

市民の花・市民の木



市民の花：ツツジ

市民の木：ツバキ

市民にゆかりの深いもの、親しみのあるもの、都市緑化にふさわしいもの等を考えて、多くの候補の中から市民投票で選ばれました。(市制 50 周年を記念して昭和 49 年 12 月 1 日に制定)

区の花・区の木

	川 崎 区 (H24 年度制定)	幸 区 (H24 年度制定)	中 原 区	高 津 区 (H14 年度制定)	宮 前 区 (H11 年度制定)	多 摩 区 (H8 年度制定)	麻 生 区 (H24 年度制定)
花	ヒマワリ ビオラ	ヤマブキ	パンジー (H9 年度制定)	スイセン	コスモス	モモ スミレ	ヤマユリ
木	銀杏 長十郎梨	ハナミズキ	モモ (H26 年度制定)	ウメ	サクラ	ナシ ハナミズキ	禅寺丸柿

大都市公園緑地関係部局

札幌市建設局 みどりの推進部	〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館6階	TEL 011-211-2533 (みどりの推進課)
仙台市建設局 百年の杜推進部	〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1	TEL 022-214-8395 (公園課)
さいたま市都市局 みどり公園推進部	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4	TEL 048-829-1420 (都市公園課)
千葉市都市局 公園緑地部	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1	TEL 043-245-5773 (緑政課)
東京都建設局 公園緑地部	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1	TEL 03-5320-5369 (計画課)
横浜市環境創造局 みどりアップ推進部	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10	TEL 045-671-2644 (みどりアップ推進課)
相模原市環境経済局	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15	TEL 042-769-8243 (公園課)
新潟市土木部	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町 602番地1	TEL 025-226-3061 (みどりの政策課)
静岡市都市局 都市計画部	〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1	TEL 054-221-1432 (緑地政策課)
浜松市都市整備部	〒430-0923 浜松市中区北寺島町617番地の6 南土木整備事務所1階	TEL 053-457-2586 (緑政課)
名古屋市緑政土木局 緑地部	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3丁目1-1	TEL 052-972-2493 (緑地事業課)
京都市建設局	〒604-8571 京都市中京区寺町 通御池上る上本能寺前町488	TEL 075-222-4114 (みどり政策推進室)
大阪市建設局 公園緑化部	〒553-0005 大阪市福島区野田1-1-86 大阪中央卸売市場本場 業務管理棟6階	TEL 06-6469-3816 (調整課)
堺市建設局 公園緑地部	〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号	TEL 072-228-7424 (公園緑地整備課)
神戸市建設局 公園部	〒651-0084 神戸市中央区磯部通3丁目1番7号 コンコルディア神戸5階	TEL 078-595-6461 (計画課)
岡山市都市整備局 都市・交通部	〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1	TEL 086-803-1392 (庭園都市推進課)
広島市都市整備局 緑化推進部	〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34	TEL 082-504-2390 (緑政課)
北九州市建設局 公園緑地部	〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1	TEL 093-582-2466 (緑政課)
福岡市住宅都市局 公園部	〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1	TEL 092-711-4446 (政策課)
熊本市都市建設局 土木部	〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1	TEL 096-328-2523 (公園課)

公園の種別

種 別		種 別	内 容
住区基幹 公 園		街 区 公 園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。 街区内に居住する者が容易に利用することができる範囲で、1か所当たり0.25haを標準として配置する。
		近 隣 公 園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。 近隣に居住する者が容易に利用することができる範囲で、1か所当たり2haを標準として配置する。
		地 区 公 園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。 徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができる範囲で、1か所当たり4haを標準として配置する。
都市基幹 公 園		総 合 公 園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1か所当たり面積10～50haを標準として配置する。
		運 動 公 園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1か所当たり面積15～75haを標準として配置する。
特 殊 公 園		風 致 公 園	主として風致を享受することを目的とする公園で、樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置する。
		動植物公園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で、都市規模に応じて適切に配置する。
		歴 史 公 園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で、文化財の立地に応じ適宜配置する。
		広 場 公 園	主として市街地の中心部における休息又は鑑賞の用に供することを目的とする都市公園で、商業、業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。
		墓 園	その面積の2/3以上を園地等とする景観の良好な且つ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じ配置する。
		交 通 公 園	児童の交通知識及び交通道徳を体得させることを目的とする公園で、当該都市の特殊性にもとづいて適宜配置する。
大 規 模 公 園	広 域 公 園		主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1か所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション 都市		大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に全体規模1,000haを標準として配置する。
緩 衝 緑 地			大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都 市 緑 地			主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1か所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加または回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。
都 市 林			主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とするもので市街地及びその周辺部において、まとまった面積を有する樹林地において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。
緑 道			災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地で、幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
国の設置に係わる都市公園			主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては1か所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。

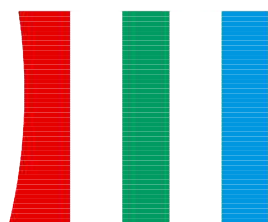
○臨海公園……港湾管理者（川崎市）が、川崎市港湾施設条例第2条の港湾環境整備施設に位置付け管理している公園等

みどりと公園

緑政事業概要

令和6年10月

発行	川崎市
編集	建設緑政局総務部 企画課
電話	044(200)2399



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市